

経済産業省委託事業 平成29年度補正

「グローバル企業展開・イノベーション促進事業(経済連携協定利用円滑化事業)」

TPP11解説書

TPP11の特恵関税の活用について



TPP11 の全体像と本書の目的

日本を含む 11 カ国が加盟する「環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定」(CPTPP、通称 TPP11)が、2018 年 12 月 30 日に発効しました(注 1)。この『TPP11 解説書—TPP11 の特惠関税の活用について』は、TPP11 の特惠関税(注 2)の利用方法について紹介するものです。

TPP11 は、もともと 30 章からなる広範な通商ルールを規定した「環太平洋パートナーシップ協定(TPP)」を基礎としています。そのうち、米国が離脱したことで一部の項目を凍結して発効したものが TPP11 です(6～8 ページのコラム「TPP11 と TPP の関係」を参照)。TPP11 加盟国の GDP を合計すると米国離脱後も世界全体の

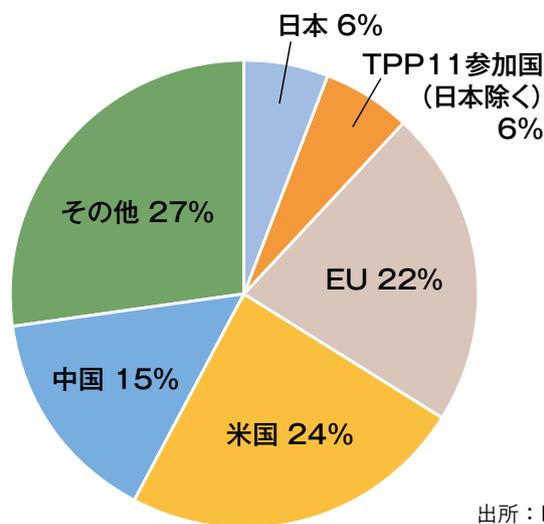
12%を占める大型の協定といえます。

TPP11 は、従来の自由貿易協定(FTA)や経済連携協定(EPA)(注 3)に比べて物品の市場アクセスにおける自由化水準(関税撤廃率)が高く、環境、労働、知的財産、競争、電子商取引など幅広い内容を扱うことなどを理由に「21 世紀型協定」とも呼ばれています。このように幅広い分野を扱う協定ですが、本書では特に関心が高い「物品の市場アクセス(関税撤廃・削減)」を取り上げます。TPP11 では、日本を除く 10 カ国で 99%の関税撤廃が約束されており、物品貿易でのメリットが期待されています。本書では、TPP11 の特惠関税のメリットを得るための手順をステップごとに解説します。

TPP11 加盟の11カ国



TPP11 締約国の経済規模(2017 年)



(注 1) TPP11 締約国のうち、2018 年 12 月 30 日時点での発効国は、メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、豪州の 6 カ国となりました。残りの 5 カ国については、国内手続きが完了した国より随時、TPP11 の適用対象となります。

(注 2) TPP11 締約国間で貿易をする際に、一定の条件(原産地規則)を満たしたときに適用される特別な関税を特惠関税と呼びます。

(注 3) FTA とは、二つ以上の国・地域が、相互に物品の関税やその他の貿易障壁等を削減・撤廃すること(および、サービス貿易を自由化すること)を目的として締結する国・地域間の条約のこと。一方、貿易の自由化に加え、投資規制撤廃、知的財産権保護制度、政府調達、各分野の協力、ビジネス環境整備などを含む、幅広い経済関係の強化を図る協定のことを日本では EPA と言います。本書では EPA で統一します。

TPP11締約国との通商関係

特惠税率利用の手続き面の解説に入る前に、TPP11による関税撤廃・削減の効果について概観しておきましょう。まず、TPP11の中には、日本と初めてEPAを締結する国があります。カナダとニュージーランドの2カ国です。日本は、これら2カ国向け輸出では、関税撤廃・削減の効果が特に期待されます。内閣官房(2015年10月)によると、工業製品の貿易額に占める無税割合(即時撤廃割合)は、カナダ向けは47%から68%、ニュージーランド向けは79%から98%へそれ

ぞれ上昇し、将来的には100%無税化すると試算されています。

既に、二国間でEPAを締結・発効している場合も、従来の約束を上回る関税撤廃・削減が実現する場合があります。例えば、ベトナム向け輸出で高関税が賦課されている「3,000cc超の乗用車」は日ベトナムEPAおよび日ASEAN・EPAでは関税削減対象になりませんでした。TPP11では10年目に関税が撤廃されます。

図表a TPP11締約国間との既存EPA

		輸出先										
		カナダ	メキシコ	ペルー	チリ	豪州	ニュージーランド	シンガポール	マレーシア	ベトナム	ブルネイ	日本
輸出元	カナダ	—				新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規
	メキシコ		—			新規	新規	新規	新規	新規	新規	
	ペルー			—		新規	新規		新規	新規	新規	
	チリ				—							
	豪州	新規	新規	新規		—						
	ニュージーランド	新規	新規	新規			—					新規
	シンガポール	新規	新規					—				
	マレーシア	新規	新規	新規					—			
	ベトナム	新規	新規	新規						—		
	ブルネイ	新規	新規	新規							—	
	日本	新規					新規					—

〔注〕「新規」部分は初めてEPAが発効する国間、それ以外の部分は二国間EPAが発効済みの国間。メキシコとシンガポール、マレーシア、ベトナム間、ペルーとマレーシア、ベトナム間には途上国貿易特惠関税制度(GSTP)が発効しているが、対象品目が少ないため、初めてEPAが発効する国間とした。
〔資料〕各国政府資料から作成

TPP11による関税撤廃・削減の概要

TPP11による関税撤廃・削減によって、日本から各締約国市場へのアクセスは大きく改善します。全品目でみると、日本を除く10カ国では最終的に関税を99%以上撤廃する予定です(図表b)。

工業製品だけみると、日本を除く10カ国向け輸出では、品目数ベースで86.6%、貿易額ベースで87.2%の関税が即時撤廃され、将来的に品

目数、貿易額いずれも99.9%の関税が撤廃される予定です(図表c)。

これまで日本が締結したEPAと比べても、極めて高い関税撤廃率となりました。例えば、2015年1月に発効した日豪EPAでは豪州向け工業製品輸出の即時撤廃率が輸出額の82.6%でしたが、TPP11ではこれを上回る94.2%になる見通しです。

図表b TPP11締約国の関税撤廃率(全品目)

国	日本	カナダ	メキシコ	チリ	ペルー	マレーシア	シンガポール	ベトナム	ブルネイ	豪州	ニュージーランド
品目数ベース	95%	99%	99%	100%	99%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
貿易額ベース	95%	100%	99%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(資料)内閣官房資料から作成(2015年10月)

図表c TPP11 締約国の即時撤廃率と関税撤廃率(工業製品)

国名	即時撤廃率		関税撤廃率	
	品目数ベース	貿易額ベース	品目数ベース	貿易額ベース
カナダ	96.2%	68.4%	100%	100%
ニュージーランド	93.8%	98.0%	100%	100%
メキシコ	77.1%	94.6%	99.6%	99.4%
チリ	95.1%	98.9%	100%	100%
ペルー	80.2%	98.2%	100%	100%
マレーシア	80.3%	77.3%	100%	100%
シンガポール	100%	100%	100%	100%
ベトナム	71.0%	72.1%	100%	100%
ブルネイ	90.4%	96.4%	100%	100%
豪州	91.7%	94.2%	99.8%	99.8%
10カ国全体	86.6%	87.2%	99.9%	99.9%
(参考)日本	95.2%	98.8%	100%	100%

(注)「品目数ベース」については各国の2015年1月時点の国内細分に、「貿易額ベース」については2010年の日本からの輸出額に基づき計算。網掛けの国とは初めてEPAを発効する。

(資料)経済産業省資料から作成

TPP11の特恵関税利用手続きの概要と本書の構成

TPP11の発効によって、TPP11締約国間で輸出入する際に、特恵関税が利用でき、関税撤廃・削減のメリットを享受することができます。ただし、有利な条件をTPP11締約国の製品にのみ与えることになるため、当該製品は同協定で定められた「原産地規則」という条件（輸出入される貨物が原産品として認められるための要件）を

満たす必要があります。本書はTPP11での特恵関税の適用を受けられるよう以下の「TPP11の特恵関税利用の流れ」に沿って、「関税編」と「原産地規則編」に分けて手順を説明します。

本書がTPP11活用を促進し、皆様の海外ビジネス展開成功の一助となれば幸いです。

TPP11の特恵関税利用の流れ（本書の構成）

※次ページの Contents（目次）に対応しています。

関税編

自社が輸出する品目を特定し、輸出相手国（輸入国）で適用される TPP11 の特恵関税率（TPP11 税率）を調べます。

A：輸出する品目のHSコードを特定する

輸出入の際に商品进行分类する番号を HS コード（関税分類番号）と呼びます。TPP11 税率は HS コードに基づき規定されているため、自社の輸出品目の HS コードを特定することから始めます。



B：関税率を調べる

TPP11 税率を調べ、通常適用される最恵国税率（MFN 税率）や他の EPA 税率より低くなっていることを確認します。



原産地規則編

TPP11 税率の適用を受けるため、原産地規則を満たし、原産地証明書を準備します。

C：原産地規則を満たしているか確認する

自社の製品に適用される TPP11 の原産地規則を確認し、その規則を満たす必要があります。



D：原産地証明書を準備する

原産地規則を満たし、原産資格があると判断された場合は、原産地証明書を準備します（輸入国税関で原産品であることを証明する際に必要です）。

Contents

関税編

A：輸出する品目のHSコードを特定する

1. HSコードの特定

1-1 HSコードとは	10
【参考】HSコードの改正	11
1-2 HSコードの調べ方	13
【参考】TPP11における事前教示制度	18

B：関税率を調べる

2. 関税率の調べ方

2-1 関税率の種類	22
2-2 関税率を調べる手順	23
2-3 通常適用される税率(MFN税率)を調べる	24
【参考】情報技術協定(ITA)について	25
2-4-1 ①「譲許表」の見方	26
2-4-2 ②「実施区分」の確認方法～	27
【参考】関税撤廃の取り決め	28
2-4-3 ③「段階的撤廃(線形)」の考え方	29
2-4-4 ④関税率の計算方法～	30
【参考】各国の譲許表と品目別原産地規則(PSR)	31
【参考】物品貿易に関するその他の留意点	32
2-5 その他のEPA税率を調べる①	36
2-5 その他のEPA税率を調べる②	37
2-6 MFN税率とTPP11税率、EPA税率を比較する	38
【参考】「World Tariff」の使い方	39
【参考】課税標準について	41

3. TPP11による関税撤廃・削減で想定されるビジネス事例

3-1 これまでEPAを締結していない国への輸出	42
3-2 既存EPAよりも有利な条件のもの	43

4. 各国の関税引下げ方法(実施区分)と情報源

4-1 カナダ(実施区分一覧)	44
-----------------	----

カナダ(固有の実施区分)	45
カナダ(情報源)	46
4-2 メキシコ(実施区分一覧)	47
メキシコ(固有の実施区分)	48
メキシコ(情報源)	49
4-3 チリ(実施区分一覧)	50
チリ(情報源)	51
4-4 ペルー(実施区分一覧)	52
ペルー(情報源)	53
4-5 マレーシア(実施区分一覧)	54
マレーシア(情報源)	54
4-6 シンガポール(実施区分一覧)	55
シンガポール(情報源)	55
4-7 ベトナム(実施区分一覧①)	56
ベトナム(実施区分一覧②)	57
ベトナム(固有の実施区分)	58
ベトナム(情報源)	59
4-8 ブルネイ(実施区分一覧)	60
ブルネイ(固有の実施区分)	61
ブルネイ(情報源)	61
4-9 豪州(実施区分一覧)	62
豪州(固有の実施区分)	62
豪州(情報源)	63
4-10 ニュージーランド(実施区分一覧)	64
ニュージーランド(情報源)	64
4-11 日本(実施区分一覧①)	65
日本(実施区分一覧②)	66
日本(実施区分一覧③)	67
日本(実施区分一覧④)	68
日本(固有の実施区分①)	69
日本(固有の実施区分②)	70
日本(固有の実施区分③)	71
日本(固有の実施区分④)	72
日本(固有の実施区分⑤)	73
日本(情報源)	74

原産地規則編

C:原産地規則を満たしているか確認する

5. 原産地規則

5-1-1 原産地規則の概要	76
5-1-2 原産地規則の全体像	77
5-2 TPP11における原産性の判断基準	78
5-3-1 原産性判定方法① 関税分類変更基準	82
5-3-2 原産性判定方法② 付加価値基準	85
5-3-3 原産性判定方法③ 加工工程基準	89

6. 救済規定

6-1-1 関税分類変更基準を満たさない場合の救済規定 ～僅少の非原産材料(デミニマス)～	92
6-1-2 デミニマス・ルールの例外 (適用できないケース)	93
6-2-1 付加価値基準の救済規定 ロールアップ(1)	94
6-2-1 付加価値基準の救済規定 ロールアップ(2) ～内製部材に含まれる非原産材料にも適用～	95
6-2-2 付加価値基準の救済規定 トレーシング	96
6-2-3 付加価値基準の救済規定 材料の価額(1) ～生産に使用される材料の価額～	97
6-2-3 付加価値基準の救済規定 材料の価額(2) ～材料の調達価額の基準と有利な調整～	98
6-2-4 自動車分野の品目別原産地規則	99

7. 累積

7-1-1 累積 ～柔軟なサプライチェーンの実現～	102
7-1-2 累積 ～PSRの基準を複数国の工程で達成～	104

8. その他の規定

8-1 再製造品	106
8-2 代替性のある製品または材料	107
8-3 附属品等、小売用または輸送用の 包装・こん包材料及び容器の扱い	108
8-4 製品のセット	109
8-5 通過及び積替え	110

9. 繊維及び繊維製品の原産地規則

9-1-1 非原産材料を使用して生産される製品	112
9-1-2 繊維-製品種類別のPSR概要	113
9-2 弾性生地 of the ルール、縫糸ルール、 絹100%の着物または帯	114
9-3 繊維製品におけるデミニマス・ルール	115
9-4 ショートサプライ・リスト(SSL)	116
9-5 手工芸品または民芸品、製品のセット	117

D:原産地証明書を準備する

10. 証明手続き

10-1 日本が締結したEPAにおける原産地証明制度	120
10-2-1 特恵待遇の要求	121
10-2-2 特恵待遇の要求 原産地証明書の記載事項とイメージ図	122
10-3 軽微な誤り、表現の相違の取り扱い	124
10-4 輸入・輸出、書類保存に関する義務	125
10-5 原産地証明書の根拠	126
10-6 根拠書類の一例	127
10-7 原産性の確認手続	133
10-8 秘密の取扱い・罰則	135

TPPの全30章と凍結項目

TPP11は、全30章に及ぶTPP協定の各規定を原則として取り込みつつ、それらのうち22項目を凍結項目(特定規定の適用の停止)として決めました。その多くが米国の主張によりTPPの協定に加えられた要求度の高い項目でしたので、凍結によって特に新興・途上国には受け入れやすい内容となったといえます。

凍結された22項目をみると、半数に当たる11項目は第18章の知的財産権の章に関連しています。具体例としては、同章に含まれている「一般医薬品のデータ保護期間及び生物製剤のデータ保護期間」の規定が挙げられます。同規定では新

規医薬品について政府当局の販売承認後5年間、生物製剤について販売承認後8年間、当該品の特許期間が失効していたとしても、ジェネリック医薬品の販売を認めないことが取り決められていました。しかし、TPP11ではこの規定が凍結されたこととなります。一方、凍結項目は全体から見ると一部に留まっており、市場アクセス(関税撤廃など)、原産地規則、電子商取引、国有企業など、TPPで合意されたルールの多くは、TPP11にそのまま受け継がれています(注)。

(注)このようにTPP11はTPP協定を基礎としているため、本書で具体的な協定内容を参照するときは、TPP協定の規定を指します。

■環太平洋パートナーシップに関する包括的かつ先進的な協定(CPTPP、通称TPP11)の構成

第1条 TPP協定の組込み(incorporation)

※当条にて、2016年にニュージーランドで作成された以下のTPP協定(加入、効力発生、脱退などを定めた第30章最終規定の一部を除く)を、TPP11協定に組み込むことを規定。

第2条 特定の規定の適用の停止(凍結)

第3条 効力発生

第4条 脱退

第5条 加入

第6条 本協定の見直し(review)

第7条 正文(英・仏・西)

■環太平洋パートナーシップ協定(TPP)章立て

第1章 冒頭の規定及び一般的定義

第2章 内国民待遇及び物品の市場アクセス

第3章 原産地規則及び原産地手続

第4章 繊維及び繊維製品

第5章 税関当局及び貿易円滑化(1項目凍結)

第6章 貿易救済

第7章 衛生植物検疫(SPS)措置

第8章 貿易の技術的障害(TBT)

第9章 投資(1項目凍結)

第10章 国境を越えるサービスの貿易(2項目凍結)

第11章 金融サービス(1項目凍結)

第12章 ビジネス関係者の一時的な入国

第13章 電気通信(1項目凍結)

第14章 電子商取引

第15章 政府調達(2項目凍結)

第16章 競争政策

第17章 国有企業及び指定独占企業(1項目凍結)

第18章 知的財産権(11項目凍結)

第19章 労働

第20章 環境(1項目凍結)

第21章 協力及び能力開発

第22章 競争力及びビジネスの円滑化

第23章 開発

第24章 中小企業

第25章 規制の整合性

第26章 透明性及び腐敗行為の防止(1項目凍結)

第27章 運用及び制度に関する規定

第28章 紛争解決

第29章 例外

第30章 最終規定

(注)緑字カッコ内は、TPP11協定(CPTPP)における凍結項目数

物品の市場アクセス分野以外の注目分野

本書は物品の市場アクセスに焦点を当て、TPP11における特惠関税のメリットを享受する方法を解説したのですが、その他に注目され

る貿易円滑化、投資・サービス貿易、電子商取引、知的財産権の分野でどのようなメリットがあるのか、紹介します。

急送貨物は、6時間以内に引き取りを許可(TPP協定第5章・貿易円滑化措置)

TPP11では、税関での手続きなどについてルールが定められ、貿易円滑化への効果が期待されています。通関手続きについては、到着している急送貨物は必要な税関書類の提出後6時間以内に貨物の引き取りを許可することが定められたほか、通常貨物も48時間以内の引き取り許可を目指すことが定められました。このほか、通関手続きに必要な情報のインターネット上での公開義務や、手続きを単一の窓口で電子的に処理することも締約国の努力義務とされました。

また、日本からの輸出を検討している品目について、原産性の判断や関税分類、関税評価等に関して輸出先税関に直接問い合わせできる事前教示制度の導入が義務付けられました。原則として、申請後150日以内には回答を得られ、その回答は少なくとも3年間有効となります。事前教示制度により、輸出する物品のHSコードなどを事前に確認できるようになり、原産性の証明などの手続きのための作業を進めやすくなります。

日系コンビニ等を通じて輸出拡大へ(第9章・投資、第10章・サービス貿易)

サービス貿易や投資に関しては原則自由とされ、例外的に規制される分野のみが協定上で列挙されています。例えば、ベトナムではこれまで、外資企業がコンビニやスーパーなど小売流通業で進出する際、2店舗目からの出店には現地政府の審査(経済需要テスト(Economic Needs Test))が必要でした。審査基準が不明瞭で、日系企業の進出にとってハードルとなっていました。TPP11発効から5年後の廃止が定められました。

またマレーシアでも小売業に対する外資規制が緩和されます。従来、コンビニへの外資出資が認められていませんでしたが、TPP11によりフランチャイザー以外の外資が30%まで出資可能になります。

これらコンビニ、スーパーなどの日系小売流通業が進出することで、食品、日用品など、日本ブランドの商品の輸出拡大が見込まれます。

電子商取引を先進的なルールで自由化へ(第14章・電子商取引)

各国・地域で市場拡大が見られる電子商取引(Eコマース)において、TPP11では世界的にみても高水準の自由化を目指す先進的なルール作りが行われました。まず、企業による事業実施のためであれば、個人情報を含む情報の越境移動を認可することが定められ、国を越えたデータ移転の自由が認められることになりました。また、外国企業にサーバーなどのコンピューター関連設備の国内設置を求めることも禁止されました。これにより、Eコマースを利用して締約国に販売する際に、外国に設備を用意するよう求められることもなくなります。締約国が、ソフトウェアの設計図ともいえるソースコードの開示を要求することも禁止されたため、必要以上に機密情報を開示する必要がなくなります。こうした自由化は、日本企業によるEコマースの利用拡大を促し、海外での競争力強化に貢献することが期待されます。

知的財産分野で保護を強化、手続きを円滑に(第18章・知的財産)

TPP11では、知的財産に係わる分野も規定しています。例えば、商標権や著作権侵害の恐れのある物品が、輸入地の締約国税関の職権で差し止められるようになります。また締約国には、商標の不正使用に対する損害賠償制度の導入が義務化されるほか、商標権の侵害に対する刑事罰の導入も義務化されます。

商標出願手続きの簡素化も見込まれます。締約国は、TPP11批准にあたり商標に関する国際約束である「マドリッド協定議定書」または「商標法シンガポール条約」の締結が求められます。これらを締結することで、日本の特許庁を通じて、複数国への出願を一括して行うことなどが可能になります。

さらに営業秘密の不正取得に対する刑事罰の導入も規定され、海外展開に伴う機密漏洩の懸念解消も期待されます。

加えてTPP11では、地理的表示(GI)の保護・認定において、過度な負担を課さないこと、異議申し立てや取消しの手続きを定めること、なども規定しています。GIとは、伝統的な生産方法や気候・風土・土壌などの生産地の特性が商品のブランドとして確立している場合に、これら産品の名称を知的財産として登録し保護する制度です。国際協定に従って海外でもGIが保護・認定されることで、わが国の農林水産物・食品・酒類のブランド化が促進され、輸出拡大に期待がかかります。

A 輸出する品目の HSコードを 特定する

HSコードは輸出入の際に商品を分類するコード番号のことで、ほぼ全世界で利用されています。TPP11の特恵関税率はHSコードに基づき規定されていますので、税率を調べる際には、まず商品のHSコードを調べる必要があります。

1. HSコードの特定

HSコードは輸出入の際に商品进行分类するコード番号のことで、ほぼ全世界で利用されています。TPP11の特恵関税率はHSコードに基づき規定されていますので、税率を調べる際には、まず商品のHSコードを調べる必要があります。

1-1 HSコードとは

HSコードとは、「商品の名称及び分類についての統一システム (Harmonized Commodity Description and Coding System) に関する国際条約」に基づいて定められた、輸出入の際に商品进行分类するコード番号のことで、日本では「関税分類番号」とも呼ばれています。世界税関機構(WCO)が定めた商品分類で、ほぼ全世界で採用されています。これに基づいて関税率、原産地規則を調べることができるほか、貿易統計に利用されます。

HSコードの構成は、下記のとおりとなっています(図表1-1)。

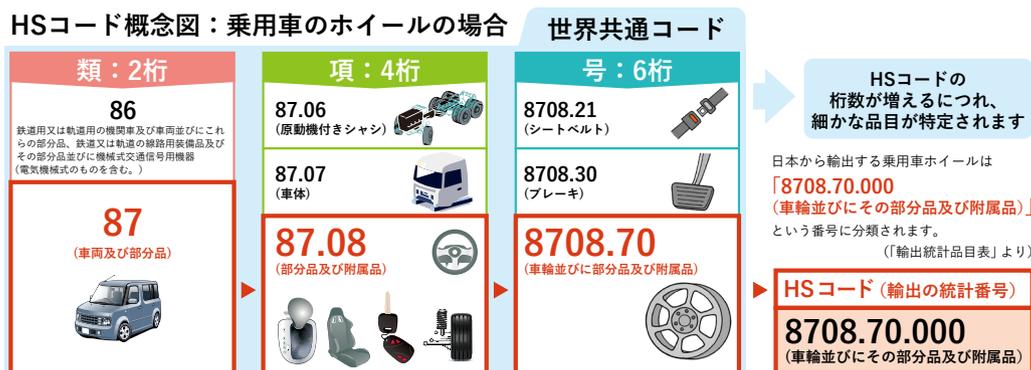
- ①「類(Chapter) 上2桁」 (例) 第87類
- ②「項(Heading) 上4桁」 (例) 第8708項
- ③「号(Subheading) 上6桁」 (例) 第8708.70号
- ④「統計細分(Statistical code) 7桁以降」 (例) .000



21部97類で構成されるHSコード(詳しくは16-17ページ参照)は、上2桁、4桁、6桁の順番に製品分類が細分化されていて、上6桁までが世界共通のコードとして利用されています。7桁目以降の部分は統計細分と呼ばれ、国ごとに異なります。日本は統計細分の3桁を加えた、合計9桁のHSコードを定めています。

TPP11では、2012年基準(HS2012)に従って、関税撤廃・削減スケジュールが定められています。HSコード(共通6桁部分)は5年程度に一度、改正が行われます。HSコードの改正については、次ページ「(参考)HSコードの改正」をご覧ください。

図表1-1 HSコードの例(自動車部品)



【参考】HSコードの改正

- HSコード（共通6桁部分）は5年程度に一度、改正が行われます。今回は2017年に改正が行われ、現在、通常の貿易では2017年基準（HS2017）が利用されています。今回の改正内容は233カ所あり、内訳は農業（85カ所）、化学（45カ所）、木材（13カ所）、繊維（15カ所）、金属（6カ所）、機械（25カ所）、輸送機器（18カ所）、その他（26カ所）となっています。主な改正内容の1つは、国際連合食糧農業機関（FAO）の提案に基づく、地球規模で関心の高い環境・社会問題に関する内容です。水産資源、森林資源などの保存の観点から、関係品目の貿易取引をより正確に把握することを目的とした改正が行われました。

化学品の分野では、化学兵器条約の下で管理されている特殊化学物質、ロッテルダム条約の下で管理されている有害な化学物質、ストックホルム条約の下で管理されている残留性有機汚染物質について、新しく号（Subheading）が導入されました。

技術革新に伴う改正分野としては、新聞印刷用紙サイズ基準の見直し、LED電球、マルチコンポーネントIC（集積回路）、ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、電気自動車などの新技術を考慮した見直しが行われました。

改正内容については、以下のリンクをご覧ください。

- ➡ <http://www.wcoomd.org/en/topics/nomenclature/instrument-and-tools/hs-nomenclature-2017-edition/~media/97CAF837DA7144B488DF7FB83387DC7A.ashx>

- ページ10（前頁）のとおり、TPP11では2012年基準（HS2012）に従って関税撤廃・削減スケジュールが定められています。HSコードの改定により、TPP11で各国が約束した関税撤廃・削減スケジュールに影響することはありません。協定文書では、2017年以降に世界共通のHSコード（6桁）と7桁以降を加えた各国の国内品目表が、TPP第2章付属書2-D（関税に係る約束）の内容に抵触する場合、協定が定める物品貿易小委員会で解決に向けた議論が行われることが定められています。

WCOが発表した2012年基準と2017年基準の比較表は以下のリンクをご覧ください。

- ➡ http://www.wcoomd.org/-/media/wco/public/global/pdf/topics/nomenclature/instruments-and-tools/hs-nomenclature-2017/2016/table_i_trp1712_en_rev1.pdf?db=web

一方、各国当局は2017年のHSコード改正を受け、7桁以降の統計細分を加えた国内品目表の改正を発表しています。国内品目表は不定期に改正される場合がありますので、輸出入取引を行う際には、最新のコード情報を確認することが重要です。

実際に、日本とニュージーランドの場合で具体的に比較してみましょう。

例えば、「リンの含有量が全重量の0.5%以下の非合金鉄鉄」について、日本では「7201.10」の後に「010」などが追加されて、「7201.10.010」と分類されています(図表1-2)。一方、ニュージーランドの場合には、「7201.10」の後に「00.00D」が追加されて、「7201.10.00.00D」と分類されて

います。また、日本ではけい素の含有量などによって「7201.10.091(けい素の含有量が全重量の1.6%未満の非合金鉄鉄)」などと別途分類を設けています。このようにHSコードの7桁目以降については、各国間で番号が異なることに加えて、細分そのものに違いがありますので注意が必要です。

図表1-2 日本とニュージーランドのHSコードの違い

統計番号 Statistical code		品名 Description
番号 H.S. code		
		第1節 一次材料及び粒状又は粉状の物品
72.01		鉄鉄及びスピゲル(なまこ形、ブロックその他の一次形状のものに限る。)
7201.10		非合金鉄鉄(リンの含有量が全重量の0.5%以下のものに限る。)
	010	- けい素の含有量が全重量の1.2%未満でリンの含有量が全重量の0.04%以下のもの
		- その他のもの
	091	- - けい素の含有量が全重量の1.6%未満のもの
	099	- - - その他のもの
7201.20	000	非合金鉄鉄(リンの含有量が全重量の0.5%を超えるものに限る。)
7201.50	000	合金鉄鉄及びスピゲル
72.02		フェロアロイ
		フェロマンガ
7202.11	000	炭素の含有量が全重量の2%を超えるもの
7202.19	000	その他のもの
		フェロシリコン
7202.21	000	けい素の含有量が全重量の55%を超えるもの
7202.29	000	その他のもの
7202.30	000	フェロシリコマンガ
		フェロクロム
7202.41	000	炭素の含有量が全重量の4%を超えるもの
7202.49	000	その他のもの

Number	Statistical Key		Goods
	Code	Unit	
L - PRIMARY MATERIALS; PRODUCTS IN GRANULAR OR POWDER FORM			
72.01			
7201.10	00	00D	kg -- Non-alloy pig iron containing by weight 0.5 % or less of phosphorus
7201.20		00H	kg -- Non-alloy pig iron containing by weight more than 0.5 % of phosphorus
7201.50		01G	kg -- Alloy pig iron, spiegeleisen:
		09B	kg -- Spiegeleisen
72.02			
Ferro-alloys:			
			-- Ferro-manganese:
7202.11		00G	kg -- Containing by weight more than 2 % of carbon
7202.19		00C	kg -- Other
			-- Ferro-silicon:
7202.21		00L	kg -- Containing by weight more than 55 % of silicon
7202.29		00G	kg -- Other
7202.30		00K	kg -- Ferro-silico-manganese
			-- Ferro-chromium:
7202.41		00H	kg -- Containing by weight more than 4 % of carbon
7202.49		00D	kg -- Other
7202.50		00G	kg -- Ferro-silico-chromium
7202.60		00L	kg -- Ferro-nickel
7202.70		00D	kg -- Ferro-molybdenum
7202.80		00H	kg -- Ferro-tungsten and ferro-silico-tungsten
			-- Other:
7202.91		00F	kg -- Ferro-titanium and ferro-silico-titanium
7202.92		00L	kg -- Ferro-vanadium
7202.93		00E	kg -- Ferro-niobium
7202.99		00B	kg -- Other
72.03			
Ferrous products obtained by direct reduction of iron ore and other spongy ferrous products, in lumps, pellets or similar forms; iron having a minimum purity by weight of 99.94 %, in lumps, pellets or similar forms:			
7203.10		00L	kg -- Ferrous products obtained by direct reduction of iron ore
7203.90		00K	kg -- Other
72.04			
Ferrous waste and scrap; remelting scrap ingots of iron or steel:			
7204.10		00J	tne -- Waste and scrap of cast iron
			-- Waste and scrap of alloy steel:
7204.21		00G	tne -- Of stainless steel
7204.29		00C	tne -- Other
7204.30		00F	tne -- Waste and scrap of tinned iron or steel
			-- Other waste and scrap:

6桁までは全世界共通

国内細分については各国で異なります。

1-2 HSコードの調べ方

輸出入申告書に記載するHSコード（日本国内細分）については「輸出統計品目表」、または「実行関税率表」で調べることができます（図表1-3）。なお、TPP11の特恵税率を利用して日本からTPP11締約国へ輸出する場合、輸出先となる国のHSコード（国内細分）を調べる必要があります（ただし前述のとおり、「号（6桁）」までは世界共通）。

■輸出統計品目表（税関） ➡ <http://www.customs.go.jp/yusyutu/index.htm>

■実行関税率表（税関） ➡ <http://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>

日本のHSコードは税関のウェブサイトにある輸出統計品目表または実行関税率表で調べることができます。貿易取引の際に必要な輸出入申告書に記載する日本国内細分のHSコードは、日本からの輸出申告の場合は「輸出統計品目表」を、日本への輸入申告の場合は「実行関税率表」を参照します。この他、次ページで紹介する税関の「概況品コード表」や「関税率表解説・分類例規」、日本関税協会が発行している「HS商品インデックス」を使ってHSコードを調べることができます。

ただし、TPP11締約国向けに輸出する際、実際のHSコード及び関税率を決定するのは、輸入国税関です。この点について、自社製品のHSコードでの分類が特定できない場合、TPP11では「事前教示制度」と呼ばれる確認制度が導入されることが決まっています（18ページ参照）。これは輸入国に事前に書面をもって確認をとるプロセスです。同制度を利用すれば、輸入国の判断を事前に知ることができます。

図表1-3 輸出統計品目表の見方

	統計番号 Statistical code		品名 Description	単位 Unit	
	番号 HS code			I	II
項(4桁)	87.11		モーターサイクル(モペットを含むものとし、サイドカー付きであるかいないかを問わない。)、補助原動機付きの自転車(サイドカー付きであるかいないかを問わない。)及びサイドカー		
号(6桁)	8711.10		シリンダー容積が50立方センチメートル以下のピストン式内燃機関(往復動機関に限る。)付きのもの		
国内細分 (7桁以降)	910	--	中古のもの		NO
	920	--	その他のもの	数量単位	NO

輸出申告は



「輸出統計品目表」

編集：輸出統計品目表編纂委員会
出版：日本関税協会

輸入申告は



「実行関税率表」

編集：実行関税率表編纂委員会
出版：日本関税協会

品目を一般的な名称で記載している「概況品コード表」(図表1-4)と具体例を記している「関税率表解説・分類例規」(図表1-5)も、HSコードを調べる上で参考になります。

■概況品コード表(税関)

URL : <http://www.customs.go.jp/toukei/sankou/code/code.htm>

■関税率表解説・分類例規(税関)

URL: <http://www.customs.go.jp/tariff/kaisetu/index.htm>

日本関税協会が発行している『HSコードが誰でも簡単に素早く探せる HS商品インデックス』では、五十音順、関税分類順に、HSコードを調べることができます。

図表1-4 概況品コード表

概況品コード P.C.Code	単位 Unit	概況品目 Articles	統計品目番号 (HSコード) HS-Code
(中略)			
211	MT	雑物用繊維及びくず TEXTILE FIBERS, THEIR WASTE	1404.20, 50.01~50.03, 51.01~51.05, 52.01~52.03, 53.01~53.05, 55.01~55.07, 63.09~63.10, 7019.12, 7019.19-900
21105	MT	人造繊維 SYNTHETIC FIBERS	55.01~55.07
2110501	KG	(合成繊維短繊維) SYNTHETIC STAPLE FIBERS	55.01, 55.03, 55.06
2110503	MT	(ビスコースレーヨン短繊維) STAPLE FIBERS OF VISCOSE RAYON	5504.10

概況品目を参照し、
HSコードを調べる



「HSコードが誰でも簡単に素早く探せる
HS商品インデックス」(改訂版)
出版: 日本関税協会

図表1-5 関税率表解説・分類例規

	関税率表解説	分類例規	
		国際例規	国内例規
(中略)			
第11部	紡織用繊維及びその製品	-	○
第50類	絹及び絹織物	○	○
第51類	羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物	-	○
第52類	綿及び綿織物	○	○
第53類	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物	○	○
第54類	人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品	○	○
第55類	人造繊維の短繊維及びその織物	-	-

各類の詳細を参照し、号を調べる

品目を一般的な名称で記載している「概況品コード表」は、HSコードを調べる入り口として便利です。税関のウェブサイト上の概況品目とHSコードの対照表を参照し、当該品目が含まれるHSコードを輸出統計品目表で調べることができます。

さらに、税関のウェブサイト上の「関税率表解説・分類例規」を参照すると、各類詳細が確認できます。例えば、第52類の「5208 綿織物(綿の重量が全重量の85%以上で、重量が1平方メートルにつき200グラム以下のものに限る。)」は次ページのように分類されています(図表1-6)。

例えば、「-漂白してないもの」には、その下に続く「5208.11-平織りのもので、重量が1平方メートルにつき100グラム以下のもの」「5208.12-平織りのもので、重量が1平方メートルにつき100グラムを超えるもの」「5208.13-3枚綾(あや)織り又は4枚綾(あや)織り(破れ斜文織りを含む。)のもの」「5208.19-その他の織物」を含みます。第52類が含まれる「第11部 紡織用繊維及びその製品」の総説にも、詳細な分類の基準が示されています。

図表1-6 関税率表解説・分類例規の例

52.08 綿織物（綿の重量が全重量の 85%以上で、重量が 1 平方メートルにつき 200 グラム以下 のものに限る。）

－漂白してないもの

5208.11 ー平織りのもので、重量が 1 平方メートルにつき 100 グラム以下のもの
 5208.12 ー平織りのもので、重量が 1 平方メートルにつき 100 グラムを超えるもの
 5208.13 ー 3 枚綾（あや）織り又は 4 枚綾（あや）織り（破れ斜文織りを含む。）のもの
 5208.19 ーその他の織物

－漂白したもの

5208.21 ー平織りのもので、重量が 1 平方メートルにつき 100 グラム以下のもの
 5208.22 ー平織りのもので、重量が 1 平方メートルにつき 100 グラムを超えるもの
 5208.23 ー 3 枚綾（あや）織り又は 4 枚綾（あや）織り（破れ斜文織りを含む。）のもの
 5208.29 ーその他の織物

－浸染したもの

5208.31 ー平織りのもので、重量が 1 平方メートルにつき 100 グラム以下のもの
 5208.32 ー平織りのもので、重量が 1 平方メートルにつき 100 グラムを超えるもの
 5208.33 ー 3 枚綾（あや）織り又は 4 枚綾（あや）織り（破れ斜文織りを含む。）のもの
 5208.39 ーその他の織物

－異なる色の糸から成るもの

5208.41 ー平織りのもので、重量が 1 平方メートルにつき 100 グラム以下のもの
 5208.42 ー平織りのもので、重量が 1 平方メートルにつき 100 グラムを超えるもの
 5208.43 ー 3 枚綾（あや）織り又は 4 枚綾（あや）織り（破れ斜文織りを含む。）のもの
 5208.49 ーその他の織物

－なせんしたもの

5208.51 ー平織りのもので、重量が 1 平方メートルにつき 100 グラム以下のもの
 5208.52 ー平織りのもので、重量が 1 平方メートルにつき 100 グラムを超えるもの
 5208.59 ーその他の織物

この項には、重量が 1 平方メートルにつき 200 グラム以下で、綿の重量が全重量の 85% 以上の織物を含む（織物については、11 部の総説（I）（C）に記載がある。）。

綿織物には、各種のものがあり、その特性にしたがって、衣類、家庭用リネン、寝台覆い、カーテンその他の室内用品等の製造に使用される。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 包帯で、医薬用又は小売用にしたもの（30.05）
- (b) 58.01 項の織物
- (c) テリータオル地及び類似のテリー織物（58.02）
- (d) もじり織物（58.03）
- (e) 59.11 項の技術的用途に供する織物

図表1-7 関税分類(HSコードの上2桁) 一覧(1類~97類)

第1部	動物(生きているものに限る。)及び動物性生産品
第1類	動物(生きているものに限る。)
第2類	肉及び食用のくず肉
第3類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲(せい)無脊椎(せきつい)動物
第4類	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品
第5類	動物性生産品(他の類に該当するものを除く)。
第2部	植物性生産品
第6類	生きている樹木その他の植物及びびりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉
第7類	食用の野菜、根及び塊茎
第8類	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮
第9類	コーヒー、茶、マテ及び香辛料
第10類	穀物
第11類	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン
第12類	採用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物
第13類	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス
第14類	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品
第3部	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう
第15類	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう
第4部	調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品
第16類	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲(せい)無脊椎(せきつい)動物の調製品
第17類	糖類及び砂糖菓子
第18類	ココア及びその調製品
第19類	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品
第20類	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品
第21類	各種の調製食料品
第22類	飲料、アルコール及び食酢
第23類	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料
第24類	たばこ及び製造たばこ代用品
第5部	鉱物性生産品
第25類	塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント
第26類	鉱石、スラグ及び灰
第27類	鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう
第6部	化学工業(類似の工業を含む。)の生産品
第28類	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物
第29類	有機化学品
第30類	医療用品
第31類	肥料
第32類	なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ
第33類	精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類
第34類	せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品
第35類	たんぱく系物質、変性でん粉、膠(こう)着剤及び酵素
第36類	火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料
第37類	写真用又は映画用の材料
第38類	各種の化学工業生産品
第7部	プラスチック及びゴム並びにこれらの製品
第39類	プラスチック及びその製品
第40類	ゴム及びその製品
第8部	皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品
第41類	原皮(毛皮を除く。)及び革
第42類	革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品
第43類	毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品
第9部	木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物
第44類	木材及びその製品並びに木炭
第45類	コルク及びその製品
第46類	わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝状細工物
第10部	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品
第47類	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙
第48類	紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品
第49類	印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案

第11部	紡織用繊維及びその製品
第50類	絹及び絹織物
第51類	羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物
第52類	綿及び綿織物
第53類	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物
第54類	人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品
第55類	人造繊維の短繊維及びその織物
第56類	ウエディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品
第57類	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物
第58類	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布
第59類	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品
第60類	メリヤス編物及びクロセ編物
第61類	衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)
第62類	衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。)
第63類	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ
第12部	履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品
第64類	履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品
第65類	帽子及びその部分品
第66類	傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品
第67類	調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品
第13部	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品
第68類	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品
第69類	陶磁製品
第70類	ガラス及びその製品
第14部	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣
第71類	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣
第15部	卑金属及びその製品
第72類	鉄鋼
第73類	鉄鋼製品
第74類	銅及びその製品
第75類	ニッケル及びその製品
第76類	アルミニウム及びその製品
第77類	(欠番)
第78類	鉛及びその製品
第79類	亜鉛及びその製品
第80類	すず及びその製品
第81類	その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品
第82類	卑金属製の工具、道具 刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品
第83類	各種の卑金属製品
第16部	機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生機の機器並びにこれらの部分品及び附属品
第84類	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品
第85類	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品
第17部	車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品
第86類	鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器(電気機械式のものを含む。)
第87類	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品
第88類	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品
第89類	船舶及び浮き構造物
第18部	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品
第90類	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品
第91類	時計及びその部分品
第92類	楽器並びにその部分品及び附属品
第19部	武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品
第93類	武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品
第20部	雑品
第94類	家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具(他の類に該当するものを除く。)及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物
第95類	がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品
第96類	雑品
第21部	美術品、収集品及びことう
第97類	美術品、収集品及びことう

【参考】TPP11における事前教示制度①

■事前教示制度(Advance Rulings)とは：

締約国が自国の輸入者、他の締約国の輸出者もしくは生産者からの書面による要請に対して、書面による事前の教示を行う制度をいいます(図表1-8)。

■確認できる内容：

事前教示制度を利用して、以下の内容を確認することができます。

- ①関税分類
- ②特定の事案のために用いられる関税評価基準の適用について
- ③原産性の判定(原産地規則及び原産地手続きの規定に基づく原産品であるかどうか)
- ④締約国が決定するその他の事項

■回答までの時間：

締約国は可能な限り迅速に、最長でも150日以内に事前の教示を行うことを約束しています。

■有効期間：最低3年間

■利用上の注意点：

- ①輸入国が要求する全ての情報を提出する必要があります。
対象となる物品の見本も含まれる場合があります。
- ②教示内容は、各国法が定める秘密の取扱いに係る要件に従うことを条件として、公開される可能性があります。
日本の税関も過去の教示内容を紹介しています。

➡ <http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/bunrui/index.htm>

チリや日本などでは、過去の照会内容について公開されています。類似品目の照会事例があれば、参考にすることができます(図表1-9)。

図表1-8 TPP11における事前教示制度の利用フロー



【参考】TPP11における事前教示制度②

チリの税関当局はNormas Administrativas (http://www.aduana.cl/aduana/site/tax/port/all/taxport_28_203__1.html) というページに、海外の輸出者から要求された事前教示に関する当局の決議内容を掲載しています(スペイン語のみ)。このページには数年間分の決議が掲載されているため、過去の事前教示情報を検索することが可能です。例えば、海外の輸出者がチリへApple Watchを輸出するにあたり、同製品が「腕時計」なのか「電気通信機器」なのかの判断をチリ税関当局に求めた場合、決議文には後者であると判断する根拠(関税評価)が掲載されています。現状、チリでは当該品目の税番(HSコード)の教示のみとなっています。なおTPP11の発効により、原産性の判定も教示内容に含まれることになっています。

日本の税関当局も同様に、ウェブサイト上で「事前教示回答(品目分類)」(<http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/bunrui/index.htm>) を公開しています。「一般的品名」、「貨物概要」、「税番(HSコード)」、「登録番号」、「処理年月日」の各項目で検索することが可能です。例えば、「人員用電動カート」を輸入するケースを想定して、「一般的品名」の項目に同品名に入力すると、HSコード(8703.10.000)、税率(0%)に該当していることが分かります。なお、日本の税関当局による原産地規則に関する事前教示の回答は、「事前教示回答(原産地)」(<http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/origin/kaitoujirei.htm>) にて確認することができます。

図表1-9 過去の照会内容事例

過去の照会内容をもて、参考にすることもできます。

Resoluciones Anticipadas Clasificación Año 2015

2010 - 2011 - 2012 - 2013 - 2014 - 2015 - 2016 - 2017

Apple Watchの事例(チリ)

N° Resolución	Fecha	Materia	Item	Descarga	Vencimiento
249	14.01.2015	Vehículo para extinción de incendios, de ataque rápido, marca Ford 350 (mini), 4x4, año 2005, usado	8705.3090	PDF	14.01.2016
4493	26.01.2015	Vehículo automóvil marca MAN modelo TGL 02 usado año 2006	8704.2230	PDF	26.01.2016
849	18.02.2015	Vehículo denominado "Camión Alta Hombre" año 2002, usado	8705.9090	PDF	18.02.2016
976	25.02.2015	Chasis marca Freightliner, modelo MT45, transformado en furgón, con carrozado marca Ultimaster	8705.9090	PDF	25.02.2016
1202	06.03.2015	Concentrado Práctico de Pescado Deshidratado	2106.1010	PDF	06.03.2016
1452	19.03.2015	Apple Watch, modelo A1553	8517.6290	PDF	19.03.2016
1453	19.03.2015	Apple Watch, modelo A1554	8517.6290	PDF	19.03.2016
2414	27.04.2015	Sistema Terminal de Banda Ancha Satelital, para conexión a computador	8517.6290	PDF	27.04.2016

税関の決議番号と教示されたHSコード

interesado son las siguientes:

Marca: Apple
 Modelo: Apple Watch, A1553
 Velocidad del Procesador:533 MHz
 Video Codec: H.264
 Formato: MP4
 Resolución: 1080p
 Codec Audio: AAC
 Conectividad: Bluetooth 4.0 LE
 Memoria: 8GB
 Cámara: No
 Sensores: Acelerómetro
 Giroscopio
 PPG (sensor foto plasmográfico biométrico para monitorear pulso/ritmo cardiaco)
 Sensor de luz ambiental
 Micrófono: 1 (uno)
 Baterías: 1 (una)
 Batería: Recargable litio ion polímero 205mAh

Apple Watch のチリへの輸入時に關する HS コードの照会に対して、税関当局が 2015 年 3 月 19 日に HS コード (8517.6290) を回答。Apple Watch はスマートフォンと類似した機能を持つことを理由に、税関は腕時計ではなく電気通信機器と判断した。

Que se trata de un dispositivo de comunicación inalámbrica que se encuentra diseñado para ser usado en la muñeca del usuario para comunicarse con un iPhone 5 o posterior, por medio de una conexión inalámbrica (WiFi, Bluetooth, NFC).

Que, básicamente es una extensión del iPhone que proporciona al usuario una manera más fácil de acceder a las funciones del teléfono y con la habilidad de guardar información electrónica hasta 8 GB.

チリ税関局：http://www.aduana.cl/aduana/site/tax/port/all/taxport_28_203__1.html

日本：人員用電動カートの事例

事前教示回答事例(品目分類関係)詳細

登録番号	115003822	税関	東京	処理年月日	20150722
一般的品名	人員用電動カート	税番		税番	8703.10-000
関税率	基本	Free	消費税	6.30%	法令
			地方消費税	17/63	
貨物概要	四輪1人乗り電動カート 性状:全長1160mm、全幅670mm、全高1055mm 車両重量:58.7kg(バッテリー搭載時) モーター:180W 耐荷重:120kg 最高速度:前進6km/h、後進3km/h				
分類理由	本品は、人員の輸送用に設計した車両と認められることから、関税率表第87.03項及び同表解説第87.03項の規定により、上記のとおり分類する。なお、同表解説第87.13項には、この項には「身体障害者、病人、麻痺した者、不具者等を運搬するために特に設計した車椅子を含む。」と記載されており、本品は、同項には分類されない。 ---以下余白---				
その他					

教示されたHSコードと税率

税関：<http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/bunrui/index.htm>

B 関税率を調べる

TPP11締約国の中で、8カ国は日本と既にEPAを結んでおり、発効後すぐにTPP11税率が最もよい条件となるとは限りません。各税率を比較する方法を整理していきます。

2. 関税率の調べ方

TPP11締約国の中で、8カ国は日本と既にEPAを結んでおり、発効後すぐにTPP11税率が最もよい条件となるとは限りません。各税率を比較する方法を整理していきます。

2-1 関税率の種類

関税率は基本税率、暫定税率、協定税率、GSP特惠税率（一般・特別）、FTA/EPA特惠税率に分類されます（図表2-1）

図表2-1 関税率の種類(日本の場合)

基本税率	全ての国・地域に対して適用する税率。全ての品目に設定。
暫定税率	基本税率を暫定的に修正するため、一定期間に限り適用される税率。 約400の品目のみに設定。
協定税率	WTO加盟国・地域及び二国間条約で最恵国待遇を約束している国からの製品に対して一定率以上の関税を課さないことを約束（譲許）している税率。
GSP特惠税率 （一般・特別）	一般特惠税率：開発途上国・地域に対して適用される税率。約3,500の品目に対してMFN税率以下の税率が設定。 特別特惠税率(LDC特惠税率)：後発開発途上国に対して適用される税率。
FTA/EPA 特惠税率	自由貿易協定(FTA)／経済連携協定(EPA)を締結している国・地域に対して、それぞれの協定に基づいて適用される税率。

特惠税率は対象となる国の原産品であるなどの条件を満たす場合に限られ、協定税率は暫定税率または基本税率よりも低い場合に適用されます。

2-2 関税率を調べる手順

TPP11の発効直後、TPP11の特恵税率が最も低率になるとは限りません。関税率を調べるにあたって、まずはWTO加盟国への輸出時に相手国側で一般的に適用される税率である「最恵国(MFN)税率」を調べます。

次に、TPP11税率を調べます。TPP11税率を適用するためには、締約国の原産品であることが必要となり、条文で定められた原産地規則を満たす必要があります。

さらに、カナダとニュージーランド以外の8カ国については、日本との間で既存のEPAが存在するため、これら締約国に対して適用される既存のEPA税率を調べる必要があります。EPA税率を適用するためには、締約国の原産品であることが必要となり、それぞれの協定で定められた原産地規則を満たす必要があります。

メキシコ、ペルー、マレーシア、ベトナムから日本への輸入には、開発途上国・地域に対して適用される一般特恵税率(GSP特恵税率)が適用される場合もあります[※]。約3,500の品目に対してMFN税率以下の税率が設定されています。適用するには当該国の原産品である必要があり、原産地証明書の添付などの法令に定められている適用条件に従う必要があります。

MFN税率、GSP特恵税率(輸入の場合)、TPP11税率、既存のEPA税率を全て比較した上で、TPP11税率が最も低い場合には、TPP11の税率を利用するという流れになります。

※一般特恵の対象品目で、EPA非譲許品目及びGSP税率がEPA税率を下回る品目に限る。マレーシアとメキシコは2019年4月1日よりGSP対象国から卒業予定。

2-3. 通常適用される税率(MFN税率)を調べます →P.24

HSコードに基づき、輸出相手国で通常適用される税率(MFN税率)を調べます。

WTO加盟国への輸出に適用される税率

2-4. TPP11税率を調べます →P.26

HSコードに基づき、TPP11税率を調べます。

TPP11の締結以前に、日本がEPAを締結している国については、EPAを利用した場合の方が税率が有利になる可能性があります。

2-5. その他のEPA税率を調べます →P.36

HSコードに基づき、既存のEPA税率を調べます。

2-6. 通常適用される税率(MFN税率)とTPP11税率、EPA税率を比較します →P.38

MFN税率とTPP税率、既存のEPA税率を比較し、TPP11税率がより低い場合にはTPP11の利用を検討してください。

2-3 通常適用される税率(MFN税率)を調べる

MFN税率は、国や品目、関税削減スケジュールによって税率が変わる可能性がありますので、定期的な確認が必要です。一番確実な確認方法は輸出相手国税関が公表している情報を参照することです。各国の公表情報源については、「4.各国の関税引下げ方法(実施区分)と情報源」の他、ジェトロのウェブサイトの「国・地域別情報」でも紹介しています。

また、米国のFedEx Trade Networksが提供している「World Tariff」データベースもご利用いた

できます。ジェトロのウェブサイト経由で登録いただくことで、日本居住者はどなたでも無料で利用できます。「World Tariff」の使い方については、39ページの参考画面をご覧ください。

輸出先とHSコードを入力すると、各国の税率が分かる利用しやすいデータベースです。ただし、公式情報ではありませんので、できるだけ各国当局の情報を併せて参照するようにしてください。

①輸出相手国税関の公表資料を調べる(または直接問い合わせる)

世界各国の関税情報源リンク集

➔ https://www.jetro.go.jp/lib/link/tariff_link.html

②「World Tariff」のサービスを利用して調べる →使い方はP.39

➔ <https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

■「World Tariff」とは

世界約175カ国の関税率を検索できるデータベースです。提供元のFedEx Trade Networksとジェトロとの契約により、**日本の居住者はどなたでも無料で利用**できます。輸出先別、品目別に、最恵国(MFN)税率に加えてEPA税率等の特惠税率を調べることができます。また、輸入時にかかる諸税(付加価値税・売上税・酒税など)も調べることができます。

■注意

実際に輸出をする際には、「World Tariff」で調べるだけでなく、輸入者等を通じ、輸出先国の税関にもご確認をお願いします。

【参考】情報技術協定(ITA)について

情報技術協定：ITA (Information Technology Agreement)とは、IT製品の関税撤廃等による貿易拡大を目的に、1997年に発効した複数国間協定です(図表2-2)。これにより、コンピュータ類、半導体など157品目のIT関連製品の関税がゼロになり、2018年5月時点で、82メンバーが参加し、対象品目の世界貿易額の96%をカバーしています。

TPP11締約国のうち、ブルネイ、チリ、メキシコの3カ国はITA未参加国です。

TPP条文第2章17条(情報技術製品の貿易)では、各締約国はITAの参加国でなければならないと記載があり、3カ国は、各国国内法の改正により参加国となる予定です。ただし、ブルネイはTPP11発効の1年後まで適用外とされています。

対象品目については、ITA参加国・地域だけでなく、WTOに加盟しているITA未参加国・地域がITA参加国・地域向けに輸出する場合にも関税削減・撤廃の恩恵を受けることができます。

その後、新たな技術開発で生まれた品目に対応するために、53メンバーによって2012年5月より拡大交渉が進められ、2015年12月にITA拡大交渉が妥結しました。従来の157品目に加え、新たにデジタルAV機器、デジタル複合機・印刷機、半導体製造装置、新型半導体、通信機器、医療機器など201品目が対象品目に加えられました。関税撤廃期間は3年を基本とし、可能な品目については即時撤廃、個別の状況に応じて3年を超える延長を認めています。拡大ITAに参加する53メンバーは、2016年7月から、関税の引き下げを実施し、一部のセンシティブ品目を除いて2019年7月までに対象品目の関税が撤廃されます。残された品目についても2024年1月には53カ国全てで関税が撤廃される予定です。

図表2-2 ITAの仕組み

ITA参加国・地域(82メンバー)

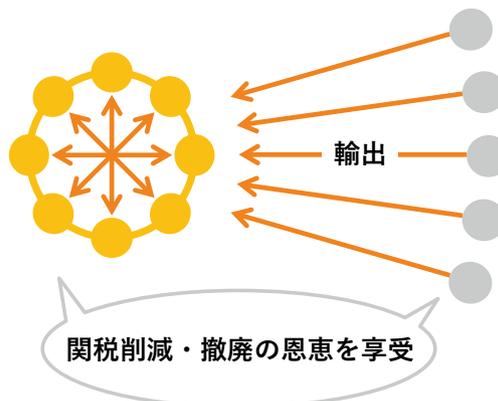
アフガニスタン、バーレーン、ドミニカ共和国、エジプト、エルサルバドル、ジョージア、ホンデュラス、インド、インドネシア、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、キルギス、マカオ、モルドバ、モロッコ、ニカラグア、オマーン、パナマ、ペルー、カタール、ロシア、サウジアラビア、セーシェル、タジキスタン、ウクライナ、アラブ首長国連邦、ベトナム

ITA拡大交渉参加国・地域(53メンバー)

日本、米国、EU(28カ国)、台湾、韓国、コスタリカ、マレーシア、豪州、カナダ、タイ、ノルウェー、中国、スイス、リヒテンシュタイン、シンガポール、香港、フィリピン、ニュージーランド、イスラエル、モーリシャス、モンテネグロ、グアテマラ、アイスランド、アルバニア、コロンビア

ITA参加国・地域

ITA未参加国・地域



対象品目

157品目(97年発効時)
+
201品目(15年末追加)

■追加品目例

新型半導体、デジタル複合機・印刷機、
デジタルAV機器、通信機器、
医療機器、半導体製造装置等

(注)2018年5月時点。EU28カ国と欧州連合は別個のメンバーとしてカウント。

2-4-1

TPP11税率を調べる① ～「譲許表」の見方～

「譲許表 (Tariff Schedule)」は、個別品目の関税の撤廃・削減の方法や、スケジュールが定められた表です。TPP11加盟国ごとに作られており、輸出をする場合はその輸出先国の譲許表を確認します。

TPP11の特恵税率を調べる場合、輸入国側の「譲許表」を個別に参照する必要があります。譲許表は関税撤廃・削減スケジュールをまとめた表で、条文の附属書として掲載されています。

譲許表に記載のある事項は図表2-3のとおりです。左からみると、まず関税分類 (Tariff Line) を示す①HSコードの記載があり、その横に当該コードが示す②品目名 (Description) が記載されています。その横に関税削減の基準となる③基準税率 (ベースレート: Base Rate) が掲載されています (原則として、交渉が開始された2010年時点の最恵国 (MFN) 税率のため、現在のMFN税率と異なる場合がありますので、注意が必要です)。

次に記載のあるのが対象品目の関税撤廃・削減スケジュールを示す④実施区分 (Staging Category) です。実施区分は国ごとに異なるルールで定められるものもあり、附属書の「一般的注釈 (General Notes)」で定義が示されています。

実施区分の右横は⑤備考欄です。TPP11では一部の品目につき、輸入元の国ごとに異なる関税撤廃・削減スケジュールが定められているものがあり、それぞれのスケジュールが適用される国が記載されています。特に記載のない場合はTPP11全加盟国が対象となりますが、留意が必要です。右端にあるのは実施区分に従った⑥実際の税率です。

図表2-3 例：カナダ譲許表 (HS0201,7317,7318)

【譲許表の例：カナダ】

①HSコード ②品目名 ③基準税率 (ベースレート) ④実施区分 ⑤備考

輸出入時の商品分類番号。まずはこの番号を特定し、関税率や原産地規則を調べます。TPP11ではHS2012版の関税分類を使用しています。

関税分類の品目名が記載されています。

関税の撤廃または削減の基準となる税率です。TPP11では原則として、2010年1月1日時点の最恵国 (MFN) 税率を使います。

品目の関税の撤廃または削減がどのように行われるかを示します。国ごとに細かく区分が定められています。

TPP11が適用される国が指定されています。またその他従うべき事項が記載されています。

① Tariff Line	② Description	③ Base Rate	④ Staging Category	⑤ Remarks	⑥ Year 1	⑥ Year 2
0201.10.20	Over access commitment	26.5%	B6	Treatment for Brunei, Chile, Japan, Malaysia, Mexico, New Zealand, Peru, Singapore, United States, Vietnam	22.0%	17.6%
0201.10.20	Over access commitment	26.5%	B11	Treatment for Australia	24.0%	21.6%
7317.00.00	Nails, tacks, drawing pins, corrugated nails, staples (other than those of heading 83.05) and similar articles, of iron or steel, whether or not with heads of other material, but excluding such articles with heads of copper.	Free	EIF		Free	Free
7318.11.00	Coach screws	8%	EIF		Free	Free
7318.12.00	Other wood screws	8%	EIF		Free	Free
7318.13.00	Screw hooks and screw rings	Free	EIF		Free	Free
7318.14.00	Selftapping screws	6.5%	EIF		Free	Free

⑥年目税率

実施区分に従った、それぞれの年の関税率が記載されています。何年後に関税が撤廃・削減するのかを確認することができます。

2-4-2 TPP11税率を調べる② ～「実施区分」の確認方法～

譲許表において実施区分を調べる際には、一般的注釈(General Notes)を参照する必要があります。注釈のHSコード、基準税率及び実施区分の内容と定義は、必ず確認するようにしましょう。一般的注釈には、特殊な規定が記載されている場合もあります。

各国の実施区分は、それぞれの国の譲許表の「一般的注釈」に定義が定められています(図表2-4)。実施区分は各国で共通の計算方法が定められたものと、各国で固有に設定されたものがあります。

例えばここに例示した「EIF」(「Entry Into Force」)の略。発効時に即時に関税が撤廃さ

れる品目)や、「B3」(均等に1/3ずつ、3年目で関税撤廃される品目)などは各国共通で設定されている区分です。後者も含めた各国の実施区分は「4. 各国の関税引下げ方法(実施区分)と情報源」(44ページ～)で確認できます。

図表2-4 譲許表と一般的注釈

各国の実施区分及び譲許表(関税撤廃・削減スケジュール)については、以下URLをご参照ください。

■TPP政府対策本部ウェブサイト：
http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/tpp_text_en.html

(例) ●一般的注釈
●譲許表

譲許表

Tariff Line	Description	Base Rate	Staging Category	Remarks
0106.31.00	Birds of prey	Free	EIF	
0106.32.00	Psittaciformes (including parrots, parakeets, macaws and cockatoos)	Free	EIF	
0106.33.00	Ostriches; emus (<i>Dromaius novaehollandiae</i>)	Free	EIF	
0106.39.00	Other	Free	EIF	
0106.41.00	Bees	Free	EIF	
0106.49.00	Other	Free	EIF	
0106.90.00	Other	Free	EIF	
0201.10.10	Within access commitment	Free	EIF	
0201.10.20	Over access commitment	26.5%	B6	Treatment for Brunei, Chile, Japan, Malaysia, Mexico, New Zealand, Peru, Singapore, United States, Vietnam
0201.10.20	Over access commitment	26.5%	B11	Treatment for Australia

一般的注釈

ANNEX 2-D TARIFF SCHEDULE OF CANADA

GENERAL NOTES

- The provisions of this Schedule are generally expressed in terms of Canada's *Customs Tariff*, and the interpretation of the provisions of this Schedule, including the product coverage of subheadings of this Schedule, shall be governed by the General Notes, Section Notes and Chapter Notes of Canada's *Customs Tariff*. To the extent that provisions of this Schedule are identical to the corresponding provisions of Canada's *Customs Tariff*, the provisions of this Schedule shall have the same meaning as the corresponding provisions of Canada's *Customs Tariff*.
- The base rates of duty set out in this Schedule reflect Canada's Most-Favoured-Nation (MFN) rates of duty in effect on January 1, 2010.
- In this Schedule, rates of duty expressed in monetary units shall be rounded down to the nearest 0.0001 of a Canadian dollar.
- The following staging categories shall apply to the elimination or reduction of customs duties by Canada pursuant to Article 2.4.2 (Elimination of Customs Duties):
 - customs duties on originating goods provided for in the items in staging category EIF shall be eliminated entirely, and these goods shall be duty-free on the date of entry into force of this Agreement for Canada;
 - customs duties on originating goods provided for in the items in staging category B4 shall be eliminated in four annual stages, and these goods shall be duty-free effective January 1 of year 4;
 - customs duties on originating goods provided for in the items in staging category B6 shall be eliminated in six annual stages, and these goods shall be duty-free effective January 1 of year 6;
 - customs duties on originating goods provided for in the items in staging category B7 shall be eliminated in seven annual stages, and these goods shall be duty-free effective January 1 of year 7;

ANNEX 2-D – GENERAL NOTES – CANADA – 1

【参考】関税撤廃の取り決め

関税の撤廃スケジュールは譲許表で定められていますが、他国からの要請があった場合、関税撤廃の繰り上げについて検討するための協議を行うことが規定されています(図表2-5)。仮に、スケジュールの見直しが行われる場合、全締約国にその旨を速やかに通報することが定められています。

各国は譲許表で定められているとおりに関税撤廃を行うことが義務付けられており、さらにTPP11原産品について、現行の関税率の引き上げなどが禁じられています。なお、以下の場合には関税撤廃を繰り上げることができます。

(1) 他国からの要請があった場合：

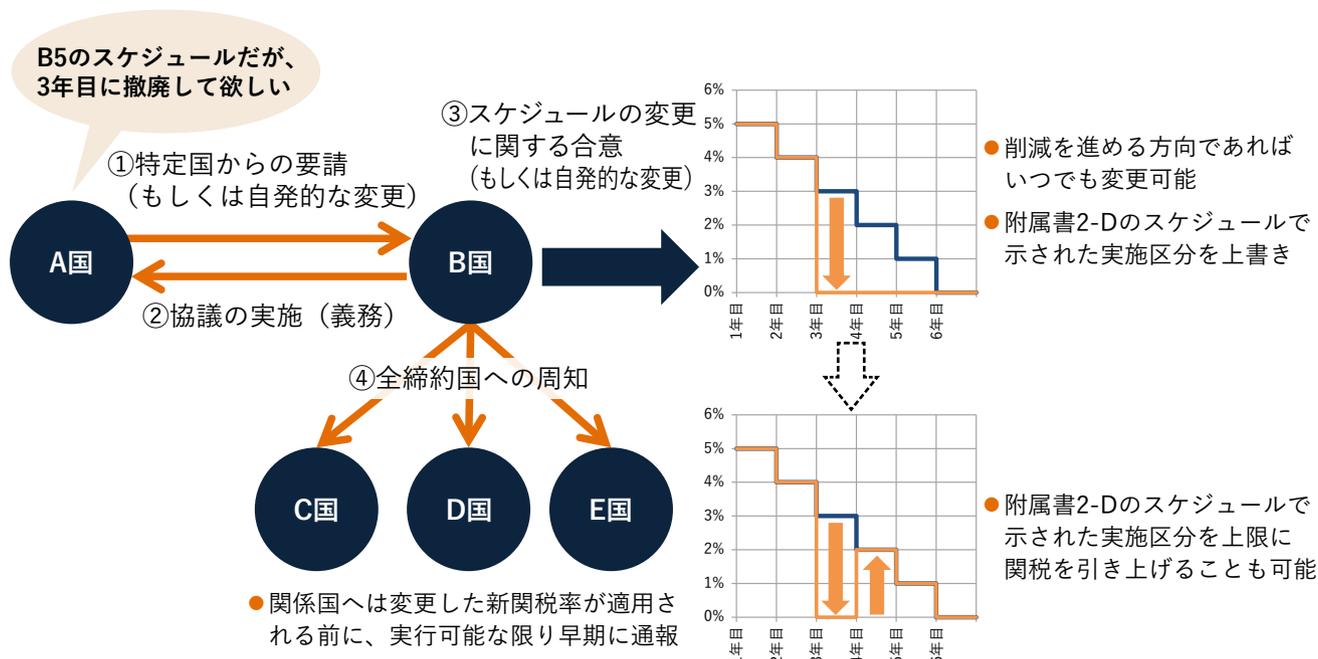
関税撤廃時期の繰り上げについて他の国から要請があった場合、要請した国とされた国との間で協議を行わなければなりません。関税撤廃時期の繰り上げについて関係国間で合意がなされ、当該合意がそれらの国で承認された場合、その内容は譲許表で定められているスケジュールに優先して実施されます。またその合意事項については、各国に変更後の関税率が適用される前に、実行可能な限り早期に通報することとされています。

(2) 自主的に繰り上げる場合：

各国はいつでも関税の撤廃時期を一方的に繰り上げることができます。繰り上げた場合は、各国に変更後の関税率が適用される前に、実行可能な限り早期に通報することとされています。

他方、そのようにして一方的に引き下げられた関税率については、譲許表に示された水準を上限にして引き上げることができるようになっています。

図表2-5 スケジュール変更の流れ



2-4-3 TPP11税率を調べる③ ～「段階的撤廃(線形)」の考え方

国ごとに様々な関税削減方法が定められていますが、関税が協定発効日に撤廃されるもの(即時撤廃)の次に最も多くの品目で用いられている「段階的撤廃(線形)」の考え方をご紹介します。計算方法はどの国でも同じですが、従来のEPAの計算方法と混同しないよう注意が必要です。

図表2-6の事例では、マレーシアの「鉄または非合金鋼のフラットロール製品」の事例を取り上げています。「B11」とありますので、基準税率の20%の関税を11回に分けて削減する形になります。

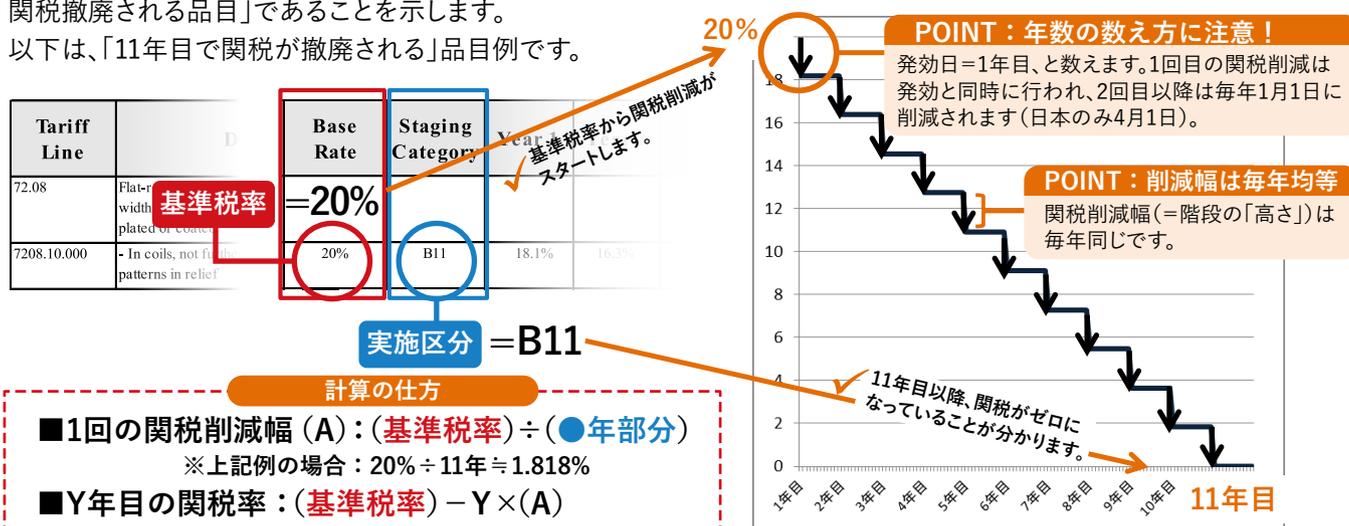
計算方法については、発効日をもって1年目と数えて、その後は毎年1月1日に削減されます(ただし日本のみ4月1日)。従って、例えば発効が12月となった場合、翌月に2度目の削減を迎えるということになります。

なお、Bの後に付けられている数字の意味については、TPP11では「B●」は「●回の毎年均等な関税引き下げにより関税撤廃される品目」であることを示します。一方で、過去に日本が締結した多くのEPAでは「B●」は「●+1回の毎年均等な関税引き下げにより関税撤廃される品目」であることを示しますので、ご注意ください*。

※例えば、B3というカテゴリーの場合、日本が締結してきた多くのEPA(例:日マレーシアEPA)では、**4回の関税引き下げ**によって**4年目に関税が撤廃**となりますが、これに対し、TPP11では、**3回の関税引き下げ**によって、**3年目に関税が撤廃**となります。

図表2-6 例：マレーシア譲許表(HS7208.10.000：鉄または非合金鋼のフラットロール製品(熱間圧延のもの))

「B●」は「●回の毎年均等な関税引き下げにより関税撤廃される品目」であることを示します。以下は、「11年目で関税が撤廃される」品目例です。



2-4-4

TPP11税率を調べる④ ～関税率の計算方法～

関税には、①物品の価格に応じて一定割合が課されるもの（従価税）、②価格にかかわらず、輸入品の個数、重量等によって課されるもの（従量税）、の2種類があります。

なお、従量税の計算方法については、国ごとに細かな取り決めがあります。

TPP11の関税率には、一般の関税率と同じように、価格に比例して関税額が算出される従価税と、数量を基準として関税額が算出される従量税の両方があります。

端数が発生する場合、従価税の場合には、

TPP11加盟国間で0.1%未満を切り捨てる方法で統一されています。他方、従量税の端数の計算方法については、四捨五入方式を採用する日本や切り捨て方式を採用するカナダなど、国ごとに細かな違いがあります。

POINT:従価税と従量税とは?

■従価税

「●%」のように割合で示され、輸入品の「価格」に比例して関税額が算出されるものです。

■従量税

「1kg当たり●円」のように金額で示され、輸入品の個数、容積、重量などの「数量」を基準として関税額が算出されるものです。

従価税

- 原則0.1%単位に切り捨て
- ※一部例外あり

従量税

1. 四捨五入方式の国

- 日本:0.01円単位に四捨五入
- チリ:0.01ペソ単位に四捨五入
- ニュージーランド:0.01ニュージーランド・ドル単位に四捨五入

2. 切り捨て方式の国

✓四捨五入と切り捨ての国があるので注意!

- カナダ:0.001カナダ・ドル単位に切り捨て
- メキシコ:0.01米ドル単位に切り捨て
- ペルー:0.001ペルー・ソル単位に切り捨て
- ブルネイ:0.01ブルネイ・ドル単位に切り捨て
- マレーシア:0.01マレーシア・リングgit単位に切り捨て
- ベトナム:0.01米ドル単位、もしくは1ベトナム・ドン単位に切り捨て

3. その他

- 豪州:該当なし
- シンガポール:該当なし(全て従価税)

【参考】各国の譲許表と品目別原産地規則(PSR)

1. 譲許表

各締約国ごとの譲許表(英文)は、以下リンクの「Annex 2-D: Tariff Elimination Party-specific Annexes to the Chapter」をご覧ください。

👉 http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/tpp_text_en.html

2. 品目別原産地規則(PSR)

個別の品目別規則(英文)は以下リンクの「Annex 3-D: Product Specific Rules of Origin」、繊維及び繊維製品の品目別規則は「Annex 4-A: Textiles and Apparel Product-Specific Rules of Origin」か、寄託国(depositary)のニュージーランド政府のリンクをご覧ください。

👉 https://www.mfat.govt.nz/assets/_securedfiles/Trans-Pacific-Partnership/Annexes/Annex-3-D-Product-Specific-Rules-of-Origin.pdf

(繊維及び繊維製品以外)

👉 https://www.mfat.govt.nz/assets/_securedfiles/Trans-Pacific-Partnership/Annexes/Annex-4-A-Textiles-and-Apparel-Product-Specific-Rules-of-Origin.pdf

(繊維及び繊維製品)

品目別原産地規則(日本語訳文)は、以下のTPP等政府対策本部のウェブサイト掲載の訳文をご覧ください。

👉 http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/text_yakubun/160308_yakubun_03-2.pdf

👉 http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/text_yakubun/160308_yakubun_04-2.pdf

(繊維及び繊維製品の品目別規則)

各国の譲許表や原産地規則の情報については、全ての情報がウェブサイトで公表されています。なお、オリジナルの文書としてはニュージーランド政府のページにリンクが張られていますが、これは同国がTPP11の幹事役である寄託国であるのが理由です。

【参考】物品貿易に関するその他の留意点(1)

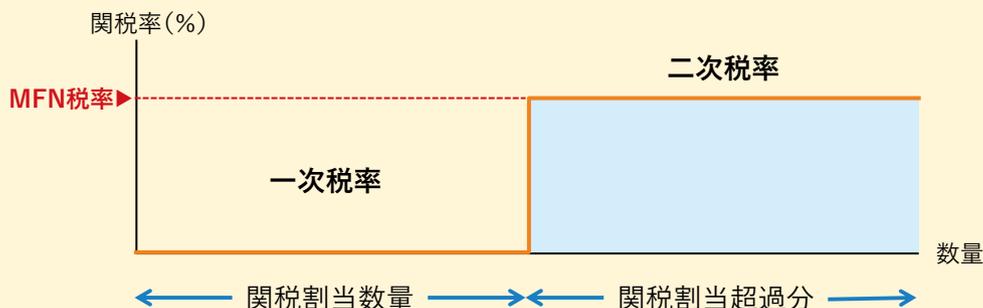
■修理及び変更された製品の再輸入時の扱い：

ある締約国から他の締約国に修理または変更のために輸出された後、再輸入される製品については、関税が課されることはありません。この場合において、当該修理または変更が、修理もしくは変更のために当該製品が輸出された締約国で行うことが可能であったかどうか、または当該製品の価額を増加させたかどうかを問われません。

■関税割当 (Tariff Quota) とは：

関税割当制度とは、特定の品目について、一定数量以内の輸入品に限り、無税または低税率（一次税率）の関税を適用して、需要者に安価な輸入品の提供を確保する一方、この一定数量を超える輸入分については比較的高関税（二次税率）の関税を適用することによって、国内生産者の保護を図る制度です（図表2-7）。TPP11では、日本のほか、カナダ、メキシコ、マレーシア、ベトナムが関税割当を採用しています。

図表2-7 関税割当



【参考】物品貿易に関するその他の留意点(2)

■ 関税率の差異：

複数の域内国における生産工程を経た原産品が輸入され、当該輸入国が同一産品に対して相手国に応じて異なるTPP11特惠税率を適用している場合、原則として軽微な作業以外の最終工程が行われた域内国の原産品に対する関税率が適用されます。

軽微な作業とは、以下の作業を指します。

- (a) 輸送または保管のために産品を良好な状態に保存するための作業
- (b) 包装、再包装、貨物の仕分け、小売用にする作業
- (c) 産品の特性を実質的に変更しない水等の物質による単なる希釈
- (d) セット、詰合せ、キット等を構成することを目的とした産品の収集
- (e) (a)～(d)までの作業の組合せ

メキシコと日本の附属書II-D付表C-1に記載された品目については上記原則ではなく、同付録Cに規定された特別ルールを適用して対象となる特惠関税率を特定します。

メキシコについては、以下の基準のいずれかを採用します。

- (a) 完全生産基準に基づき原産品となる場合、当該産品が完全に得られた国に対する特惠関税率
- (b) 産品の輸出国と輸入国(メキシコ)の2ヵ国の原産材料のみから生産される場合、当該輸出国に対する特惠関税率
- (c) 産品の輸出国と輸入国(同上)の2ヵ国の原産材料と非原産材料から生産され、TPP11のPSRを満たす場合、当該輸出国に対する特惠関税率
- (d) 産品の輸出国と輸入国(同上)以外のTPP11域内国の原産材料から生産されるが、それらの材料の全てが当該輸出国において付表C-1に規定された適用税率決定のための関税分類変更基準を満たす場合、当該輸出国に対する特惠関税率

上記(d)の基準を満たさない原産品の場合、メキシコで適用される関税率は以下のいずれかとなります。

- (a) 当該原産品に用いられた原産材料が生産された国に対する当該原産品の特惠税率のうち、最も高い税率
- (b) 当該原産品のTPP11域内国向け特惠税率のうち、最も高い税率

【参考】物品貿易に関するその他の留意点(3)

■輸入・輸出の制限について：

すべての締約国は、この協定に別段の定めがない場合には、他の締約国産品の輸入、または他の締約国向け輸出または輸出については、原則として禁止、または制限を採用・維持をすることはできないことを約束しています。各国が例外とする輸入規制品目は以下の通りです(図表2-8)。

図表2-8 各国の輸入制限品目

国名	対象品目(輸入のみ)
カナダ	禁止された産品(カナダ国内法で保護される著作物の複製品、中古車の一部、中古航空機の一部、輸入が禁止されている武器、刑法で規定される出版物など)
メキシコ	ガソリン及びディーゼル燃料、中古タイヤ、中古衣類、中古車・車台(車のモーターが搭載されたもの)
チリ	中古車
ペルー	中古車、中古自動車エンジン、中古自動車部品・補充品、中古のタイヤ、放射性物質をエネルギー源とする中古産品・機械・設備、中古衣類、中古履物
ベトナム	右ハンドルの自動車(製造後に左ハンドルの自動車に改造されたものを含む。ただし、クレーン、溝及び用水路を掘削する機械、ごみ収集用トラック、道路清掃車、道路建設用トラック、空港内の旅客運送バス、倉庫及び港で使用されるフォークリフト等、特定の目的のために通常小さな区域において用いられる右ハンドルの自動車を除く)、右ハンドルの自動車であって特定の目的のために用いられないもののみ使用可能な自動車部品、生産されてから5年を超えた自動車、以下の中古品(紡織用繊維・衣類・履物、コンピュータ・プリンター、ファクシミリ、コンピュータ・ディスク駆動装置、ラップトップ・コンピュータ、冷蔵機器、家庭用電気機器、医療機器、家具、家庭用品(磁器、粘土、ガラス、金属、樹脂、ゴム及びプラスチックから製造されたもの)、乗用車、トラクター、その他の自動車の車枠(Frames)、タイヤ(外側のもの及び内側のもの)、チューブ、付属品及びエンジン、三十馬力未満の出力の内燃機関及び三十馬力未満の内燃機関を有する機械、自転車、三輪自転車)
ブルネイ	関税令(2006年)で規定されるアルコール類

【参考】物品貿易に関するその他の留意点(4)

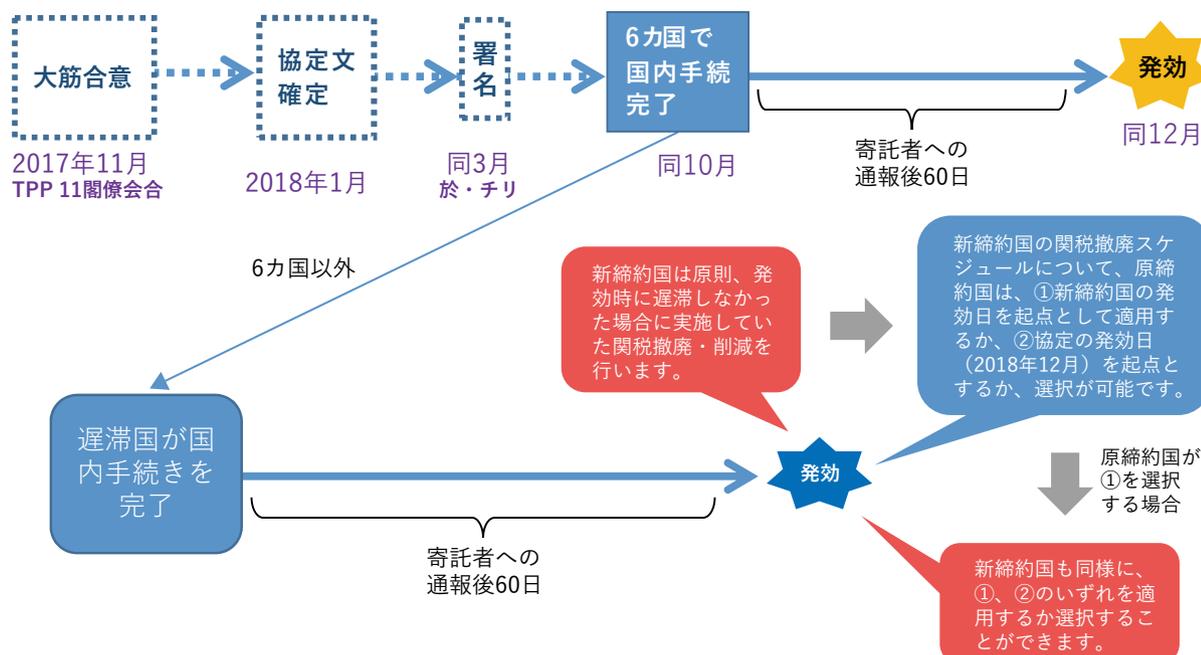
■TPP11の発効要件：

TPP11の発効要件は、署名国のうち少なくとも6カ国が国内手続を完了した旨を書面により寄託者(ニュージーランド政府)に通報した日の60日後に満たされます(図表2-9)。

■原締約国以外の国のTPP11適用開始と関税撤廃・削減スケジュール：

上記の協定発効要件に関し、国内手続きの完了が間に合わなかった署名国に対しては、それぞれ国内手続きが完了した旨が通報されてから60日後にTPP11の適用が開始されます。このとき新たにTPP11が発効する国(新締約国)について、既に発効を済ませている国(原締約国)が適用する関税撤廃のスケジュールは、①新締約国の発効日を起点として適用するか、または②協定の発効日(2018年12月)に発効したものとして適用するかいずれかを選択することが可能です。もし、原締約国が①を選択した場合、新締約国も同様に①、②のいずれを適用するか選択することができます。

図表2-9 TPP11発効及び国内手続の完了遅滞国の関税撤廃削減スケジュール



2-5 その他のEPA税率を調べる①

日本は、カナダ、ニュージーランドを除く8カ国とは既に経済連携協定(EPA)を締結していますので、それぞれのEPAの特恵税率も調べる必要があります(図表2-10)。

シンガポール、マレーシア、ブルネイ、ベトナムとは、ASEANと結んだEPA(日ASEAN包括的経済連携協定：日ASEAN EPA)もあります(図表2-11)。例えば、ベトナム向け輸出を考える場

合、日ベトナムEPA税率、日ASEAN EPA税率とも比較する必要があります。

なお、マレーシア、ベトナム、メキシコ、ペルーから、日本への輸入時には一般特恵税率(GSP特恵税率：22ページ参照)が適用される場合もあります(一般特恵の対象品目で、EPA非譲許品目及びGSP特恵税率がEPA税率を下回る品目に限る)。

図表2-10 日本のEPAの取り組み状況

発効済(利用可能)		
アジア 大洋州	シンガポール	02年11月発効 07年9月改正議定書発効
	マレーシア	06年7月発効
	タイ	07年11月発効
	インドネシア	08年7月発効
	ブルネイ	08年7月発効
	ASEAN全体	08年12月発効
	フィリピン	08年12月発効
	ベトナム	09年10月発効
	インド	11年8月発効
	モンゴル	16年6月発効
	豪州	15年1月発効
TPP11	18年12月発効	
中南米	メキシコ	05年4月発効 12年4月改正議定書発効
	チリ	07年9月発効
	ペルー	12年3月発効
ヨーロッパ	スイス	09年9月発効

EPAが利用できます

署名済	
アジア 太平洋	TPP(環太平洋パートナーシップ) 16年2月署名
ヨーロッパ	EU 18年7月署名 19年2月発効予定

交渉中等	
アジア	韓国(交渉中断中)
	日中韓
	RCEP(東アジア地域包括的経済連携)(※1)
中東	GCC(湾岸協力会議)(※2)(交渉延期)
	トルコ
北米	カナダ(交渉中断中)
中南米	コロンビア

将来的にEPAが利用できるよう政府間で交渉中・議論中です

※1：ASEAN10カ国、日本、中国、韓国、インド、オーストラリア、ニュージーランド
 ※2：サウジアラビア、クウェート、アラブ首長国連邦、バーレーン、カタール、オマーン

図表2-11 各締約国とのEPA税率

国名	二国間EPA	日ASEAN EPA	備考
シンガポール	02年11月発効 07年改正議定書発効	08年12月発効	特になし
マレーシア	06年7月発効	09年2月発効	GSP対象国
ブルネイ	08年7月発効	09年1月発効	特になし
ベトナム	09年10月発効	08年12月発効	GSP対象国
オーストラリア	15年1月発効	対象外	特になし
メキシコ	05年4月発効 12年改正議定書発効	対象外	GSP対象国
チリ	07年9月発効	対象外	特になし
ペルー	12年3月発効	対象外	GSP対象国
カナダ	なし	対象外	特になし
ニュージーランド	なし	対象外	特になし

(注) マレーシアとメキシコは2019年4月1日より、GSP対象国から卒業予定。
 (参考) 各協定条文から作成

2-5 その他のEPA税率を調べる②

譲許表(Tariff Schedule)において実施区分を調べる際には、注釈(Notes)を参照する必要があります(図表2-12)。注釈のHSコード、基準税率及び実施区分の内容と定義は、EPAによって異なる場合がありますので、必ず確認するようにしましょう。

譲許表(Tariff Schedule)、注釈(Notes)の内容については、他のEPAの場合も確認の仕方はほぼ同様になります。ここでは、日ベトナムEPAの譲許表のサンプルを掲載していますが、構成、

内容等については、前述した「実施区分の定義」のほか、「基準税率」や「年数の数え方」などが異なる場合がありますので、必ず確認するようにしましょう。

図表2-12 日ベトナムEPAの譲許表と注釈

日ベトナムEPAのベトナム側譲許表

Column 1 Tariff Item Number	Column 2 Description of Goods	Column 3 Base Rate	Column 4 Category	Column 5 Note
8471.41.90.10.00	- - - - Analogue or hybrid automatic data processing machines		A	
8471.41.90.90.00	- - - - Other	10%	B4	
8471.49	- - - Other, presented in the form of systems:			
8471.49.10.00.00	- - - Personal computers excluding portable computers of subheading 8471.30	10%	B4	
8471.49.90	- - - Other:			
8471.49.90.10.00	- - - - Analogue or hybrid automatic data processing machines		A	
8471.49.90.90.00	- - - - Other	10%	B4	
8471.50	- Processing units other than those of subheading 8471.41 or 8471.49, whether or not containing in the same housing one or two of the following types of units: storage units, input units, output units:			
8471.50.10.00.00	- - Processing units for personal (including portable) computers	10%	B4	
8471.50.90	- - Other:			
8471.50.90.10.00	- - - Analogue or hybrid automatic data processing machines		A	
8471.50.90.90.00	- - - Other	10%	B4	
8471.60	- Input or output units, whether or not containing storage units in the same housing:			
8471.60.30.00.00	- - Computer keyboards	10%	B3	
8471.60.40.00.00	- - X-Y coordinate input devices, including mice, light pens, joysticks, track balls, and touch sensitive screens	10%	B3	
8471.60.50.00.00	- - Plotters	5%	B3	
8471.60.90	- - Other:			
8471.60.90.10.00	- - - Distributed control system used in the industrial factories		A	
8471.60.90.90.00	- - - Other	5%	B3	
8471.70	- Storage units:			
8471.70.10.00.00	- - Floppy disk drives	5%	B4	
8471.70.20.00.00	- - Hard disk drives	5%	B4	

日ベトナムEPAのベトナム側注釈

Section 1 Notes for Schedule of Viet Nam
1. For the purposes of Article 16, the following categories indicated in Column 4 in the Schedule of Viet Nam, in Section 2 of this Part, shall be applied:
(a) Customs duties on originating goods classified under the tariff lines indicated with "A" shall be eliminated as from the date of entry into force of this Agreement;
(b) Customs duties on originating goods classified under the tariff lines indicated with "B2" shall be eliminated in three equal annual installments from the Base Rate to free;
(c) Customs duties on originating goods classified under the tariff lines indicated with "B3" shall be eliminated in four equal annual installments from the Base Rate to free;
(d) Customs duties on originating goods classified under the tariff lines indicated with "B4" shall be eliminated in five equal annual installments from the Base Rate to free;
(e) Customs duties on originating goods classified under the tariff lines indicated with "B5" shall be eliminated in six equal annual installments from the Base Rate to free;

2-6 MFN税率とTPP11税率、EPA税率を比較する

MFN税率とTPP11税率、既存EPA税率を比較し、TPP11税率がより低い場合にはTPP11の利用を検討してください。取引時期によって、最低税率が逆転する場合(税率逆転)がありますので、実施区分や関税削減スケジュールも確認するようにしてください(図表2-13)。

実際に具体例でみてみましょう。

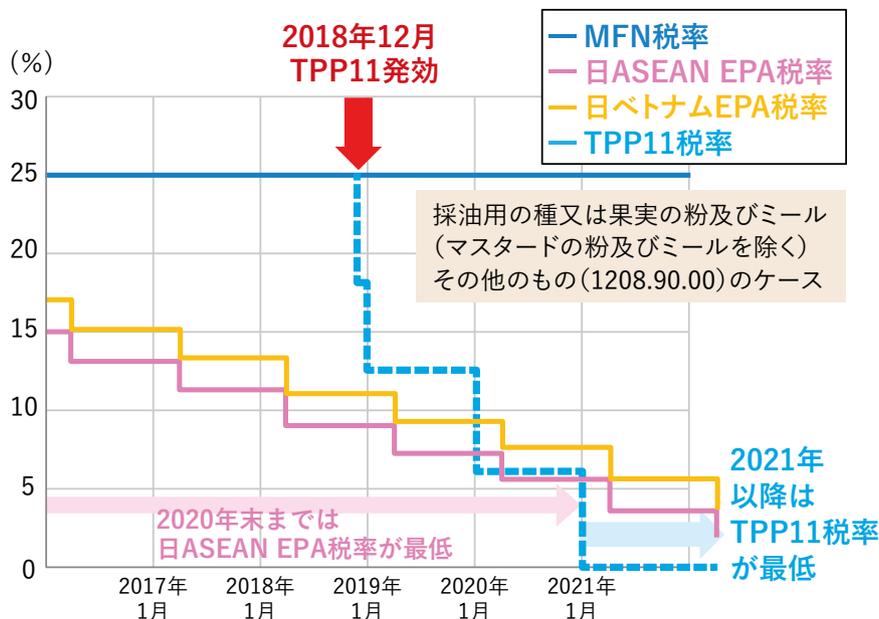
「採油用の種又は果実の粉及びミール」を日本からベトナムに輸出した場合を取り上げたものです。一番上の紺色の線がMFN税率、ピンク色が日ASEAN EPA税率、黄色が日ベトナムEPA税率、水色がTPP11税率です。

下の税率表をみていただきますと、2020年ま

では日ASEAN EPA税率が平均するともっとも低く、2021年からTPP11税率がそれを下回ります。発効当初はTPP11の特恵税率が必ずしも最も低税率であるとは限らないことが分かります。

TPP11の発効時期によっても変化しますので、シミュレーションを実施する場合には、ご注意ください。

図表2-13 税率比較のイメージ



MFN税率とTPP11税率、EPA税率の比較 (%)

税率の種類	実施区分	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
MFN		25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0
日ASEAN EPA	B15	13	11	9	8	6	4
日ベトナムEPA	B15	15	13	11	9	7.5	6
TPP11	B4			18.7	12.5	6.2	0.0

(注) 2年目以降、日ASEAN EPAと日ベトナムEPAは毎年4月1日、TPP11は同1月1日に税率削減が行われます。

【参考】「World Tariff」の使い方

日本国内居住者の方は事前にユーザー登録をすれば、どなたでも無料でご利用できます。

ジェトロのウェブサイト経由で登録いただくことで、日本居住者はどなたでも無料で利用できます。登録・ログイン後、「HS Number Search」を選択すると②の画面が表示されます。

輸出先、HSコードを上2桁→上4桁の順に項まで選択します。

下に表示されるHSコード一覧から該当コードを選択すると、輸出国別の関税率(③参照)が表示されます。

図表2-16 「World Tariff」画面イメージ

①ユーザー登録・ログイン

以下のURLにアクセス

<https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

このページの印刷する

米国FedEx Trade Networks社が有料で提供している世界の関税率情報データベース「WorldTariff」です。ジェトロと同社との契約で、日本の居住者はどなたでも、同社のサイトから無料で「WorldTariff」をご利用いただけます。

ご利用の前に

「WorldTariff」を利用して得たデータおよび印刷物は、著作物への利用、第三者への販売、その他再配布はできません。ご利用にあたっては同社ウェブサイトへの登録および同社の使用許諾条件の遵守が必要であることをご承知ください。ジェトロは「WorldTariff」の情報およびこの情報に基づいて行われた行為の結果についていかなる意味でも責任を負うものではありません。「利用規約」をご確認ください。データの更新状況は「リソースセンター」の「WorldTariff出版日付」のページにて必ずご確認ください。

収録内容

世界175カ国の関税率が検索できます。MFN税率（WTO協定税率）の他に、GSP（特惠税率）の税率も収録されています。また、輸入時にかかる諸税（付加価値税・売上税・酒税など国により様々）も調べることができます。

詳しく見る

初めての方 ← **ユーザー登録はこちらからお願いします**

WorldTariffのウェブサイトでのユーザー登録が必要です。

詳しく見る

登録ユーザーの方 ← **ログインはこちらからお願いします**

既にユーザーネームとパスワードをお持ちの方はこちらから。「利用方法」をご確認ください。

検索画面へ

②ログイン後の検索画面

乗用車 (HSコード:8703) を検索した場合

輸出先を選択

仕向け国/輸出先
Mexico

類 (HSコード上2桁) を選択

類部名
87 - Vehicles other than railway or tramway rolling-stock, and parts and accessories

項 (HSコード上4桁) を選択

項
8703 - MOTOR CARS AND OTHER MOTOR VEHICLES PRINCIPALLY DESIGNED FOR

テキスト 番号 リセット Submit

Mexico - Chapter 87 - Vehicles other than railway or tramway rolling-stock, and parts and accessories

テキストで検索 **HSコードを入力して検索**

HSコード	品目の詳細 (Description)	単位	MFN税率
8703	MOTOR CARS AND OTHER MOTOR VEHICLES PRINCIPALLY DESIGNED FOR THE TRANSPORT OF PERSONS (OTHER THAN THOSE OF HEADING 8702), INCLUDING STATION WAGONS AND RACING CARS: Vehicles specially designed for travelling on snow, golf cars and similar vehicles: -- With an electric motor, other than those falling under subheading 8703.10.02 -- Golf carts -- Other	piece	15%
8703.10.01	-- With an electric motor, other than those falling under subheading 8703.10.02	piece	15%
8703.10.02	-- Golf carts	piece	15%
8703.10.99	-- Other	piece	15%
	Other vehicles, with spark-ignition internal combustion reciprocating piston engine: -- Of a cylinder capacity not exceeding 1,000 cc: --- Three-wheeled motorcycles, with differential and reverse gears, of the type known as all-terrain vehicles --- Used, other than those of subheading 8703.21.01 --- Other	piece	15%
8703.21.01	--- Three-wheeled motorcycles, with differential and reverse gears, of the type known as all-terrain vehicles	piece	15%
8703.21.02	--- Used, other than those of subheading 8703.21.01	piece	50%
8703.21.99	--- Other	piece	20%
	-- Of a cylinder capacity exceeding 1,000 cc but not exceeding 1,500 cc: --- Of a cylinder capacity exceeding 1,000 cc but not exceeding 1,500 cc, other than those of subheading 8703.22.02	piece	20%
8703.22.01	--- Of a cylinder capacity exceeding 1,000 cc but not exceeding 1,500 cc, other than those of subheading 8703.22.02	piece	20%

HSコード **品目の詳細 (Description)** **単位** **MFN税率**

クリックして輸出国別の関税率を表示 (③へ)

③輸出国別の関税率表示画面

1,000cc以上、1,500cc以下の乗用車(HSコード:8703.22.01)を選択した場合

原産国毎の最も低い税率

Country of Origin	Duty Rate	Rate Description
Afghanistan	20%	MFN Applied
Algeria	20%	MFN Applied
Japan	Free	Mexico-Japan Free Trade Agreement

日本から輸出する場合

注釈及び各年のEPA税率を表示

原産地規則を表示

Agreement Specific Rules of Origin

Commodity Description
8703 MOTOR CARS AND OTHER MOTOR VEHICLES PRINCIPALLY DESIGNED FOR THE TRANSPORT OF PERSONS (OTHER THAN THOSE OF HEADING 8702), INCLUDING STATION WAGONS AND RACING CARS:
- Other vehicles, with spark-ignition internal combustion reciprocating piston engine:
8703.22 -- Of a cylinder capacity exceeding 1,000 cc but not exceeding 1,500 cc:
8703.22.01 --- Of a cylinder capacity exceeding 1,000 cc but not exceeding 1,500 cc, other than those of subheading 8703.22.02

Mexico Rules of Origin
8703.21-8703.90 A change to subheading 8703.21 through 8703.90 from any other heading, provided there is a regional value content of not less than 65 percent.

Commodity Description

MOTOR CARS AND OTHER MOTOR VEHICLES TRANSPORT OF PERSONS (OTHER THAN THOSE OF HEADING 8702), INCLUDING STATION WAGONS AND RACING CARS:
- Of a cylinder capacity exceeding 1,000 cc but not exceeding 1,500 cc:
8703.22.01 --- Of a cylinder capacity exceeding 1,000 cc but not exceeding 1,500 cc, other than those of subheading 8703.22.02

With a quota certificate issued by the Secretary of the Economy - Free

Free - with quota

Economy

JP-MX
87
25.7%

Base rate 30%

2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011
25.7% 21.4% 17.1% 12.9% 8.6% 4.3% Free

JP-MX
Quota: Within a quota of vehicles classified under the previous year - Free

The quota shall be eliminated as of January-1, 2011.

関税撤廃のカテゴリ

基準税率

各年のEPA税率

例えば日本から輸出をする場合は、Japanを参照します。

最も低い関税率が表示され、右欄にその関税率の内容(MFN税率適用か、既存のFTA/EPA税率適用か)が表示されます。さらに書類マークをクリックすることで、原産地規則や関税率に関する注釈、各年のFTA/EPA税率などが表示されます。

【参考】課税標準について

TPP11締約国では各国毎に輸入関税の課税標準を定めています。輸入関税の課税標準となる価格は課税価格といいます。

課税価格の計算は、原則として、輸入貨物の取引価格をベースに算出されます。

多くの国では海上輸送の場合の課税標準として、保険料・運賃込み価格(CIF価格)が採用されていますが、一部の国では本船渡し価格(FOB価格)が採用されています。

	課税標準	参照先
カナダ	FOB	http://www.cbsa-asfc.gc.ca/import/guide-eng.html 関税法： http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-52.6/FullText.html
メキシコ	CIF	http://www.sat.gob.mx/aduanas/importando_exportando/guia_importacion/Paginas/base_gravable_del_impuesto_de_importacion.aspx
チリ	CIF	https://www.aduana.cl/importaciones-de-productos/aduana/2007-02-28/161116.html
ペルー	CIF	http://www.sunat.gob.pe/customsinformation/paymentsandguarantees/index.html
マレーシア	CIF	http://www.customs.gov.my/ms/pg/pg_sg/Penilaian%20or%20Valuation.pdf
シンガポール	CIF	http://www.customs.gov.sg/businesses/valuation-duties-taxes--fees/establishing-customs-value-for-imports/establishing-the-customs-value
ベトナム	CIF	http://www.customs.gov.vn/Lists/VanBanPhapLuat/ViewDetails.aspx?ID=8212
ブルネイ	CIF	http://www.mof.gov.bn/index.php/customs-import-duty
豪州	FOB	http://www.border.gov.au/Customsnotices/Documents/acn2010-13importsalestransaction.pdf http://www.border.gov.au/AccessandAccountability/Documents/practice-statements/PS200901-ig-valuation.pdf
ニュージーランド	FOB	http://www.customs.govt.nz/outcommercial/preparetoexport/declarations/Pages/default.aspx
日本	CIF	http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1104_jr.htm

3. TPP11による関税撤廃・削減 で想定されるビジネス事例

TPP11の発効は、日本からの輸出、日本への輸入、第三国間の貿易など、様々なビジネス機会をもたらします。ここでは代表的な3つの事例を取り上げ、TPP11を活用した際のメリットを具体的に確認していきます。

3-1 これまでEPAを締結していない国への輸出

日本から輸出をする場合、これまでFTA/EPAを締結したことのない、①カナダ、②ニュージーランド向けには特惠税率を利用して輸出することが可能になります。

まず今まで日本がEPAを締結してこなかった、カナダ、ニュージーランドの2カ国に対しては、初めて日本とそれらの国との間に特惠関係が生まれることとなります。これまでの最恵国(MFN)税率に比べて低い特惠税率が設定されている品目については、その関税率の差の分だけコストを削減することが可能です。

まず例1は、米国向けにMFN税率が設定されている品目で、TPP11においてEIF(即時撤廃)に

分類されている場合のコスト削減効果をみたものです。即時撤廃ですので発効と同時にコスト削減を実現することが可能です。一方、段階的に関税が引き下がっていく場合のコスト削減効果をみたものが例2です。この例示では5年目撤廃の品目を示していますので、発効時にコスト削減メリットが生じ、その後も毎年継続的に関税支払いコストが減少していくこととなります。



例1: 清酒のカナダ向け輸出

- 品目: 清酒(HS2206.00.72)
 - MFN税率(2018年時点): 1ℓあたり12.95セント
 - TPP11における基準税率: 1ℓあたり12.95セント
 - 実施区分: **EIF(即時撤廃)**
- 上記製品を10kℓ(FOB価額)カナダ向けに輸出した場合。

コスト削減効果 ✓ 約15.5万円 (発効時より)

※1ドル=120円の場合

例2: 自動車のカナダ向け輸出

- 品目: 自動車(HS8703.22.00~8703.33.00)
※排気量によって対象となるHSコードが異なる。
 - MFN税率(2018年時点): 6.1%
 - TPP11における基準税率: 6.1%
 - 実施区分: **CA3**
- (発行時に5.5%に引き下げ、2年目5.0%、3年目2.5%、4年目2.0%に引き下げ、5年目に撤廃)**
- 年間1,000万円(FOB価額)カナダ向けに輸出。

コスト削減効果 ✓ 5年間: 155万円



3-2 既存EPAよりも有利な条件のもの

既に日本とEPAを締結している国であっても、品目によってはTPP11を用いることで、より大きな関税削減効果を得ることができるものがあります。

ベトナムを例にとると、日本はベトナムとの間に二国間(日ベトナムEPA)、多国間(日ASEAN EPA)の2つを締結・発効させています。

例3に挙げたオートバイ用ライトの場合、日ベトナムEPA、日ASEAN EPAともに25%の基準

税率を据え置きというスケジュールであり、いずれも関税撤廃の対象外になっています。他方TPP11では6年目に関税撤廃を行う「B6」が採られており、関税率に大きな差がでています。



例3: オートバイ用ライトのベトナム向け輸出

- 品目: その他の照明用機器(オートバイに用いるもの)(HS8512.20.91)
- MFN税率(2016年時点): 25%
- 既存EPAとTPP11における基準税率: 25%
- 実施区分
 - 日ASEAN EPA: 関税維持(基準税率(25%)を適用)
 - 日ベトナムEPA: 関税維持(基準税率(25%)を適用)
 - **TPP11: B6(均等に1/6ずつ削減、6年目に関税撤廃)**

上記製品を1,000万円(CIF価格)ベトナム向けに輸出した場合。

関税コスト
削減効果

- 発効時: 42万円
- 関税撤廃完了時: 250万円

4. 各国の関税引下げ方法 (実施区分) と情報源

TPP11締約国の中には、各国固有の実施区分を定めているところも多く、
利用の際にはそれぞれの区分を理解する必要があります。

実施区分の内容に加え、各国の情報収集や問い合わせ時に役に立つ情報をまとめました。

4-1 カナダ (実施区分一覧)

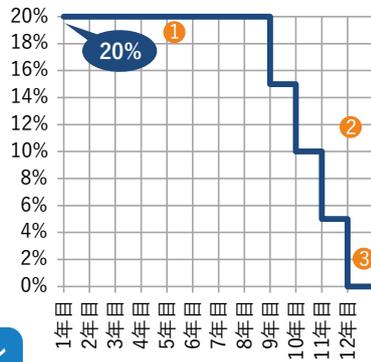
POINT：年数の数え方に注意！

1回目(1年目)の関税削減は協定発効と同時に行われ、2回目(2年目)以降は毎年1月1日に行われます。

区分	内容
EIF	即時撤廃
B4	3年にわたり均等(1/4ずつ、合計4回)に関税引き下げ。4年目に関税撤廃。
B6	5年にわたり均等(1/6ずつ、合計6回)に関税引き下げ。6年目に関税撤廃。
B7	6年にわたり均等(1/7ずつ、合計7回)に関税引き下げ。7年目に関税撤廃。
B11	10年にわたり均等(1/11ずつ、合計11回)に関税引き下げ。11年目に関税撤廃。
CA1	発効時から8年目まで基準税率を維持。9年目～12年目にかけて毎年均等(1/4ずつ、合計4回)に関税引き下げ。12年目に関税撤廃。
CA2	発効時に基準税率の75%関税削減。この税率を11年目まで維持。12年目に関税撤廃。
CA3	発効時に5.5%に関税引き下げ。2年目5.0%、3年目2.5%、4年目2.0%に引き下げ。5年目に関税撤廃。
TRQ	関税割当を適用。附属書2-D(カナダ)付録A(関税割当)に記載の条件に従う。

4-1 カナダ（固有の実施区分）

CA1



削減スケジュール

- ①発効時～8年目 基準税率を維持
- ②9～12年目 均等(1/4ずつ)引き下げ
- ③12年目以降 0%

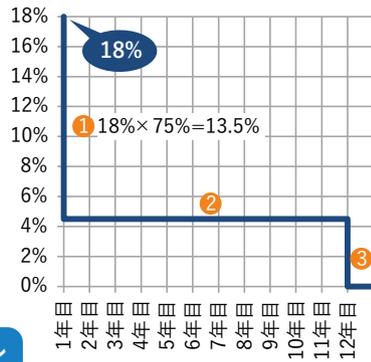
CA3



削減スケジュール

- ①発効時 基準税率を5.5%
- ②2年目 5.0%に引き下げ
- ③3年目 2.5%に引き下げ
- ④4年目 2.0%に引き下げ
- ⑤5年目以降 0%

CA2



削減スケジュール

- ①発効時 基準税率から75%関税削減
- ②2～11年目 税率維持
- ③12年目以降 0%

4-1 カナダ（情報源）

政府機関

情報源名	内容	連絡先(URLなど)
国境サービス庁	カナダの関税率を調べることができるほか、事前教示制度についても紹介しています。	関税率： http://www.cbsa-asfc.gc.ca/trade-commerce/tariff-tarif/ 関税分類事前通知制度： http://cbsa-asfc.gc.ca/import/ar-da/ カナダ国外から：1-(204)-983-3500 または 1-(506)-636-5064 カナダ国内から：1-800-461-9999
イノベーション・科学・経済開発省	カナダのHSコードの分類についてデータベースで調べることができます。	https://www.ic.gc.ca/eic/site/tdo-dcd.nsf/eng/Home?OpenDocument#tag
外務省	TPP11およびその他のFTA（発効済み、交渉中）に関する各種情報を提供しています。	https://international.gc.ca/trade-commerce/trade-agreements-accords-commerciaux/agr-acc/cptpp-ptpgp/index.aspx?lang=eng https://www.international.gc.ca/trade-commerce/trade-agreements-accords-commerciaux/agr-acc/index.aspx?lang=eng
外務省 貿易管理局	輸出入管理を行い、各種情報を提供しています。	http://www.international.gc.ca/controls-contrôles/index.aspx
外務省 インベスト・イン・カナダ	外務省が管轄するカナダへの投資促進を目的とするウェブサイトで産業別のデータを提供しています。	http://www.international.gc.ca/investors-investisseurs/index.aspx?lang=eng
NAFTA事務局	NAFTAに関する情報について提供しています。	https://www.nafta-sec-alena.org/Home/Welcome
貿易情報システム (SICE)	米州機構(OAS)が提供する通商協定に関する情報で、カナダが加盟する通商協定情報などをデータベース形式で紹介しています。	http://www.sice.oas.org/agreements_e.asp

業界団体

情報源名	内容	URL
トロント日本商工会	会員の商工活動や日加経済交流を通じて両国の友好関係促進に貢献することを目的に、講演会の開催や、ミッションの受け入れ、官民合同会議への協力などを行っています。	http://www.torontoshokokai.org/

4-2 メキシコ（実施区分一覧）

POINT：年数の数え方に注意！

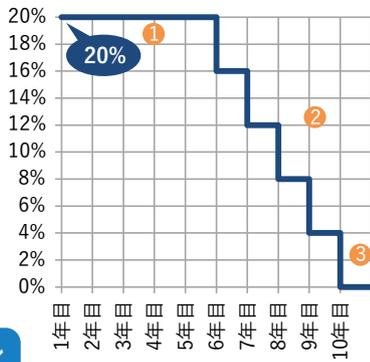
1回目(1年目)の関税削減は協定発効と同時にわれ、2回目(2年目)以降は毎年1月1日に行われます。

区分	内容
EIF	即時撤廃
B3	2年にわたり均等(1/3ずつ、合計3回)に関税引き下げ。3年目に関税撤廃。
B5	4年にわたり均等(1/5ずつ、合計5回)に関税引き下げ。5年目に関税撤廃。
B8	7年にわたり均等(1/8ずつ、合計8回)に関税引き下げ。8年目に関税撤廃。
B10	9年にわたり均等(1/10ずつ、合計10回)に関税引き下げ。10年目に関税撤廃。
B12	11年にわたり均等(1/12ずつ、合計12回)に関税引き下げ。12年目に関税撤廃。
B13	12年にわたり均等(1/13ずつ、合計13回)に関税引き下げ。13年目に関税撤廃。
B15	14年にわたり均等(1/15ずつ、合計15回)に関税引き下げ。15年目に関税撤廃。
B16	15年にわたり均等(1/16ずつ、合計16回)に関税引き下げ。16年目に関税撤廃。
D	MFN税率を適用。
MX10	発効時から5年目まで基準税率を維持。 6～10年目まで毎年均等(1/5ずつ、合計5回)に関税引き下げ。10年目に関税撤廃。
MX11	発効時に16%に関税引き下げ。 2～11年目まで毎年均等(1/10ずつ、合計10回)に関税引き下げ。11年目に関税撤廃。
MX13	発効時から3年目まで基準税率を維持。 4～13年目まで毎年均等(1/10ずつ、合計10回)に関税引き下げ。13年目に関税撤廃。
MX16	発効時から5年目まで基準税率を維持。 6～16年目まで毎年均等(1/11ずつ、合計11回)に関税引き下げ。16年目に関税撤廃。
MX-R1	基準税率(20%)を1～10年目に毎年均等(1/10ずつ、合計10回)削減し、基準税率の50%関税引き下げ。10年目以降、税率10%を維持。
MX-R2	基準税率(72%)を1～5年目に毎年均等(1/5ずつ、合計5回)削減し、基準税率の50%関税引き下げ。5年目以降、税率36%を維持。
MX-R3	基準税率(140%)1～7年目に毎年均等(1/7ずつ、合計7回)削減し、基準税率の70%関税引き下げ。7年目以降、税率42%を維持。
MX-R4	基準税率(30%)を1～8年目に毎年均等(1/8ずつ、合計8回)削減し、8%まで引き下げ。9年目7.75%、10年目に7.5%に引き下げ(11年目以降、税率7.5%を維持)。
MX-R5	基準税率(15%)を1～8年目に毎年均等(1/8ずつ、合計8回)削減し、4%まで引き下げ。9年目3.87%、10年目に3.75%に引き下げ(11年目以降、税率3.75%を維持)。
MX-R6	基準税率(5%)を1～8年目に毎年均等(1/8ずつ、合計8回)削減し、1.33%まで引き下げ。9年目1.28%、10年目に1.25%に引き下げ(11年目以降、関税率1.25%を維持)。
MX-R7	発行時に基準税率(50%)を47.5%に引き下げ。2年目以降47.5%を維持。
CSQ	関税割当を適用。附属書2-D(メキシコ)付録A-1(関税割当)に記載の条件に従う。
CSA	関税割当を適用。附属書2-D(メキシコ)付録A-2(砂糖を対象とした国別関税割当)に記載の条件に従う。

4-2 メキシコ（固有の実施区分）

MX10

(MX13、MX16
も同類)



削減スケジュール

- ①発効時～5年目 基準税率を維持
- ②6～10年目 均等(1/5ずつ)引き下げ
- ③10年目以降 0%

MX-R4

(MX-R5、MX-R6
も同類)



削減スケジュール

- ①発効時～8年目 基準税率(30%)を各年削減し、8%まで引き下げ
- ②9年目7.75%に引き下げ、10年目7.5%に引き下げ
- ③10年目7.5%に引き下げ ④11年目以降税率7.5%を維持

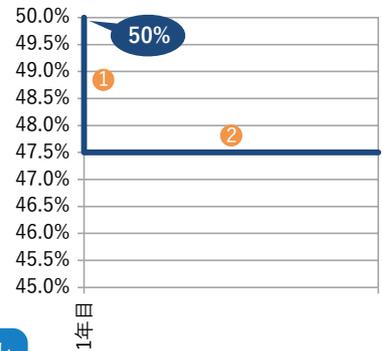
MX11



削減スケジュール

- ①発効時 16%に關稅引き下げ
- ②2～11年目 均等(1/10ずつ)引き下げ
- ③11年目以降 0%

MX-R7

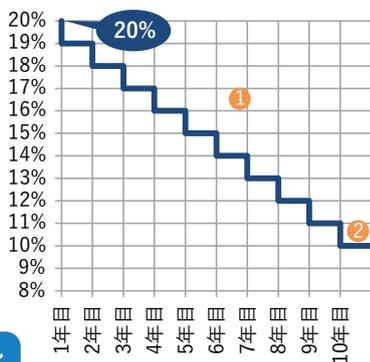


削減スケジュール

- ①発効時基準税率(50%)を47.5%に引き下げ
- ②2年目以降 47.5%を維持

MX-R1

(MX-R2、MX-R3
も同類)



削減スケジュール

- ①発効時～10年目 基準税率(20%)を各年1%ずつ、合計50%引き下げ
- ②10年目以降 10%を維持

4-2 メキシコ(情報源)

政府機関

情報源名	内容	連絡先(URLなど)
TPP11情報 (連邦政府)	連邦政府(GOB)のTPP11に関する公式ページで、関連情報を提供しています(西語)。	http://www.gob.mx/tp PRIMER CONTACTO Tel : +52-55-5229-6133 01-800-410-2000(メキシコ国内のフリー・ダイヤル)
関税情報 (経済省)	メキシコのHSコードを調べることができます(西語)。	http://www.economia-snci.gob.mx/
FTA情報 (経済省)	メキシコが締結したFTA、その他の特惠貿易協定に関する情報を提供しています(西語)。	http://www.economia-snci.gob.mx/sicait/5.0/ (検索サイト) https://www.gob.mx/se/acciones-y-programas/comercio-exterior-paises-con-tratados-y-acuerdos-firmados-con-mexico (一覧)
国税庁(SAT)	各地の税関を窓口として、関税分類事前指示技術会合(Junta Técnica de Consultiva de Clasificación Arancelaria)を通じて、HSコードの事前指示に応じています(西語)。	http://omawww.sat.gob.mx/contacto/contactenos/Paginas/dir_adu.aspx
メキシコ貿易投資促進機関(PROMEXICO)	メキシコ政府の貿易投資促進機関で、同国に進出を検討している外国企業に各種情報を実施しています(日本語、英語、西語など)。	http://www.promexico.gob.mx/
NAFTA事務局	NAFTAに関する情報について提供しています(英語、西語)。	https://www.sec-tlcan-mex.org/Home/Welcome
貿易情報システム(SICE)	米州機構(OAS)が提供する通商協定に関する情報で、メキシコが加盟する通商協定情報などをデータベース形式で紹介しています(英語、西語)。	http://www.sice.oas.org/agreements_e.asp

業界団体

情報源名	内容	URL
メキシコ国際商工会議所	メキシコ国内企業が主要メンバーを構成しており、貿易実務情報などを企業向けに提供しています(西語)。	http://www.iccmex.mx/
メキシコ日本商工会議所	日本・メキシコ両国間の経済交流の促進に寄与する活動を行うことを目的にビジネスセミナーなどを主催しています(日本語、西語)。	http://www.japon.org.mx/ja/
メキシコ自動車部品工業会	国内自動車部品メーカー(海外メーカーの現地法人を含む)をメンバーとする業界団体で通商関係の情報を提供しています(西語)。	https://www.ina.com.mx/comercio_exterior/acuerdos_comerciales/

4-3 チリ（実施区分一覧）

POINT：年数の数え方に注意！

1回目（1年目）の関税削減は協定発効と同時にわれ、2回目（2年目）以降は毎年1月1日に行われます。

区分	内容
EIF	即時撤廃。
B4	3年にわたり均等（1/4ずつ、合計4回）に関税引き下げ。4年目に関税撤廃。
B8	7年にわたり均等（1/8ずつ、合計8回）に関税引き下げ。8年目に関税撤廃。
CL-AU FTA-Wheat	小麦については、豪州との二国間FTA（チリ・豪州自由貿易協定）の規定（附属書3-B）を適用。
CL-AU FTA-Sugar	砂糖については、豪州との二国間FTA（チリ・豪州自由貿易協定）の規定（附属書3-B）を適用。
CL-P4 -Wheat	小麦については、P4（環太平洋戦略的経済連携協定）の規定（第3章12条）を適用。
CL-P4-Sugar	砂糖については、P4（環太平洋戦略的経済連携協定）の規定（第3章12条）を適用。
CL-CA FTA-Wheat	小麦については、カナダとの二国間FTA（チリ・カナダ自由貿易協定）の規定（C章17条）を適用。
CL-CA FTA-Sugar	砂糖については、カナダとの二国間FTA（チリ・カナダ自由貿易協定）の規定（C章17条）を適用。
CL-JP SEP-Wheat	小麦については、日本との二国間FTA（日・チリ経済連携協定）の規定（附属書1）を適用。
CL-JP SEP-Sugar	砂糖については、日本との二国間FTA（日・チリ経済連携協定）の規定（附属書1）を適用。
CL-MY -Wheat	小麦については、従価税部分を即時撤廃、産品輸入規則（Law 18.525）が規定するプライスバンド制度に基づく特別税（従量税）のみ適用。
CL-MY -Sugar	砂糖については、従価税部分を即時撤廃、産品輸入規則（Law 18.525）が規定するプライスバンド制度に基づく特別税（従量税）のみ適用。
CL-MX FTA-Wheat	小麦については、メキシコとの二国間FTA（チリ・メキシコ自由貿易協定）の規定を適用（第3章2条）。
CL-MX FTA-Sugar	砂糖については、メキシコとの二国間FTA（チリ・メキシコ自由貿易協定）の規定を適用（第3章2条）。
CL-PE FTA-Wheat	小麦については、ペルーとの二国間FTA（チリ・ペルー自由貿易協定）の規定（第3章2条）を適用。
CL-PE FTA-Sugar	砂糖については、ペルーとの二国間FTA（チリ・ペルー自由貿易協定）の規定（第3章2条）を適用。
CL-US FTA-Wheat	小麦については、米国との二国間FTA（チリ・米国自由貿易協定）の規定を適用（附属書3.3）。
CL-US FTA-Sugar	砂糖については、米国との二国間FTA（チリ・米国自由貿易協定）の規定を適用（附属書3.3）。
CL-VN FTA-Wheat	小麦については、従価税部分を即時撤廃、産品輸入規則（Law 18.525）が規定するプライスバンド制度に基づく特別税（従量税）のみ適用。
CL-VN FTA-Sugar	砂糖については、従価税部分を即時撤廃、産品輸入規則（Law 18.525）が規定するプライスバンド制度に基づく特別税（従量税）のみ適用。
CL-MFN	MFN税率を適用。

4-3 チリ(情報源)

政府機関

情報源名	内容	連絡先(URLなど)
外務省国際経済関係局	TPP11に関する各種情報を提供しています(英語、西語)。	https://www.direcon.gob.cl/tpp/
財務省税関庁	チリのHSコードと関税率を調べることができます(西語)。	https://www.aduana.cl/arancel-aduanero-vigente/aduana/2016-12-30/090118.html
事前教示サービス (財務省税関庁)	チリ政府によるHSコード照会サービスとその申請書に関する情報を提供しています(西語)。	https://www.chileatiende.gob.cl/fichas/ver/151
税関向け農牧庁(SAG) 証明書	農林畜産品、動物用飼料、動物用薬剤、農薬、アルコール飲料、酢の輸出の際に必要な輸出国の検疫証明書または衛生証明書を説明しています(西語)。	https://www.sag.gob.cl/sistemas-en-linea
水産庁(SERNAPESCA)輸入 許可書	水産物、水生生物用飼料の輸出の際に必要な衛生証明書について説明しています(西語)。	http://www.sernapesca.cl/index.php?option=com_content&view=article&id=225&Itemid=418
税関向け保健省証明書	食品、薬、化粧品等のチリへの輸出の際に必要な製造国で発行された必要書類について説明しています(西語)。	http://seremi13.redsalud.gob.cl/?page_id=1640
対内投資促進庁(APIE)	チリ政府の投資誘致機関で、同国に進出を検討している外国企業に各種情報提供を実施しています(英語)。	https://investchile.gob.cl/
貿易情報システム	米州機構(OAS)が提供する通商協定に関する情報で、チリが加盟する通商協定情報などをデータベース形式で紹介しています(英語、西語)。	http://www.sice.oas.org/agreements_e.asp

業界団体

情報源名	内容	URL
製造業振興協会(SOFOFA)	工業製品の原産地証明書発行機関。原産地規則や各国とのFTA/EPAの使い方ガイドなど豊富なコンテンツを有しています(西語)。	http://web.sofofa.cl/comercio-exterior/
原産地証明中央ユニット (UCCO)	全国商工会議所(CNC)や果物輸出協会により設置された非公開会社。アグロ産品、水産品についての原産地証明書発行をCNCの担当職員が行っています。原産地規則や関税率等に関する様々な関連情報をとりまとめています(西語)。	http://www.ucco.cl/
サンティアゴ商工会議所	チリ国内企業が主要メンバーを構成する。貿易実務情報などを企業向けに提供しています(西語)。	https://www.ccs.cl/html/negocios_internacionales/comercio_exterior.html
日智商工会議所	チリで活動する邦人企業が経営および公的活動の発展を促進することを目的に設立され、EPA委員会を中心に日本とチリ間の経済交流発展のために積極的な活動を実施しています(日本語、西語)。	http://www.camarachilejapon.cl/index.php

業界その他団体

情報源名	内容	URL
SAETA	LEGISCOMEX, COM社がチリの貿易統計、関税率などの情報提供しています(英語、西語)。	https://www.legiscomex.com/#productos
Check Point	トムソン・ロイターがチリ税関情報を元に企業ごとのデータも含めた貿易統計情報を提供しています。法令、税制に関する情報も提供しています(有料)。	http://www1.legalpublishing.cl:8080/help/checkpoint/

4-4 ペルー（実施区分一覧）

POINT：年数の数え方に注意！

1回目（1年目）の関税削減は協定発効と同時にわれ、2回目（2年目）以降は毎年1月1日に行われます。

区分	内容
EIF	即時撤廃。
B6	5年にわたり均等（1/6ずつ、合計6回）に関税引き下げ。6年目に関税撤廃。
B11	10年にわたり均等（1/11ずつ、合計11回）に関税引き下げ。11年目に関税撤廃。
B13	12年にわたり均等（1/13ずつ、合計13回）に関税引き下げ。13年目に関税撤廃。
B16	15年にわたり均等（1/16ずつ、合計16回）に関税引き下げ。16年目に関税撤廃。
PE-R1	従価税部分は即時撤廃、国内法（D.S. N° 115-2001-EF）が規定するプライスバンド制度に基づく特別税（従量税）は譲許対象外。
PE-R2	従価税部分は5年間にわたり均等（1/6ずつ、合計6回）に関税引き下げ。6年目に撤廃。国内法（D.S. N° 115-2001-EF）が規定するプライスバンド制度に基づく特別税（従量税）は譲許対象外。

4-4 ペルー（情報源）

政府機関

情報源名	内容	連絡先（URLなど）
通商協定 （通商観光省）	TPP11をはじめとするペルーの通商協定に関する各種情報を提供しています（西語）。	http://www.acuerdoscomerciales.gob.pe/index.php?option=com_content&view=category&layout=blog&id=36&Itemid=27
原産地規則 （通商観光省）	各通商協定における原産地規則を分類し、それぞれの書式情報を提供しています（英語、西語）。	https://www.mincetur.gob.pe/comercio-externo/certificacion-de-origen/ 一覧表： http://www.sunat.gob.pe/orientacionaduanera/aranceles/Aranceles.html
税務監督庁(SUNAT)	ペルーのHSコードと関税率を調べることができます（西語）。	検索ツール： http://www.sunat.gob.pe/orientacionaduanera/nomenclaturaarancelaria/index.html
税務監督庁 事前指示サービス	ペルー政府によるHSコード照会サービスとその申請書に関する情報を提供しています（西語）。	事前協議決議： http://www.aduanet.gob.pe/ol-ad-calinter/regclasInterS01Alias
農業灌漑省(MINAGRI) 農業検疫局(SENASA)	農林畜産品、動物用飼料の輸入の際に必要な輸出国の検疫証明書または衛生証明書を説明しています（西語）。	https://www.gob.pe/minagri 照会サービス： https://www.senasa.gob.pe/senasa/
民間投資促進庁 (ProInversion)	ペルー政府の投資誘致機関で、同国に進出を検討している外国企業に各種情報提供を実施しています（英語、西語）。	http://www.proinversion.gob.pe/
貿易情報システム	米州機構(OAS)が提供する通商協定に関する情報で、ペルーが加盟する通商協定情報などをデータベース形式で紹介しています（英語、西語）。	http://www.sice.oas.org/agreements_e.asp

業界団体

情報源名	内容	URL
リマ商工会議所	ペルー企業と外資系企業がメンバーを構成しています。貿易実務情報や実務サービスなどを提供するほか、原産地証明書の発給も行っています（英語、西語）。	http://www.camaralima.org.pe/english/
日秘商工会議所	日本とペルー両国間の投資・貿易・人的交流の振興を目的に設立され、日本・ペルー両国間ビジネス環境の整備、日本・ペルー両国政府に対する提言などを中心に活動しています（日本語、西語）。	http://www.ccipj.org.pe/

業界その他団体

情報源名	内容	URL
El Comercio	経済紙「El Comercio」のTPP11に関する記事をまとめたページです（西語のみ）。	http://elcomercio.pe/noticias/tpp-301963

4-5 マレーシア（実施区分一覧）

POINT：年数の数え方に注意！

1回目（1年目）の関税削減は協定発効と同時に
行われ、2回目（2年目）以降は毎年
1月1日に行われます。

区分	内容
EIF	即時撤廃。
B3	2年にわたり均等（1/3ずつ、合計3回）に関税引き下げ。3年目に関税撤廃。
B6	5年にわたり均等（1/6ずつ、合計6回）に関税引き下げ。6年目に関税撤廃。
B8	7年にわたり均等（1/8ずつ、合計8回）に関税引き下げ。8年目に関税撤廃。
B11	10年にわたり均等（1/11ずつ、合計11回）に関税引き下げ。11年目に関税撤廃。
B13	12年にわたり均等（1/13ずつ、合計13回）に関税引き下げ。13年目に関税撤廃。
B16	15年にわたり均等（1/16ずつ、合計16回）に関税引き下げ。16年目に関税撤廃。
TRQ	関税割当を適用。附属書2-D（マレーシア）付録A（関税割当）に記載の条件に従う。

4-5 マレーシア（情報源）

政府機関

情報源名	内容	連絡先（URLなど）
国際貿易産業省（MITI）	TPP11に関する各種情報を提供しています。	http://fta.miti.gov.my/index.php/pages/view/71
マレーシア税関（RMCD）	関税、物品サービス税（GST）などの情報に加え、フリーゾーンなどの情報を調べることができます。	http://www.customs.gov.my/en
マレーシア貿易レポジトリ	AEO制度、輸出入手続き、特惠税率、非関税措置、関連法令等の情報を一元的に提供しています。	http://mytraderepository.customs.gov.my/en/Pages/default.aspx
マレーシア貿易開発公社（MATRADE）	貿易促進機関として、ビジネスマッチング情報や輸出支援プログラム等の情報を提供しています。	http://www.matrade.gov.my/en/
マレーシア投資開発庁（MIDA）	投資誘致機関。投資インセンティブを含めた包括的な情報提供を行っています。	http://www.mida.gov.my/home/

業界団体

情報源名	内容	URL
マレーシア製造業協会（FMM）	原産地証明書発行機関です。	http://www.fmm.org.my/default.aspx
マレーシア経営者連盟（MEF）	民間雇用主団体の全国組織です。	http://www.mef.org.my/Home.aspx
マレーシア日本人商工会議所（JACTIM）	1983年創設。工業部会、貿易部会、金融部会、建設部会、流通サービス部会に加え、ペナン、ジョホール、ペラ、マラッカの各地域部会を持っています。	http://www.jactim.org.my/

4-6 シンガポール（実施区分一覧）

区分	内容
EIF	即時撤廃。

4-6 シンガポール（情報源）

政府機関

情報源名	内容	連絡先（URLなど）
シンガポール税関	課税対象品目、課税基準、貿易・通関手続き、自由貿易地区（FTZ）や保税施設での保管など、貿易・通関に関する基本的な情報を提供しています。	<p>HSコード一覧： http://www.customs.gov.sg/businesses/harmonized-system-hs-classification-of-goods/resources/singapore-trade-classification-customs-excise-duties-stcced</p> <p>事前教示問い合わせ先： http://www.customs.gov.sg/businesses/harmonized-system-hs-classification-of-goods/application-for-customs-ruling-on-classification-of-goods</p> <p>HSコード4桁については無料、その他の問い合わせについては1件につき75Sドル</p>
TradeNet	シンガポール税関などによって設立された貿易物流業界の情報交換プラットフォームで、電子原産地証明書やオンラインでの通関申告業務の簡素化などを行っています。また、輸出入あるいは輸入貨物の積み替えに関わる申告から許可通知、関税・諸税や手数料等の支払いに至るまでの手続きが電子的に一括処理されます。	<p>https://www.tradexchange.gov.sg/tradexchange/index.html</p> <p>関税率検索： https://www.tradenet.gov.sg/tradenet/portlets/search/searchHSCA/searchInitHSCA.do</p> <p>電子原産地証明書： https://www.customs.gov.sg/eservices/customs-forms-and-service-links#CertificateOrigin</p>
経済開発庁（EDB）	貿易産業省傘下のシンガポールの投資誘致機関で、同国に進出を検討している外国企業に各種情報提供を実施しています。	http://www.edb.gov.sg/
貿易産業省	TPP11に関する各種情報を提供しています。	https://www.mti.gov.sg/en/Improving-Trade/Free-Trade-Agreements/CPTPP
IEシンガポール（国際企業庁）	TPP11の関連情報に加え、自由貿易協定（FTA）に関する情報など、貿易に関する情報を提供しています。	http://www.iesingapore.gov.sg/Trade-From-Singapore/International-Agreements

業界団体

情報源名	内容	URL
シンガポール日本商工会議所	日本・シンガポール間の経済交流促進などを目的に設立され、中小企業経営相談窓口を開設、シンガポール政府に対して意見・要望活動も行っています。	http://www.jcci.org.sg/

4-7 ベトナム（実施区分一覧①）

POINT：年数の数え方に注意！

1回目（1年目）の関税削減は協定発効と同時に
行われ、2回目（2年目）以降は毎年
1月1日に行われます。

区分	内容
EIF	即時撤廃。
B2	1年にわたり均等(1/2ずつ、合計2回)に関税引き下げ。2年目に関税撤廃。
B3	2年にわたり均等(1/3ずつ、合計3回)に関税引き下げ。3年目に関税撤廃。
B4	3年にわたり均等(1/4ずつ、合計4回)に関税引き下げ。4年目に関税撤廃。
B5	4年にわたり均等(1/5ずつ、合計5回)に関税引き下げ。5年目に関税撤廃。
B6	5年にわたり均等(1/6ずつ、合計6回)に関税引き下げ。6年目に関税撤廃。
B7	6年にわたり均等(1/7ずつ、合計7回)に関税引き下げ。7年目に関税撤廃。
B8	7年にわたり均等(1/8ずつ、合計8回)に関税引き下げ。8年目に関税撤廃。
B10	9年にわたり均等(1/10ずつ、合計10回)に関税引き下げ。10年目に関税撤廃。
B11	10年にわたり均等(1/11ずつ、合計11回)に関税引き下げ。11年目に関税撤廃。
B12	11年にわたり均等(1/12ずつ、合計12回)に関税引き下げ。12年目に関税撤廃。
B13	12年にわたり均等(1/13ずつ、合計13回)に関税引き下げ。13年目に関税撤廃。
B16	15年にわたり均等(1/16ずつ、合計16回)に関税引き下げ。16年目に関税撤廃。
VN4-A	発効時から2年目まで12%、3年目に6%に削減。4年目に関税撤廃。
VN7-A	発効時から2年目まで19%、3年目に16%、4年目に12%、5年目に8%、6年目に4%に削減。7年目に関税撤廃。
VN8-A	発効時から7年目まで基準税率を維持。8年目に関税撤廃。
VN8-B	発効時から3年目まで9%、4年目に7%、5年目に5%、6年目に4%、7年目に2%に削減。8年目に関税撤廃。
VN10-A	発効時から4年目まで52%、5年目に45%、6年目に36%、7年目に30%、8年目に25%、9年目に20%に削減。10年目に関税撤廃。
VN11-A	4年目まで基準税率を維持。5年目に7%に削減し、同税率を10年目まで維持。11年目に関税撤廃。
VN11-B	4年目まで基準税率を維持。5年目に8%、7年目に7%に削減し、同税率を10年目まで維持。11年目に関税撤廃。
VN11-C	4年目まで基準税率を維持。5年目に15%、6年目に10%、7年目に7%に削減し、同税率を10年目まで維持。11年目に関税撤廃。
VN11-D	3年目まで基準税率を維持。4年目に7%に削減し、同税率を10年目まで維持。11年目に関税撤廃。

4-7 ベトナム(実施区分一覧②)

区分	内容
VN11-E	6年目まで基準税率を維持。7年目に7%に削減し、同税率を10年目まで維持。11年目に関税撤廃。
VN11-F	10年目まで基準税率を維持。11年目に関税撤廃。
VN11-G	発効時に関税を44%に削減。2年目に40%に、4年目に35%に、6年目に30%に、7年目に25%に、8年目に20%に、9年目に15%に、10年目に10%に削減し、11年目に関税撤廃。
VN11-H	発効時に関税を34%に削減。2年目に33%に、3年目に32%に、4年目に30%に、5年目に29%に、6年目に25%に、7年目に22%に、8年目に18%に、9年目に15%に、10年目に11%に削減し、11年目に関税撤廃。
VN11-I	発効時に関税を45%に削減。2年目に41%に、3年目に36%に、4年目に32%に、5年目に27%に、6年目に23%に、7年目に22%に、8年目に20%に、9年目に15%に、10年目に10%に削減し、11年目に関税撤廃。
VN12-A	発効時に関税を54%に削減。2年目に49%に、3年目に44%に、4年目に39%に、5年目に35%に、6年目に30%に、7年目に25%に、8年目に20%に、9年目に15%に、10年目に10%に、11年目に5%に削減し、12年目に関税撤廃。
VN12-B	発効時に関税を44%に削減。2年目に40%とし、3年目は同税率を維持。4年目に35%とし、5年目は同税率を維持。6年目に30%に、7年目に25%に、8年目に20%に、9年目に15%に、10年目に10%に、11年目に5%に削減し、12年目に関税撤廃。
VN13-A	3年目まで基準税率を維持。4～13年目に均等(1/10ずつ、合計10回)に関税引き下げ。13年目に関税撤廃。
VN13-B	2年目まで基準税率を維持。3～13年目に均等(1/11ずつ、合計11回)に関税引き下げ。13年目に関税撤廃。
VN13-C	1年目は基準税率を維持。2～13年目に均等(1/12ずつ、合計12回)に関税引き下げ。13年目に関税撤廃
VN13-D	4年目まで基準税率を維持。5～13年目に均等(1/9ずつ、合計9回)に関税引き下げ。13年目に関税撤廃。
VN13-E	5年目まで基準税率を維持。6～13年目に均等(1/8ずつ、合計8回)に関税引き下げ。13年目に関税撤廃。
VN16-A	1～4年目に関税を毎年6.25%削減し、4年目以降同税率を15年目まで維持。 ^{16年}
VN21-A	20年目まで基準税率を維持。21年目に関税撤廃。
TRQ	関税割当を適用。附属書2-D(ベトナム)付録A(関税割当)に記載の条件に従う。
VN22	基準税率を適用。

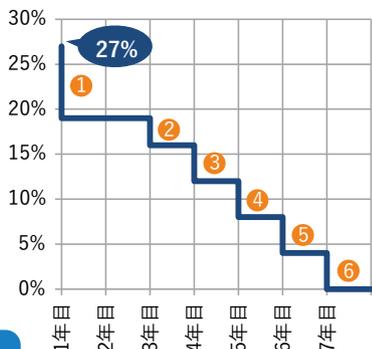
POINT : 年数の数え方に注意 !

1回目(1年目)の関税削減は協定発効と同時に行われ、2回目(2年目)以降は毎年1月1日に行われます。

4-7 ベトナム（固有の実施区分）

VN7-A

(VN4-A, 8-B, 10-A, 11-G, 11-H, 11-I, 12-A, 12-Bも同類)

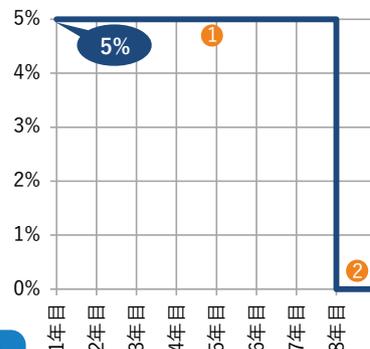


削減スケジュール

- | | | | |
|----------|-----|--------|----|
| ①発効時～2年目 | 19% | ⑤6年目 | 4% |
| ②3年目 | 16% | ⑥7年目以降 | 0% |
| ③4年目 | 12% | | |
| ④5年目 | 8% | | |

VN8-A

(VN21-Aも同類)

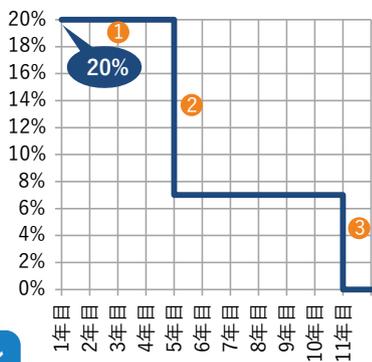


削減スケジュール

- | | |
|----------|---------|
| ①発効時～7年目 | 基準税率を維持 |
| ②8年目以降 | 0% |

VN11-A

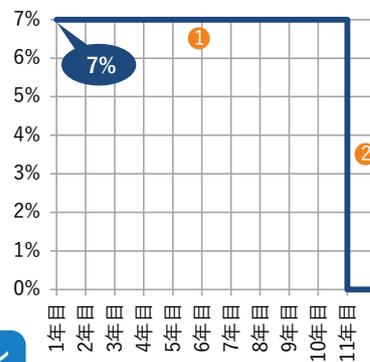
(VN11-B, 11-C, 11-D, 11-Eも同類)



削減スケジュール

- | | |
|----------|---------|
| ①発効時～4年目 | 基準税率を維持 |
| ②5～10年目 | 7% |
| ③11年目以降 | 0% |

VN11-F



削減スケジュール

- | | |
|-----------|---------|
| ①発効時～10年目 | 基準税率を維持 |
| ②11年目以降 | 0% |

VN13-A

(VN13-B, 13-C, 13-D, 13-Eも同類)



削減スケジュール

- | | |
|----------|--------------------|
| ①発効時～3年目 | 基準税率を維持 |
| ②4～13年目 | 10回の毎年均等な関税引き下げで撤廃 |
| ③13年目以降 | 0% |

4-7 ベトナム（情報源）

政府機関

情報源名	内容	連絡先(URLなど)
ベトナム税関	発効済みFTAの税率の一括検索、関連法令、貿易統計等の情報が掲載されています。	http://www.customs.gov.vn/home.aspx?language=en-US
ベトナム商工省貿易促進庁(VIETRADE)	貿易促進機関として、貿易や投資に関する情報や、ビジネスマッチング情報等を提供しています。	http://www.vietrade.gov.vn/
計画投資省 外国投資庁(FIA)	投資誘致機関。投資インセンティブを含めた包括的な情報提供を行っています。	http://fia.mpi.gov.vn/Home/en

業界団体

情報源名	内容	URL
ベトナム日本商工会議所	ハノイを中心とする日系企業で構成される商工会議所。貿易部会、建設部会、工業部会、金融保険部会、サービス等部会、運輸部会を持つ。	http://jbav.vn/ja/
ホーチミン日本商工会議所	ホーチミンを中心とする日系企業で構成される商工会議所。貿易部会、建設部会、運輸部会、第一・第二サービス部会、IT部会、金融・保険部会で構成。また地域ごとにも部会を持つ。	https://jcchvn.org/jp/index.php

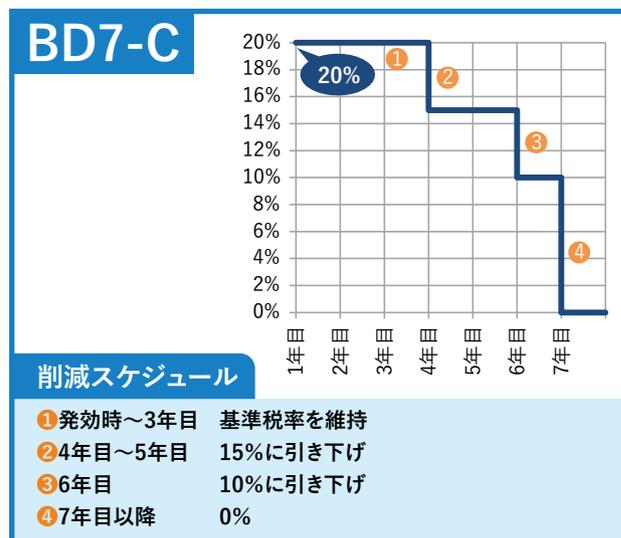
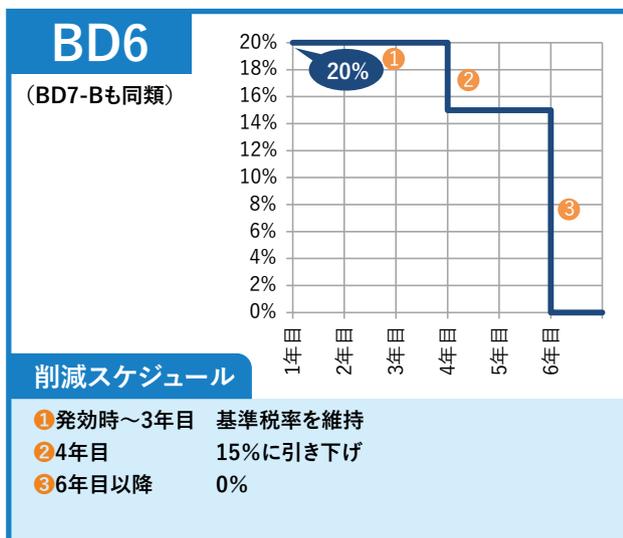
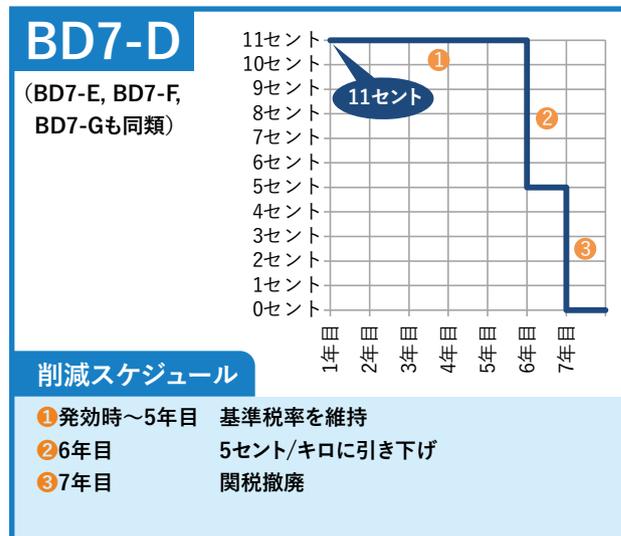
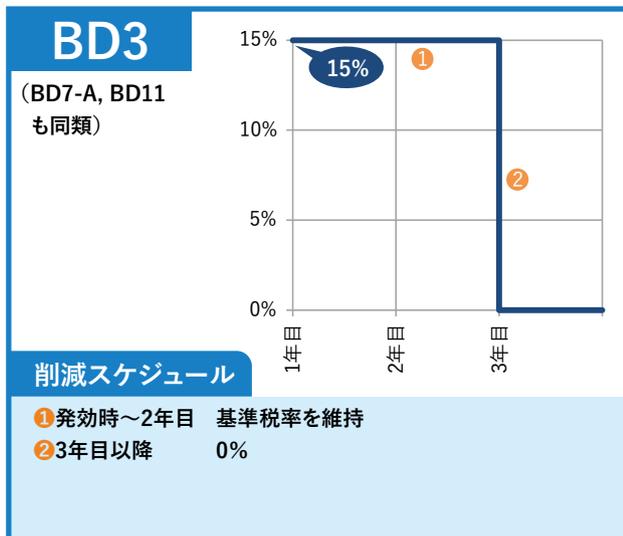
4-8 ブルネイ（実施区分一覧）

POINT：年数の数え方に注意！

1回目（1年目）の関税削減は協定発効と同時に
行われ、2回目（2年目）以降は毎年
1月1日に行われます。

区分	内容
EIF	即時撤廃
BD3	発効時から2年目まで基準税率を維持。3年目に関税撤廃。
BD6	発効時から3年目まで基準税率を維持。4年目に15%に引き下げ。6年目に関税撤廃。
BD7-A	発効時から6年目まで基準税率を維持。7年目に関税撤廃。
BD7-B	発効時から3年目まで基準税率を維持。4年目に10%に引き下げ。7年目に関税撤廃。
BD7-C	発効時から3年目まで基準税率を維持。4年目に15%に引き下げ。6年目に10%に引き下げ。7年目に関税撤廃。
BD7-D	発効時から5年目まで基準税率を維持。6年目に5セント/キロに引き下げ。7年目に関税撤廃。
BD7-E	発効時から5年目まで基準税率を維持。6年目に10セント/キロに引き下げ。7年目に関税撤廃。
BD7-F	発効時から5年目まで基準税率を維持。6年目に10セント/デカリットルに引き下げ。7年目に関税撤廃。
BD7-G	発効時から5年目まで基準税率を維持。6年目に20セント/デカリットルに引き下げ。7年目に関税撤廃。
BD11	発効時から10年目まで基準税率を維持。11年目に関税撤廃。
BD-A	発効時から無税を維持。ただし、輸入ライセンス制度・輸入規制についても維持する。

4-8 ブルネイ（固有の実施区分）



4-8 ブルネイ（情報源）

政府機関

情報源名	内容	連絡先(URLなど)
ブルネイ税関	輸出入手続きなどや関税制度等の基本的な情報を入手することができます。	http://www.bdnsw.gov.bn/Pages/Home.aspx#

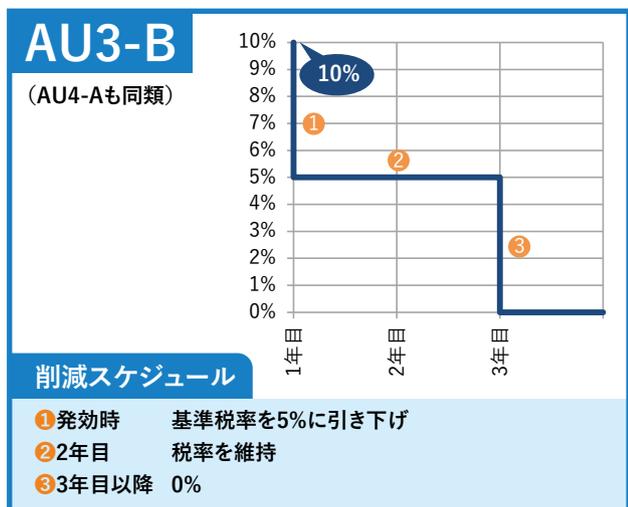
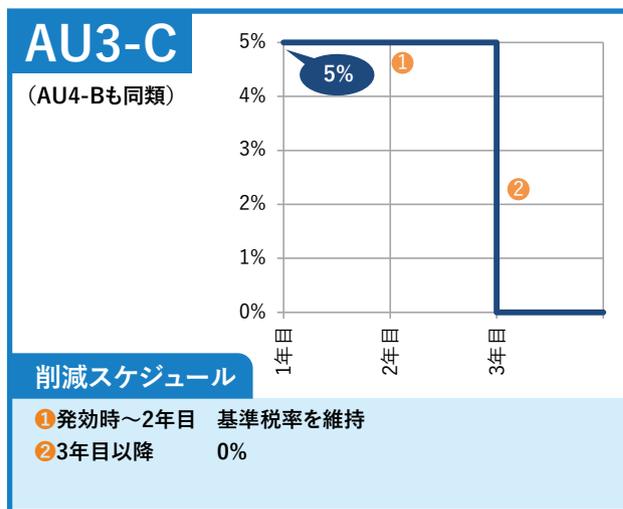
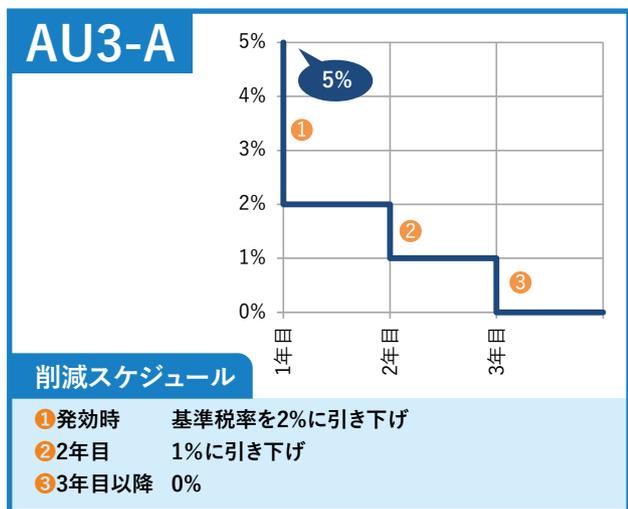
4-9 豪州(実施区分一覧)

区分	内容
EIF	即時撤廃。
AU3-A	発効時に2%に、2年目に1%に関税引き下げ。3年目に関税撤廃。
AU3-B	発効時に5%に引き下げ、同税率を2年目まで維持。3年目に関税撤廃。
AU3-C	発効時から2年目まで基準税率を維持。3年目に関税撤廃。
B4	3年にわたり均等(1/4ずつ、合計4回)に関税引き下げ。4年目に関税撤廃。
AU4-A	発効時に5%に引き下げ、同税率を3年目まで維持。4年目に関税撤廃。
AU4-B	発効時から3年目まで基準税率を維持。4年目に関税撤廃。
AU-R1	従価税部分を即時撤廃。従価税以外の部分(従量税)は維持。

POINT：年数の数え方に注意！

1回目(1年目)の関税削減は協定発効と同時に
行われ、2回目(2年目)以降は毎年
1月1日に行われます。

4-9 豪州(固有の実施区分)



4-9 豪州（情報源）

政府機関

情報源名	内容	連絡先（URLなど）
外務・貿易省	TPP11に関する情報を提供しています。	https://dfat.gov.au/trade/agreements/in-force/cptpp/Pages/comprehensive-and-progressive-agreement-for-trans-pacific-partnership.aspx
国境警備隊	豪州が締結しているFTAについて各種情報を提供しています。	https://www.abf.gov.au/importing-exporting-and-manufacturing/free-trade-agreements
自由貿易協定ポータル	豪州が締結しているFTAを活用した場合の関税率や、原産品の判断基準、市場規模などを調べることができます。	https://ftaportal.dfat.gov.au/
統計局	豪州のHSコード（HS2012）を調べることができます。	http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/DetailsPage/1233.0Jan%202012
貿易促進庁	豪州企業の輸出・対外投資拡大の支援や、海外直接投資の誘致促進などを行う連邦政府機関で、国内外企業向けに各種情報を提供しています。	http://www.austrade.gov.au/

業界団体

情報源名	内容	URL
シドニー日本商工会議所	日豪間の友好親善および経済・文化関係の進展などを目的に設立され、政府機関などへの意見・提言活動や各種情報提供をしています。	http://www.jcci.org.au/
メルボルン日本商工会議所	日豪経済の進展に資することなどを目的に設立され、講演会やセミナーなど各種情報提供を行っています。	http://jcjcm.org.au/jccim/
西豪州日本人会（商工部会）	日豪親善、相互理解、文化交流、貿易・経済発展への寄与などを目的に、旧西豪州日本人会、パース日本商工会議所およびパース日本人学校運営理事会を統合して設立され、講演会や定期集会、会報発行等を実施しています。	http://www.wanijonjinkai.com/
ゴールドコースト日本商工会議所	経済活動の健全な発展や日豪発展に資することなどを目的に設立され、セミナーなど各種情報提供を行っています。	http://www.jccigc.org.au/
豪州商工会議所	各州の商工会議所や業界団体で構成されており、政府機関などへの意見・提言活動や各種情報提供をしています。	https://www.acci.asn.au/
豪州ビジネスカウンスル	豪州国内企業が主要メンバーを構成し、貿易実務情報などを企業向けに提供しています。	http://www.bca.com.au/
AI Group	豪州国内企業が主要メンバーを構成しており、政府機関などへの意見・提言活動や各種情報提供をしています。	http://www.aigroup.com.au/

4-10 ニュージーランド（実施区分一覧）

POINT：年数の数え方に注意！

1回目（1年目）の関税削減は協定発効と同時にわれ、2回目（2年目）以降は毎年1月1日に行われます。

区分	内容
EIF	即時撤廃。
B2	1年にわたり均等（1/2ずつ、合計2回）に関税引き下げ。2年目に関税撤廃。
B5	4年にわたり均等（1/5ずつ、合計5回）に関税引き下げ。5年目に関税撤廃。
B7	6年にわたり均等（1/7ずつ、合計7回）に関税引き下げ。7年目に関税撤廃。
NZ-Parts	部品に適用。当該部品が組み込まれる最終製品の関税撤廃スケジュールが適用される。

4-10 ニュージーランド（情報源）

政府機関

情報源名	内容	連絡先（URLなど）
ニュージーランド 税関サービス	ニュージーランドの関税率を調べることができます。	http://www.customs.govt.nz/Pages/default.aspx 関税率一覧表： https://www.customs.govt.nz/business/tariffs/working-tariff-document/
ニュージーランド 統計局	ニュージーランドのHSコードを調べることができます。	HSコード（HS2012）： http://www.stats.govt.nz/methods/classifications-and-standards/classification-related-stats-standards/harmonised-system-2012.aspx
ニュージーランド 外務・貿易省 （MFAT）	TPP11についての各種情報を提供しています。	https://www.tpp.mfat.govt.nz/
	ニュージーランドが締結するFTAを活用した関税率を調べることができます。	https://tariff-finder.fta.govt.nz/
	TPP11の協定文を確認することができます（付属文書を含む）。	https://www.tpp.mfat.govt.nz/text
ニュージーランド 貿易経済促進庁	TPP11がニュージーランドに与える影響についての政府見解を確認することができます。	https://www.tpp.mfat.govt.nz/resources
	ニュージーランド政府の貿易投資促進機関で、同国への進出や、同国との貿易を検討している外国企業に各種情報を提供しています。	https://www.nzte.govt.nz/

業界団体

情報源名	内容	URL
オークランド 商業会議所	ニュージーランド最大の商業会議所であり、TPP11を含むビジネス関連情報を発信しています。	https://www.aucklandchamber.co.nz/international/cptpp-origin-faqs/
ニュージーランド雇用者 ・製造業者協会（EMA）	ニュージーランドの雇用者・製造業者の支援団体であり、TPP11を含む情報を発信しています。	https://www.ema.co.nz/Pages/Home.aspx
ニュージーランド 輸出事業者協会 （Export New Zealand）	ニュージーランドの輸出支援団体であり、TPP11を含む情報を発信しています。	https://www.exportnz.org.nz/home
ニュージーランド 国際ビジネスフォーラム	ニュージーランドの国際ビジネス支援団体であり、TPP11を含む情報を発信しています。	http://www.tradeworks.org.nz/ http://www.tradeworks.org.nz/tpp-unwrapped/

4-11 日本(実施区分一覧①)

区分	内容
EIF	即時撤廃。
JPEIF*	調整金以外の関税は即時撤廃。調整金額はHS170114.110に分類される甘しゅ糖から得られる分蜜糖に課される調整金額から1円50銭/キロを減じた額が課される。
B4	3年にわたり均等(1/4ずつ、合計4回)に関税引き下げ。4年目に関税撤廃。
B6	5年にわたり均等(1/6ずつ、合計6回)に関税引き下げ。6年目に関税撤廃。
JPB6*	発効時に基準税率の20%を削減。2~6年目に均等(1/5ずつ、合計5回)に関税引き下げ。6年目に関税撤廃。
JPB6**	発効時に基準税率の50%を削減。2~6年目に均等(1/5ずつ、合計5回)に関税引き下げ。6年目に関税撤廃。
JPB6***	発効時から5年目まで基準税率を維持。6年目に関税撤廃。
JPB6****	発効時に従価税部分は25%、従量税部分は40円/キロまで削減。ともに2~6年目に均等(1/5ずつ、合計5回)に関税引き下げ。6年目に関税撤廃。
JPB6*****	発効時に従価税部分は35%、従量税部分は40円/キロまで削減。ともに2~6年目に均等(1/5ずつ、合計5回)に関税引き下げ。6年目に関税撤廃。
B8	7年にわたり均等(1/8ずつ、合計8回)に関税引き下げ。8年目に関税撤廃。
JPB8*	発効時に基準税率の50%を削減。2~8年目に均等(1/7ずつ、合計7回)に関税引き下げ。8年目に関税撤廃。
JPB8**	発効時に基準税率の20%を削減し、3年目は同税率を維持。4~8年目に均等(1/5ずつ、合計5回)に関税引き下げ。8年目に関税撤廃。
JPB8***	発効時に基準税率の1/3を削減。2~8年目に均等(1/7ずつ、合計7回)に関税引き下げ。8年目に関税撤廃。
JPB8****	発効時に10%(その率が13円/リットルより高いとき、または44.67円/リットルより低いときは当該従量税率)に、2年目に8.5%に、3年目に7.1%に、4年目に5.7%に、5年目に4.2%に、6年目に2.8%に、7年目に1.4%に削減し、8年目に関税撤廃。従量税部分は7年目までは125円/リットルで8年目に関税撤廃。規定される最低税額を下回らない限り、従価税または従量税いずれかの低い税額を適用する。
JPB8*****	発効時に10%(その率が13円/リットルより高いとき、または44.67円/リットルより低いときは当該従量税率)に、2年目に8.5%に、3年目に7.1%に、4年目に5.7%に、5年目に4.2%に、6年目に2.8%に、7年目に1.4%に削減し、8年目に関税撤廃。従量税部分は7年目までは125円/リットルで8年目に関税撤廃。規定される最低税額を下回らない限り、従価税または従量税いずれかの低い税額を適用する。
B9	8年にわたり均等(1/9ずつ、合計9回)に関税引き下げ。9年目に関税撤廃。
JPB10*	発効時に2.2%まで削減。2~10年目に均等(1/9ずつ、合計9回)に関税引き下げ。10年目に関税撤廃。
B11	10年にわたり均等(1/11ずつ、合計11回)に関税引き下げ。11年目に関税撤廃。

POINT : 年数の数え方に注意!

1回目(1年目)の関税削減は協定発効と同時にわれ、2回目(2年目)以降は毎年**4月1日**に行われます。

日本は
4月1日

4-11 日本(実施区分一覧②)

区分	内容
JPB11*	→P70
JPB11**	発効時に4.3%まで削減。2～5年目に均等(1/4ずつ、合計4回)に関税を引き下げ、2.2%まで削減。6～11年目に均等(1/6ずつ、合計6回)に関税引き下げ。11年目に関税撤廃。
JPB11***	発効時に基準税率の25%を削減。2～11年目に均等(1/10ずつ、合計10回)に関税引き下げ。11年目に関税撤廃。
JPB11****	発効時に基準税率の50%を削減し、10年目まで維持。11年目に関税撤廃。
JPB11*****	発効時に基準税率の50%を削減。2～11年目に均等(1/10ずつ、合計10回)に関税引き下げ。11年目に関税撤廃。
JPB12*	発効時から8年目まで基準税率を維持。9～12年目に均等(1/4ずつ、合計4回)に関税引き下げ。12年目に関税撤廃。
JPB13*	発効時に基準税率の50%を削減。2～13年目に均等(1/12ずつ、合計12回)に関税引き下げ。13年目に関税撤廃。
JPB13**	発効時に基準税率の20%を削減し、6年目まで維持。7～13年目に均等(1/7ずつ、合計7回)に関税引き下げ。13年目に関税撤廃。
JPB13***	発効時に基準税率の50%を削減し、6年目まで維持。7年目に追加で25%を削減し、12年目まで維持。13年目に関税撤廃。
B16	15年にわたり均等(1/16ずつ、合計16回)に関税引き下げ。16年目に関税撤廃。
JPB16*	→P71
JPB16**	発効時に従価税部分は25%、従量税部分は40円/キロまで削減。ともに2～16年目に均等(1/15ずつ、合計15回)に関税引き下げ。16年目に関税撤廃。
JPB16***	発効時に従価税部分は35%、従量税部分は40円/キロまで削減。ともに2～16年目に均等(1/15ずつ、合計15回)に関税引き下げ。16年目に関税撤廃。
JPB16****	発効時に基準税率の50%を削減し、15年目まで維持。16年目に関税撤廃。
JPB21*	発効時に従価税部分は25%、従量税部分は40円/キロまで削減。ともに2～21年目に均等(1/20ずつ、合計20回)に関税引き下げ。21年目に関税撤廃。
JPB21**	発効時に従価税部分は35%、従量税部分は40円/キロまで削減。ともに2～21年目に均等(1/20ずつ、合計20回)に関税引き下げ。21年目に関税撤廃。
JPB21***	発効時から12年目の均等(1/11ずつ、合計11回)な関税引き下げにより基準税率の80%を削減。12～21年目の均等(1/10ずつ、合計10回)に関税引き下げ。21年目に関税撤廃。

POINT：年数の数え方に注意！

1回目(1年目)の関税削減は協定発効と同時に
行われ、2回目(2年目)以降は毎年
4月1日に行われます。

日本は
4月1日

4-11 日本（実施区分一覧③）

区分	内容
JPR2	発効時に27.5%まで削減。2～10年目の均等(1/9ずつ、合計9回)な関税引き下げにより20%まで削減。11～16年目の均等(1/6ずつ、合計6回)な関税引き下げにより9%まで削減。16年目を以降9%を維持。 (ただし日豪EPAでHS02.01項及び02.02項に分類される品目の関税が上記関税を下回る場合には、そちらの関税率を適用)
JPR3	発効時に39%まで削減。2～10年目の均等(1/9ずつ、合計9回)な関税引き下げにより20%まで削減。11～16年目の均等(1/6ずつ、合計6回)な関税引き下げにより9%まで削減。16年目を以降9%を維持。
JPR4	→P70
JPR5	→P70
JPR6	発効時から6年目の均等(1/6ずつ、合計6回)な関税引き下げにより、基準税率の70%を削減。6年目を以降同税率を維持。
JPR7	発効時に基準税率の10%を削減し、その後維持。
JPR8	発効時から6年目の均等(1/6ずつ、合計6回)な関税引き下げにより、基準税率の55%を削減。6年目を以降同税率を維持。
JPR9	発効時から6年目の均等(1/6ずつ、合計6回)な関税引き下げにより、基準税率の50%を削減。6年目を以降同税率を維持。
JPR10	発効時から6年目の均等(1/6ずつ、合計6回)な関税引き下げにより、基準税率の90%を削減。6年目を以降同税率を維持。
JPR11	発効時から6年目の均等(1/6ずつ、合計6回)な関税引き下げにより、基準税率の72%を削減。6年目を以降同税率を維持。
JPR12	発効時から6年目の均等(1/6ずつ、合計6回)な関税引き下げにより、基準税率の75%を削減。6年目を以降同税率を維持。
JPR13	発効時から11年目の均等(1/11ずつ、合計11回)な関税引き下げにより、基準税率の50%を削減。11年目を以降同税率を維持。
JPR14	発効時に基準税率の15%を削減し、その後維持。
JPR15	発効時に基準税率の25%を削減し、その後維持。
JPR16	発効時から6年目の均等(1/6ずつ、合計6回)な関税引き下げにより、基準税率の15%を削減。6年目を以降同税率を維持。

POINT：年数の数え方に注意！

1回目(1年目)の関税削減は協定発効と同時に
行われ、2回目(2年目)以降は
毎年**4月1日**に行われます。

日本は
4月1日

4-11 日本(実施区分一覧④)

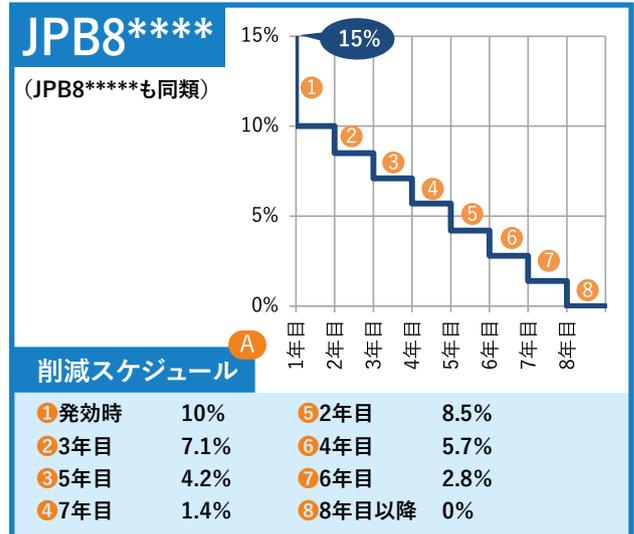
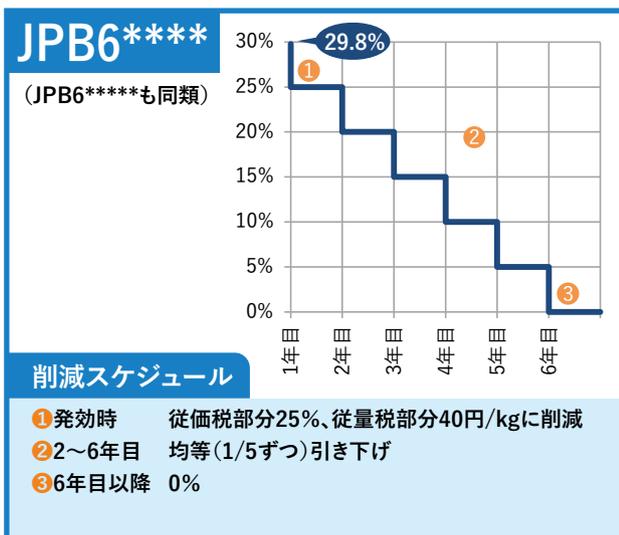
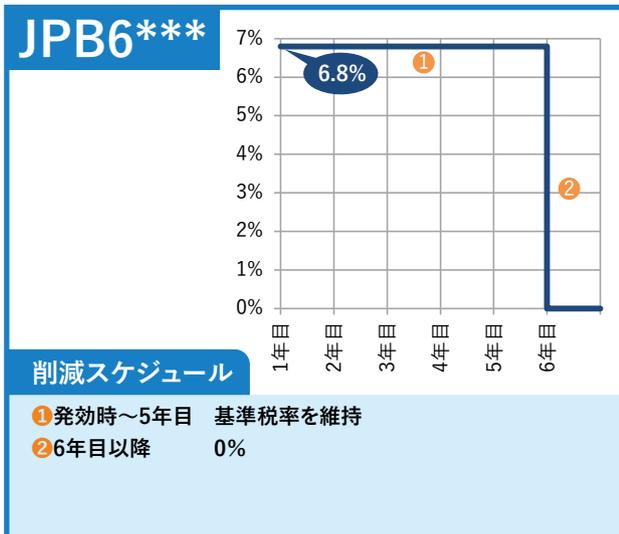
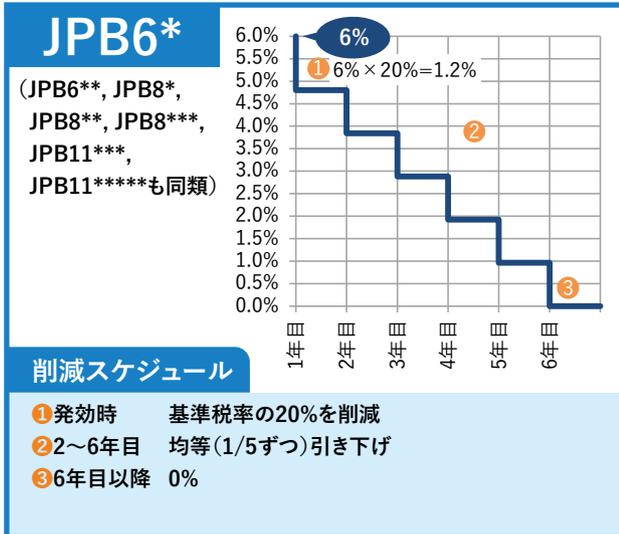
区分	内容
JPR17	発効時に基準税率の5%を削減し、その後維持。
JPR18	発効時から6年目の均等(1/6ずつ、合計6回)な関税引き下げにより、基準税率の25%を削減。6年目以降同税率を維持。
JPR19	発効時から4年目の均等(1/4ずつ、合計4回)な関税引き下げにより、基準税率の15%を削減。4年目以降同税率を維持。
JPR20	発効時から9年目の均等(1/9ずつ、合計9回)な関税引き下げにより、基準税率の60%を削減。9年目以降同税率を維持。
JPR21	発効時から9年目の均等(1/9ずつ、合計9回)な関税引き下げにより、基準税率の55%を削減。9年目以降同税率を維持。
JPR22	発効時から6年目の均等(1/6ずつ、合計6回)な関税引き下げにより、基準税率の60%を削減。6年目以降同税率を維持。
JPR23	発効時から6年目の均等(1/6ずつ、合計6回)な関税引き下げにより、基準税率の63%を削減。6年目以降同税率を維持。
JPR24	発効時から6年目の均等(1/6ずつ、合計6回)な関税引き下げにより、基準税率の66.6%を削減。6年目以降同税率を維持。
JPR25	発効時から6年目の均等(1/6ずつ、合計6回)な関税引き下げにより、基準税率の67%を削減。6年目以降同税率を維持。
JPM1	→P73
JPM2	→P73
TRQ	関税割当を適用。附属書2-D(日本)付録Aに記載の条件に従う。
MFN	最恵国税率を適用
SG- n	セーフガード措置適用品目(附属書2-D:付録B-1及びB-2で定める措置の適用を受ける)

POINT : 年数の数え方に注意 !

1回目(1年目)の関税削減は協定発効と同時に
行われ、2回目(2年目)以降は毎年
4月1日に行われます。

日本は
4月1日

4-11 日本(固有の実施区分①)



POINT : 下限・上限金額に注意!

上記税額が一定価格未満、もしくは一定価格超になる場合にはその金額が税額になります。

	最低額を適用	従価税を適用 (上記スケジュール率)	従量税を適用
発効時	A < 44.67円	44.67円 ≤ A ≤ 125円	125円 < A
2年目	A < 35.73円	35.73円 ≤ A ≤ 125円	
3年目	A < 26.80円	26.80円 ≤ A ≤ 125円	
4年目	A < 17.87円	17.87円 ≤ A ≤ 125円	
5年目	A < 8.93円	8.93円 ≤ A ≤ 125円	
6年目	(設定なし)	A ≤ 125円	
7年目	(設定なし)	A ≤ 125円	

4-11 日本(固有の実施区分②)

POINT：特定品目では複数の実施区分を組み合わせて利用

【例1：豚肉の差額関税制度】JPB10*とJPR4(枝肉)、JPB10*とJPR5(部分肉)

JPR4、JPR5

削減スケジュール

(枝肉:393円/kg、部分肉:524円/kgより低い価格の場合)

A (枝肉) $393円 \times (1 + \textcircled{2}) - \text{輸入価格}/kg$
 (部分肉) $524円 \times (1 + \textcircled{2}) - \text{輸入価格}/kg$

B ①

→ AとBの低い方が税率となる

年	円/kg ①		% ② (共通)
	枝肉	部分肉	
1	93.75	125	2.2
2	93.75	125	1.9
3	93.75	125	1.7
4	93.75	125	1.4
5	52.50	70	1.2
6	49.50	66	0.9
7	46.50	62	0.7
8	43.50	58	0.4
9	40.50	54	0.2
10年目以降	37.50	50	0

JPB10*

削減スケジュール

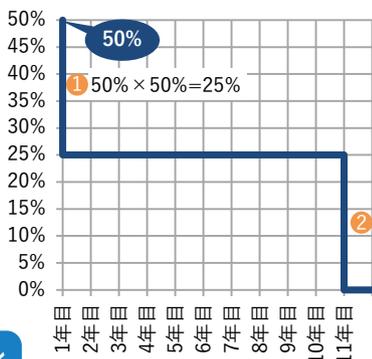
(枝肉:393円/kg、部分肉:524円/kg以上の価格の場合)

- ①発効時 2.2%に削減
- ②2～9年目 均等(1/9ずつ)引き下げ
- ③10年目以降 0%



JPB11****

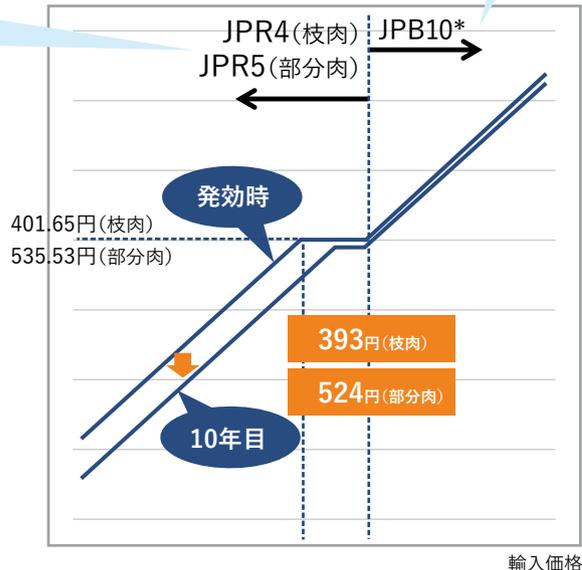
(JPB16****も同類)



削減スケジュール

- ①発効時 基準税率の50%を削減し、10年目まで税率を維持
- ②11年目以降 0%

課税後価格



4-11 日本(固有の実施区分③)

POINT：特定品目では複数の実施区分を組み合わせて利用

【例2:生きている豚の差額関税制度】JPB16*とB16

JPB16* 削減スケジュール

(20,400.55円より低い価格の豚の場合)

①発効時～15年目 AとBの低い額

A $20,400.55 \times (1 + \textcircled{2}) - \text{輸入価格}$

B ①

②16年目以降 0%

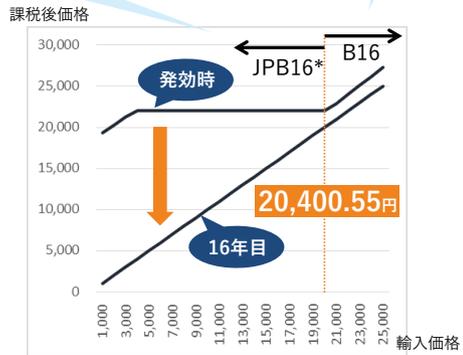
年	円/kg ①	% ②
1	18,288.75	7.9
2	17,069.50	7.4
3	15,850.25	6.9
4	14,631.00	6.3
5	13,411.75	5.8
6	12,192.50	5.3
7	10,973.25	4.7
8	9,754.00	4.2
9	8,534.75	3.7
10	7,315.50	3.1
11	6,096.25	2.6
12	4,877.00	2.1
13	3,657.75	1.5
14	2,438.50	1.0
15	1,219.25	0.5

B16 削減スケジュール

(20,400.55円以上の価格の豚の場合)

①発効時～15年目 均等(1/16ずつ)引き下げ

②16年目以降 0%



【例3: ハム・ベーコン等豚肉調製品の差額関税制度】JPB11*とJPB11**

JPB11* 削減スケジュール

(輸入価格が 897.59円以下の場合)

①発効時～10年目 AとBの差額

A $(\text{輸入価格}/\text{kg}) \times \text{係数}^{\ast} + \textcircled{1}$
 $\ast (\textcircled{2} + 1.00) - \textcircled{1} / 897.59$

B 輸入価格/kg

②11年目以降 0%

年	円/kg ①	% ②
1	307.87	4.3
2	269.50	3.7
3	231.13	3.2
4	192.75	2.7
5	154.38	2.2
6	128.65	1.8
7	102.91	1.4
8	77.19	1.1
9	51.46	0.7
10	25.72	0.3

JPB11** 削減スケジュール

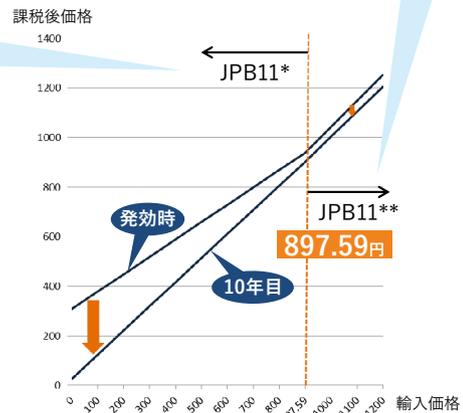
(輸入価格が 897.59円超の場合)

①発効時 4.3%に削減

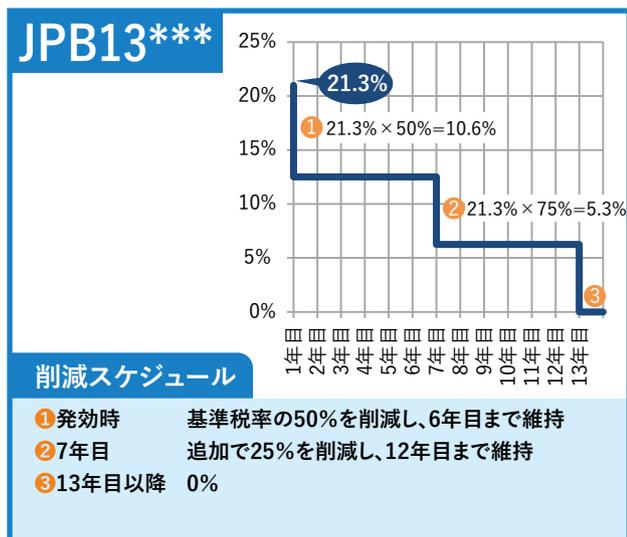
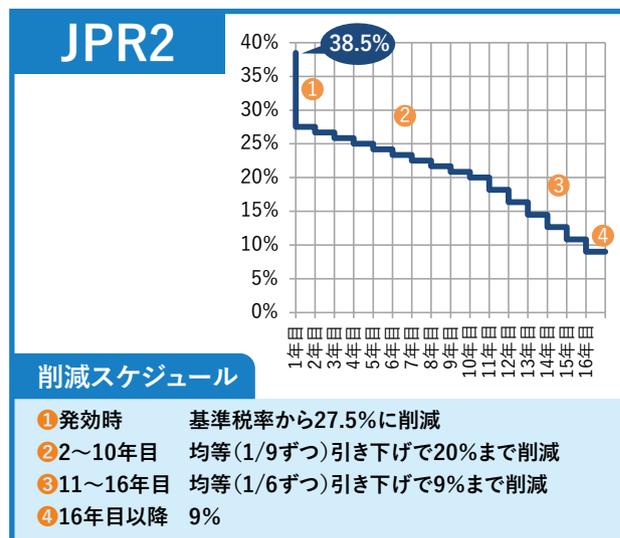
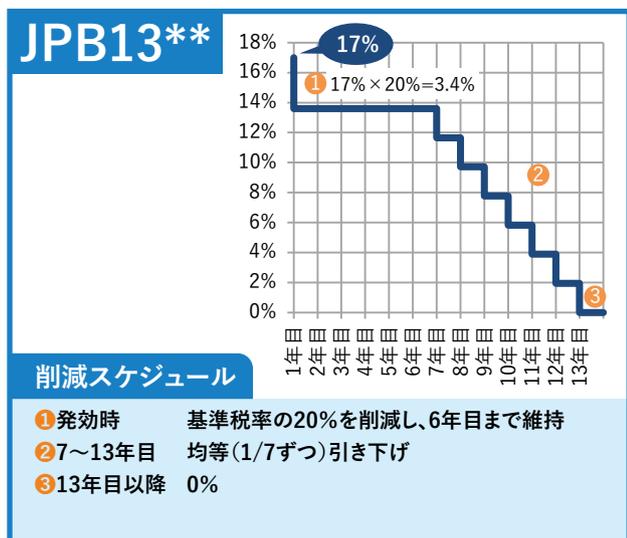
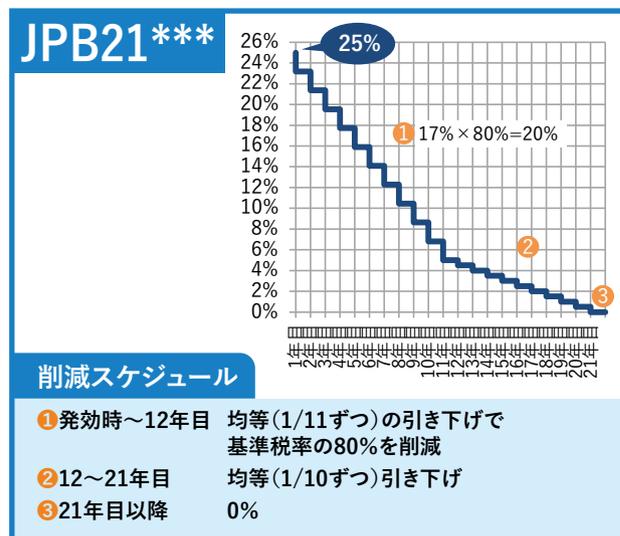
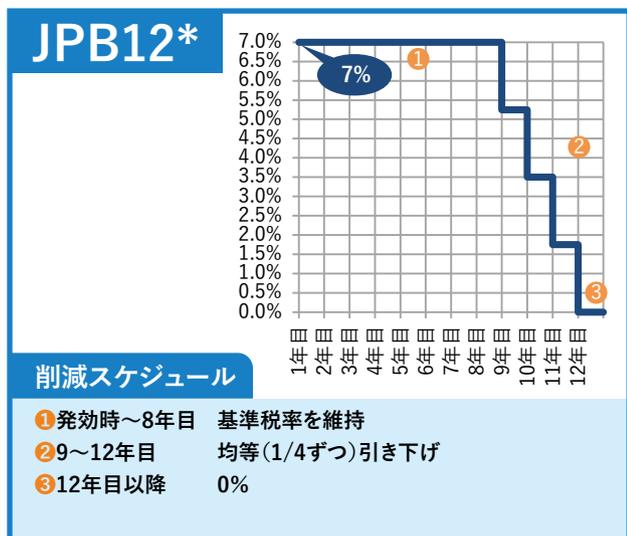
②2～5年目 均等(1/4ずつ)引き下げ、2.2%まで削減

③6～11年目 均等(1/6ずつ)引き下げ

④11年目以降 0%

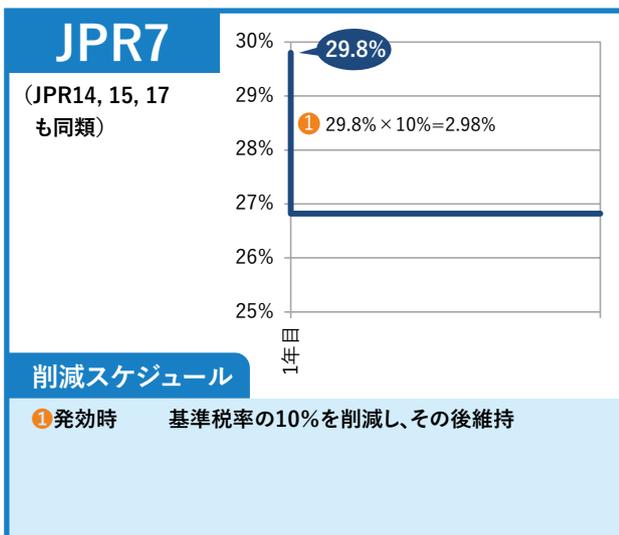
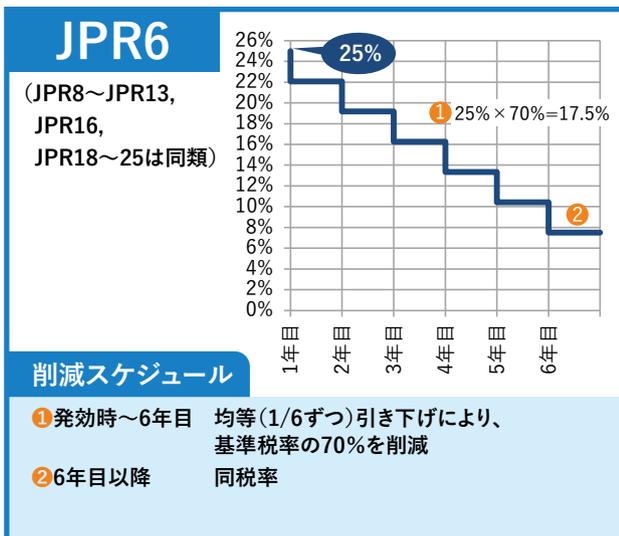
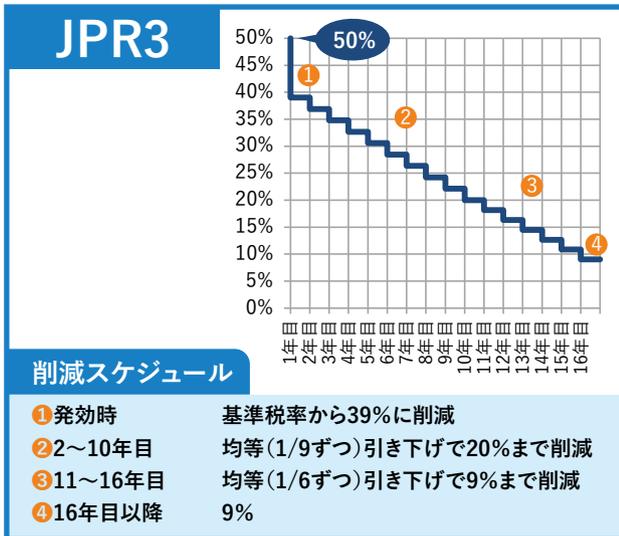


4-11 日本(固有の実施区分④)



※ただし日豪州EPAでHS0201項およびHS0202項に分類される、同EPAの原産性を満たす品目の税率が上記税率を下回る場合は、当該関税率を適用。

4-11 日本(固有の実施区分⑤)



JPM1

(JPM2も同類)

POINT: 輸入差益(マークアップ)

WTO のカレントアクセス枠内(国家貿易の対象)について、関税は無税ですが、政府が輸入麦を製粉企業等に販売する際に最低売渡価格を設定する場合の輸入差益(マークアップ)の最大値は、以下となります。

年	最大輸入差益 (円/kg)
1	16.2
2	15.3
3	14.5
4	13.6
5	12.8
6	11.9
7	11.1
8	10.2
9年目 以降	9.4

4-11 日本(情報源)

政府機関

情報源名	内容	連絡先(URLなど)
内閣官房 TPP等政府対策本部	TPP11およびTPPの内容やその効果など、包括的な情報提供を行っています。	(トップページ) http://www.cas.go.jp/jp/tpp/index.html
財務省 (事前教示制度など)	TPP11およびTPPの条文を日本語で参照することも可能です(ただし譲許表は日本のみ)。	(TPP協定の訳文) http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/tpp_text_yakubun.html
税関	HSコード分類、関税評価、原産地の取り扱いに関する事前教示制度の情報など、通関に際して利用可能な制度がまとめられています。	http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/ 過去の教示内容(品目分類関係) http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/bunrui/index.htm
税関	日本のHSコードを調べることができます。	輸出統計品目表 http://www.customs.go.jp/yusyutu/ 実行関税率表 http://www.customs.go.jp/tariff/index.htm 概況品コード表 http://www.customs.go.jp/toukei/sankou/code/code.htm 関税率表解説・分類例規 http://www.customs.go.jp/tariff/kaisetu/index.htm
経済産業省(原産地証明制度)	原産地証明制度の概要やガイドライン、関連法令などの情報を調べることができます。	http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/gensanchi/epa.html
動物検疫所	畜産物を輸入するにあたっての検査手続きを調べることができます。	http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/index.html
植物防疫所	輸入植物に対する検疫情報などを提供しています。	http://www.maff.go.jp/pps/j/introduction/import/index.html
ジェトロ 「TPP11について」	TPP11についての各種情報を提供している他、セミナーや相談窓口の案内も行っています。	https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/tpp/
ジェトロ	輸出相手国税関の公表している資料やWorld Tariffで、通常適用される税率(MFN税率)や既存のEPA税率を調べることができます。	世界各国の関税情報源リンク集 https://www.jetro.go.jp/lib/link/tariff_link.html World Tariff https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/

業界団体

情報源名	内容	URL
日本商工会議所	第三者証明制度による特定原産地証明書発給機関。原産地証明書取得に関する手続き情報や問い合わせ窓口情報を得ることができます。	https://www.jcci.or.jp/international/certificates-of-origin/

C 原産地規則を 満たしている か確認する

TPP11の特恵税率を利用するためには、TPP11の域内で生産された原産品であることを証明する必要があります。TPP11では、11ヵ国共通の原産地規則が採用されており、二国間協定を複数締結するのに比べ事業者が制度を利用する際の負担の軽減が期待されます。さらに、複数の域内国における付加価値や生産工程の足し上げを可能とする完全累積制度が採用されたため、TPP11域内で生産ネットワークの多様化の可能性が広がります。本章ではTPP11の原産地規則の内容について分かりやすく解説します。

5. 原産地規則

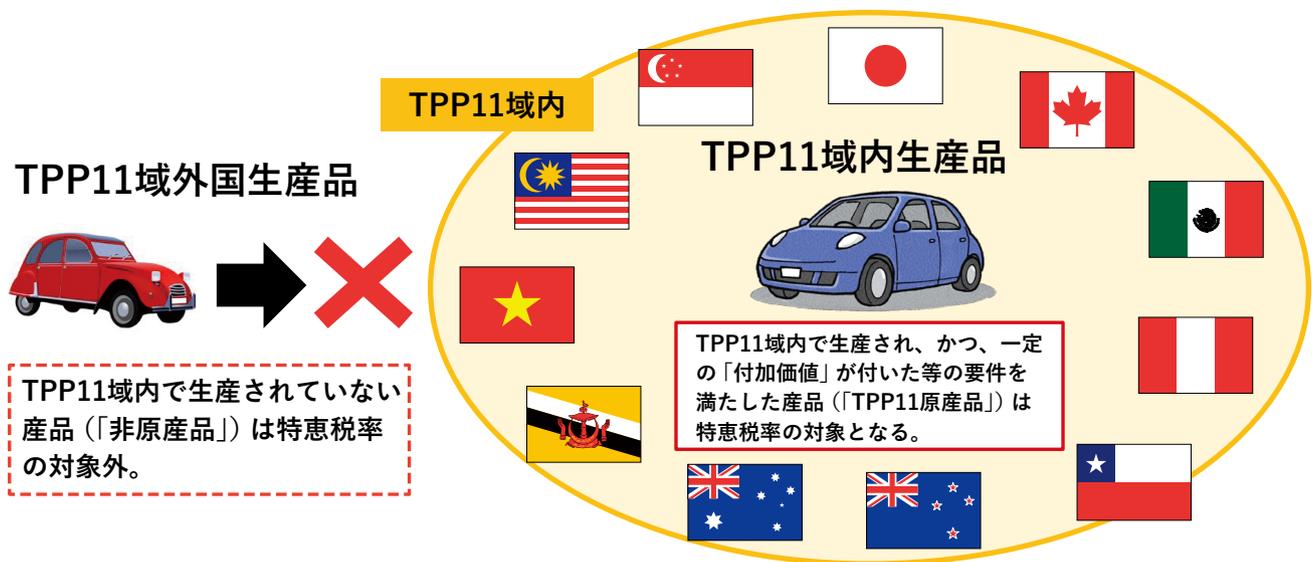
TPP11の特恵関税を利用するためには、TPP11域内の原産品であることが必要です。産品が原産品であるかどうかを判断する規則が、原産地規則です。基本的な構成は、既存のEPAと同じですが、新しく導入された基準もあります。どのような産品が原産品と認められるのかについて、そのルールを解説します。

5-1-1 原産地規則の概要

原産地規則とは、輸出入される貨物が原産品として認められるための要件。

TPP11域内で完全に生産された産品や、非原産材料を使用して生産された産品であって、品目ごとに定められた、品目別原産地規則 (PSR : Product-Specific Rules of Orin) を満たした産品などが原産品に該当します (具体的には、産品がTPP11による関税撤廃・削減の対象となるためには「原産品 (Originating good)」であることが要件となります)。

原産地規則には、TPP11域外国で生産された産品が、不当にTPP11による特恵税率の恩恵を受けることを防ぐ意味合いもあります (**迂回防止**)。

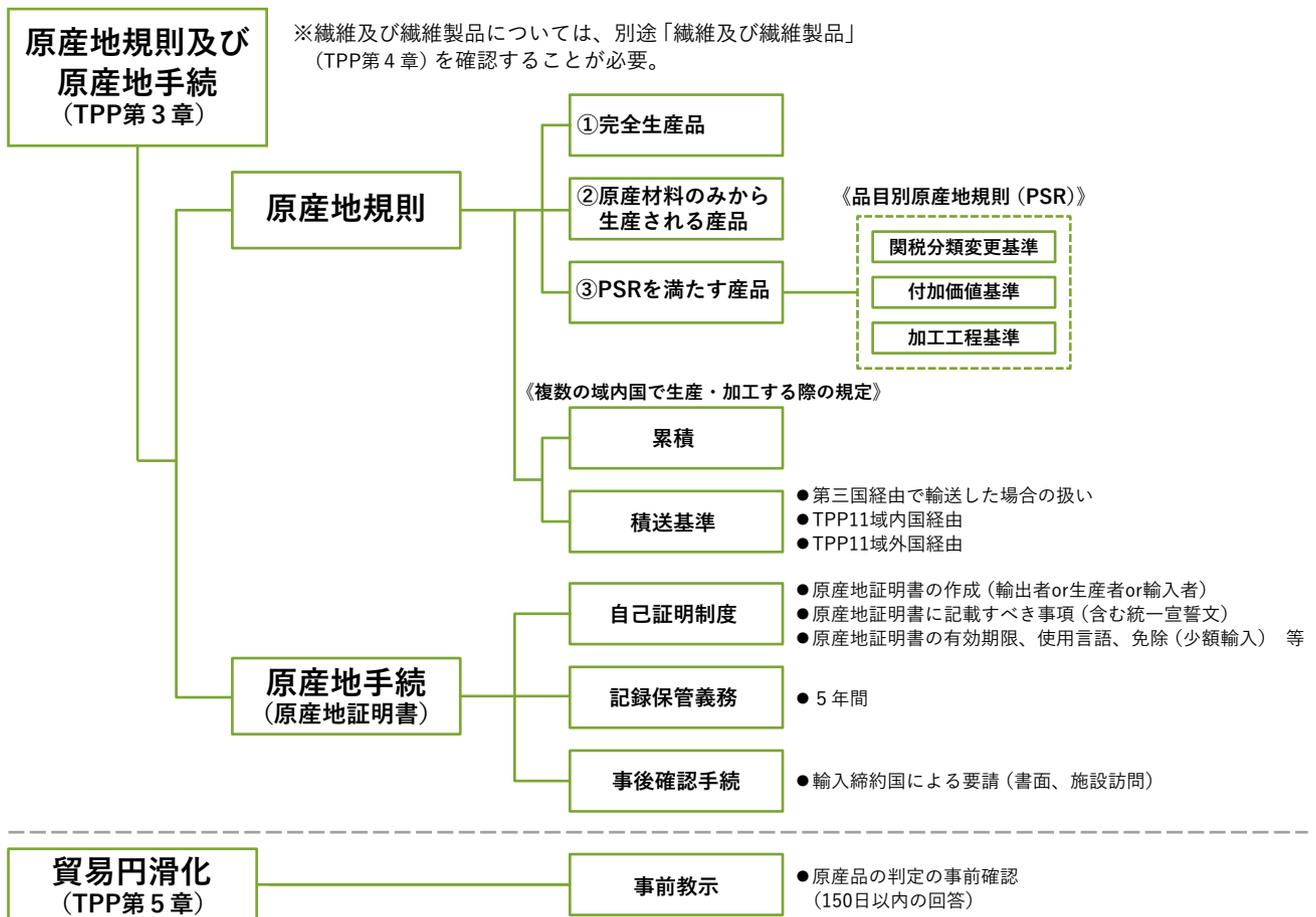


右側の自動車は、TPP11に加盟する11ヵ国の域内で一定の付加価値をつけて生産された (PSRに定められた要件を満たした) ため、TPP11の特恵税率が適用される原産品として認められます。

他方、左側に示している自動車は、域外国で生産されたため、特恵税率の対象外である非原産品として扱われます。

5-1-2 原産地規則の全体像

ここでは、TPP11における原産地規則及び原産地手続の全体像をまとめています。TPP協定の原産地規則は、他のEPAと同じように、原産品であるかどうかの判断基準である原産地規則と、それを証明する手続面のルールである原産地手続とで構成されています。また、原産品かどうかについて、事前に輸入締約国税関に回答を求めることができる事前教示制度は、TPP11では貿易円滑化の章(第5章)に入っていますが、原産地規則に密接に関連する制度です。本書では、原産地規則についてはこの章で、原産地手続についてはD章で、事前教示はA章で解説しています。繊維及び繊維製品については、協定の第3章の規定事項に加えて、第4章で規定されている事項があるため、本書でも他の産品とは異なるルールについて解説しています。



上の図では、TPP11における原産地規則及び原産地手続の構成を示しています。原産地規則には、大きく3種類の原産性の判断基準があります(①完全生産品、②原産材料のみから生産される産品、③PSRを満たす産品)。そして、品目別原産地規則(PSR)には、関税分類変更基準、付加価値基準、加工程基準の3種類の要件が規定されています。また、複数国が関係して生産、加工を行う際の累積の規定や、原産品を輸送する際の規則である積送基準があります。原産地手続は、原則として自己申告制度となっており、TPP11を利用する事業者自身が原産地証明書を作成します。これに対し、輸入締約国政府機関は、産品の原産性について確認する権限があり、書面または施設訪問による確認が行われる場合があります。

5-2 TPP11における原産性の判断基準

他のEPA同様、①完全生産品、②原産材料のみから生産される製品、③非原産材料を使用し附属書の品目別原産地規則(PSR)を満たす製品は、協定上の原産品となります。

原産地規則はTPP11域内の1ヵ国のみで満たす必要はなく、複数のTPP11域内国で満たせばよいこととなっています。

①完全生産品

《類型》

- A) 農水産品、鉱業品の一次産品：一次産品の収穫、採掘、収集等を「生産」として捉えます。
- B) くず、廃棄物やそれらから回収された物品：くずや廃棄物の発生・回収等を「生産」として捉えます。
- C) 上記完全生産品のみから生産された物品：完全生産品同士から生産されても完全生産品であると捉えます。

《完全生産品の例》

- 収穫等された植物
- 生きている動物であって、生まれ、かつ成育されるもの
- 生きている動物から得られる産品
- TPP11域内国の領域で狩猟、漁ろう等により得られる動物
- 養殖によって得られる水生生物
- 抽出・採掘された鉱物性生産品
- TPP11域内国の船舶により領域外の海等で採捕された海洋生物
- TPP11域内国の工船上で前項に規定される産品から生産される産品
- 国際法に基づく権利の下でTPP11域外の海底またはその下から得られる産品
- 製造や加工作業等において生じたくず
- 使用済み産品の廃品・くずであり、原材料の回収のみに適するもの
- これら上記のものから得られ、生産されたもの

②原産材料のみから生産される製品

- 生産に直接使用された材料(一次材料)が原産材料であるもの。
- 直接使用される材料の生産に使用される材料(二次材料)の中に、非原産材料(TPP11域外国の材料等)が含まれていても、当該一次材料が当該一次材料に適用される品目別原産地規則(PSR)を満たしていればよいこととなっています。

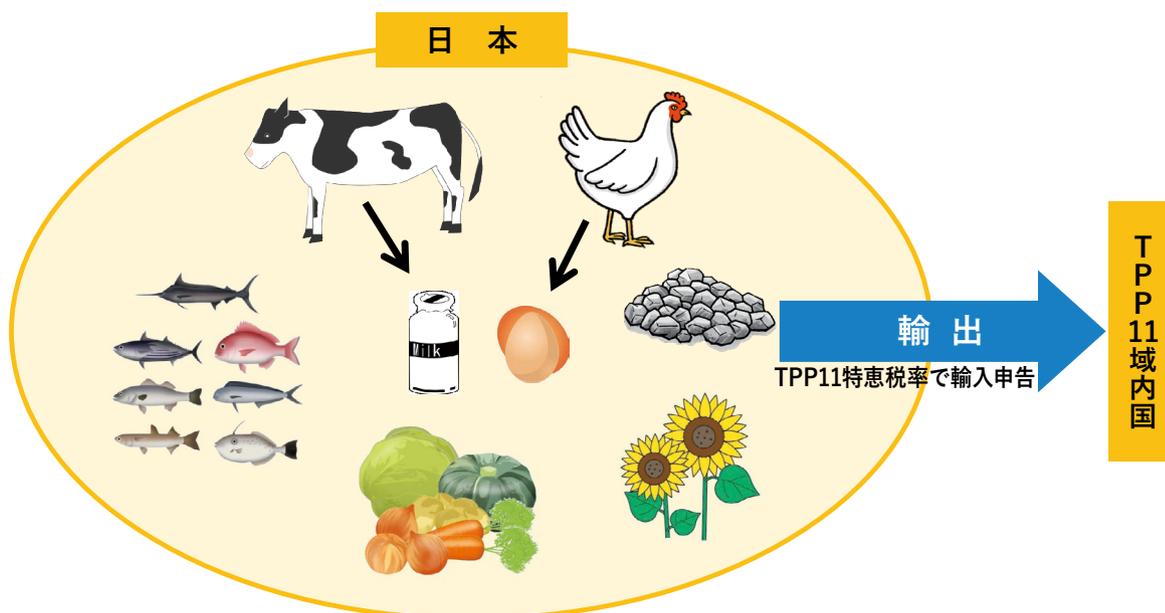
③PSRを満たす産品

- 非原産材料を使用して生産された産品であっても、その生産において一定の要件を満たしていれば、原産品とするもの。
- PSRは関税分類(HSコード)ごとに要件が定められています。
- その要件は以下の3基準に分類されます。
 - ①関税分類変更基準
 - ②付加価値基準
 - ③加工工程基準
- TPP11のPSRにおいては複数の基準が定められている品目がありますが、原則いずれかを満たせばよいこととなっています。ただし、PSRにおいて複数の要件を同時に満たすことが求められている場合もあります(例：繊維製のバッグ、アパレル、ふとん等については、①と③を同時に満たす必要がある)。

以下で、完全生産品、原産材料のみから生産される産品、品目別原産地規則(PSR)を満たす産品のそれぞれについて、具体的なイメージを解説しています。農産品や鉱物資源については完全生産品、工業製品についてはPSRを満たす産品の基準を採用することが多く、原産材料のみから生産される産品は加工食品や部品点数の少ない鉱工業製品等で用いられることが多い基準です。

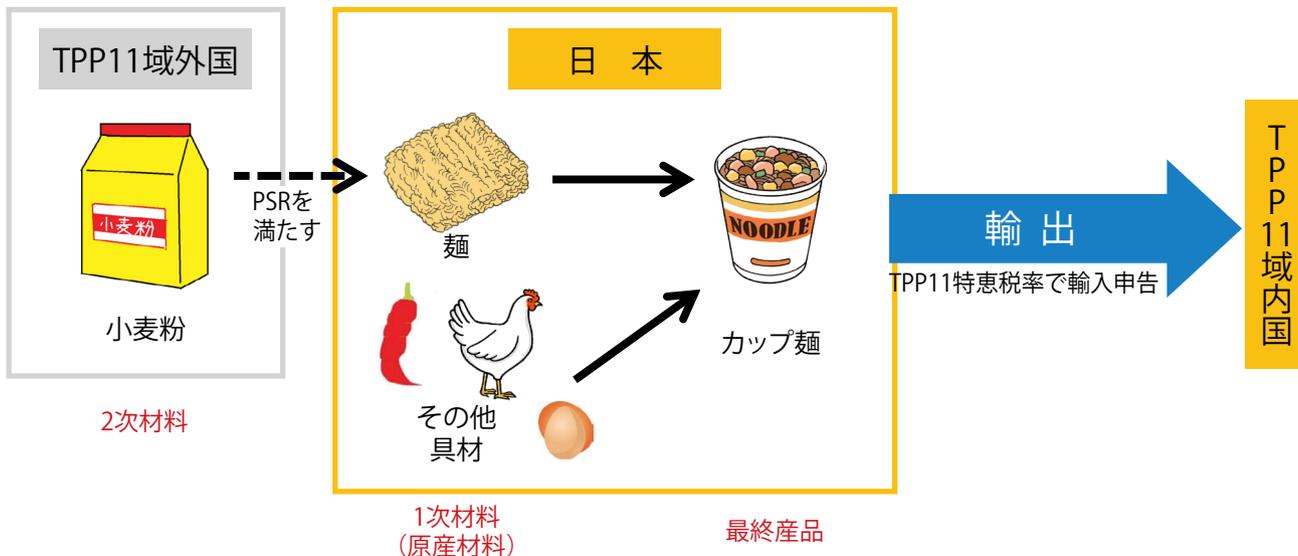
①完全生産品

TPP11域内で完全に得られ、または生産される産品は、原産品となります。具体的には農水産品(動植物・魚介類・卵・牛乳等)、鉱物資源など。



②原産材料のみから生産される産品

TPP11域内の原産材料のみから生産される産品のことをいいます。また、産品の材料の材料(2次材料)にTPP11域外国のものが含まれていてもTPP11域内国で1次材料(原産材料)へと加工し、当該1次材料がPSRを満たしていれば原産品と認められます。



③品目別原産地規則(PSR)を満たす産品

非原産材料を使用しているも、TPP11域内国における加工等の結果として、当該材料に実質的な変更があった場合には、その産品をTPPの原産品と認めるものです。

PSRでは、それぞれの産品に応じて関税分類変更基準や付加価値基準等の要件が規定されています。



【PSRの3類型】

- ①関税分類変更基準：材料と最終産品との間に特定の関税分類(HSコード)の変更があること。
- ②付加価値基準：最終産品の生産にあたって、一定以上の付加価値を付加すること。
- ③加工工程基準：材料に特定の加工(例：化学品の化学反応)がなされること。

【参考】各国の譲許表と品目別原産地規則(PSR)

1. 譲許表

各締約国ごとの譲許表(英文)は、以下リンクの「Annex 2-D: Tariff Commitments Party-specific Annexes to the Chapter」をご覧ください。

http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/tpp_text_en.html

2. 品目別原産地規則(PSR)

個別の品目別原産地規則(英文)は上記リンクの「Annex 3-D: Product Specific Rules of Origin」、繊維及び繊維製品の品目別原産地規則は「Annex4-A: Textiles and Apparel Product-Specific Rules of Origin」か、寄託国(depositary)のニュージーランド政府のリンクをご覧ください。

(繊維及び繊維製品以外)

<https://www.mfat.govt.nz/assets/Trans-Pacific-Partnership/Annexes/Annex-3-D.-Product-Specific-Rules-of-Origin.pdf>

(繊維及び繊維製品)

<https://www.mfat.govt.nz/assets/Trans-Pacific-Partnership/Annexes/Annex-4-A.-Textiles-and-Apparel-Product-Specific-Rules-of-Origin.pdf>

品目別原産地規則(日本語訳文)は、以下のTPP等政府対策本部のウェブページ掲載の訳文をご覧ください。

http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/text_yakubun/160308_yakubun_03-2.pdf

(繊維及び繊維製品の品目別規則)

http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/text_yakubun/160308_yakubun_04-2.pdf

5-3-1 原産性判定方法① 関税分類変更基準

非原産材料の関税分類（HSコード）と最終製品のHSコードの間に特定の変更がある場合に、原産性を認めるのに十分な加工が国内（またはTPP11域内）でなされたとして原産品と認める基準です。

求められるHSコード変更の桁数のレベルは3種類あります。

- ①「類」（Chapter）の変更という場合は
上2桁での変更。
- ②「項」（Heading）の変更という場合は
上4桁での変更。
- ③「号」（Subheading）の変更という場合は
上6桁での変更。

どのレベルで変更すれば、原産品となるかは、品目により異なるため、附属書3-Dまたは、附属書4-Aの品目別原産地規則を確認する必要があります。品目別原産地規則は、表の形式で、HSコードごとにルールを掲載しています。

【品目別原産地規則の読み方】

①まず、最終製品のHSコードを確認する。

②次に、他の「類」「項」「号」のうち、どのレベルの変更が対象か確認する。

◆HSコード上2桁（「類」＝“Chapter”）の変更（CC）の例

革製の時計バンド（HSコード：9113.90）製造のため、加工をTPP11域内で行う場合

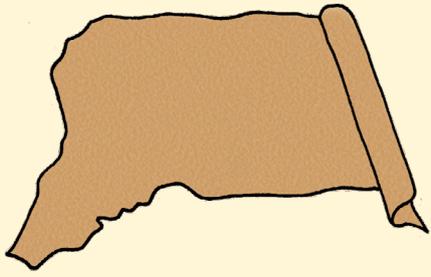
PSRには、「第9113.90号の産品への他の類の材料からの変更」とある。

革製の時計バンドの部品は、牛革（HSコード：4104.41）。

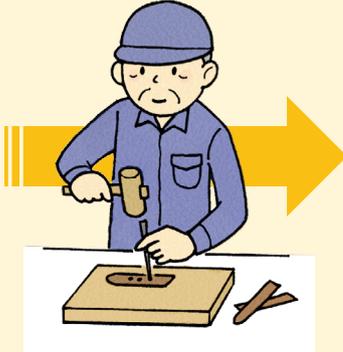
域外国A国産の牛革は非原産材料だが、TPP11域内で時計バンドへと加工されることにより、HSコードの上2桁での変更がある（第41類→第91類）。

従って、類レベルでの変更があるため、原産品と認められる。

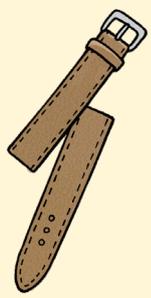
域外国A国産牛革
(HSコード：4104.41)



TPP11域内における加工



革製の時計バンド
(HSコード：9113.90)

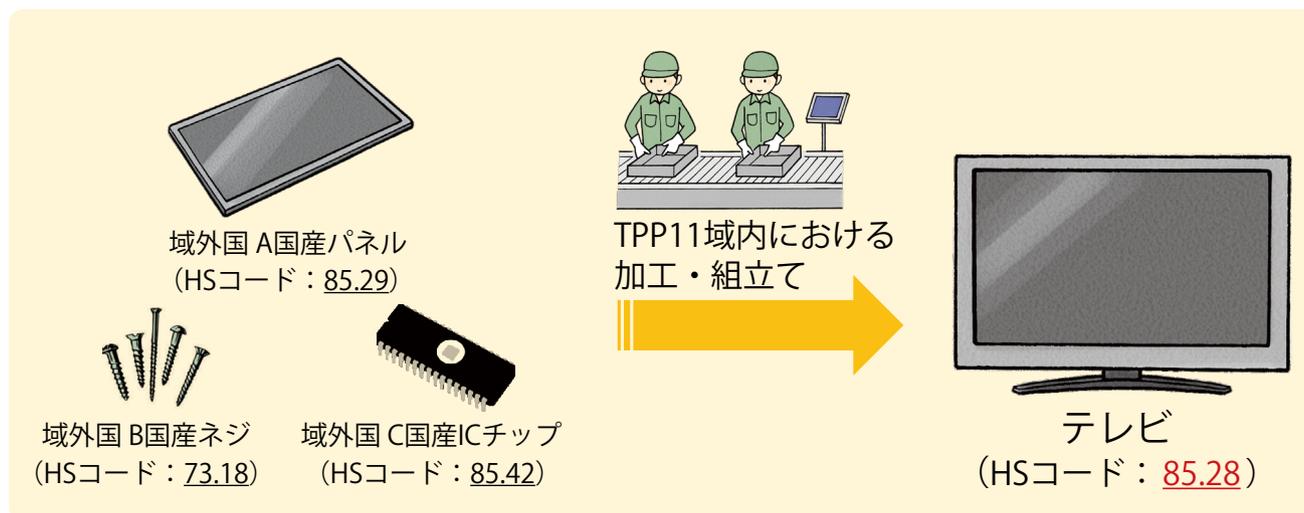


◆HSコード上4桁(「項」=“Heading”)の変更(CTH)の例

テレビ (HSコード：85.28) 製造のため、加工・組立てをTPP11域内で行う場合

PSRには、「第85.28項の製品への他の項の材料からの変更」とある。

テレビの部品は、パネル (HSコード：85.29)、ネジ (73.18)、ICチップ (HSコード：85.42)。域外国A国産パネル、域外国B国産ネジ、域外国C国産ICチップは、すべて非原産材料だが、TPP11域内での加工・組立てによって、HSコードの上4桁での変更がある。従って、項レベルでの変更があるため、原産品と認められる。

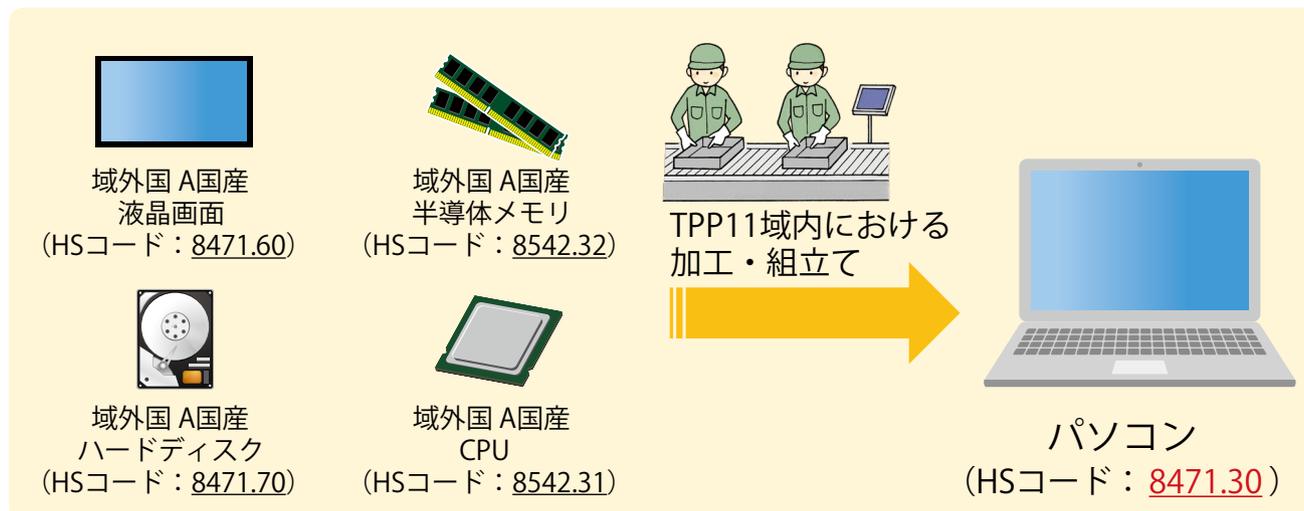


◆HSコード上6桁(「号」=“Sub-Heading”)の変更(CTSH)の例

パソコン (HSコード：8471.30) 製造のため、加工・組立てをTPP11域内で行う場合

PSRには、「第8471.30号から第8471.90号までの各号の製品への他の号の材料からの変更」とある。

パソコンの部品は、液晶画面 (HSコード：8471.60)、半導体メモリ (8542.32)、ハードディスク (HSコード：8471.70)、CPU (HSコード：8542.31) などがある。域外国A国産の液晶画面、半導体メモリ、ハードディスク、CPUは、すべて非原産材料だが、TPP11域内での加工・組立てによって、HSコードの上6桁での変更がある。従って、号レベルでの変更があるため、原産品と認められる。



◆例外として、一定の要件がある場合に注意

同軸ケーブル (HSコード：8544.20) 製造のため、加工・組立てをTPP11域内で行う場合

PSRには、「第8544.20号の産品への他の号の材料からの変更」とある。

ただし、その後括弧書きで「74.08、74.13、76.05、76.14、8544.11～8544.19、8544.30～8544.60からの変更は除く」と記されている。

「 」に記述された品目が非原産材料である場合、当該品目からの変更は認められない。すなわち、これらの品目はTPP11の原産品でなければならないこと意味する。

HSコード8544.20 (同軸ケーブル) のPSRで、変更の除外項目となっているもの

74.08	銅の線
74.13	銅製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品(電気絶縁をしたものを除く。)
76.05	アルミニウムの線
76.14	アルミニウム製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品(電気絶縁をしたものを除く。)
8544.11	巻線、銅のもの
8544.30	点火用配線セットその他の配線セット(車両、航空機または船舶に使用する種類のものに限る。)
8544.42	その他の電気導体(使用電圧が1,000ボルト以下のものに限る。)
8544.49	同 その他のもの
8544.60	その他の電気導体(使用電圧が1,000ボルトを超えるものに限る。)

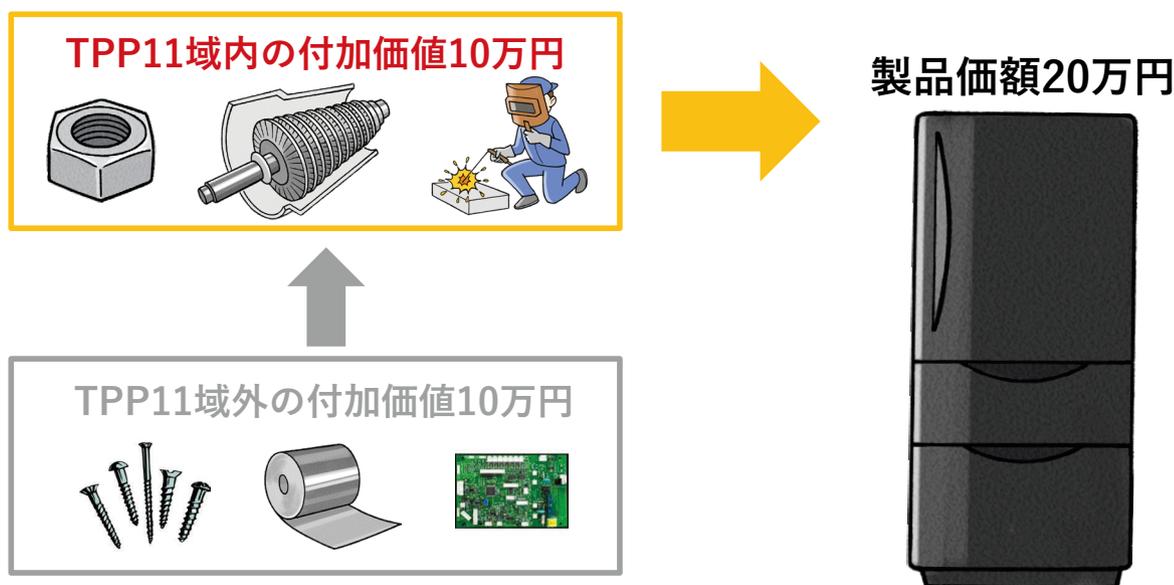
5-3-2 原産性判定方法② 付加価値基準

TPP11域内で付加された価値により原産性を証明する方法です。
原産性を認めるのに十分な付加価値が国内(またはTPP11域内)で付加された場合に、
原産品と認める基準です。

(参考) 冷蔵庫のPSR

冷蔵庫について、控除方式(次頁参照)による付加価値基準を用いる場合は45%。

TPP11域内の付加価値(RVC) = $(20-10)/20 = 50\% \geq 45\% =$ **原産品**



冷蔵庫(HSコード:8418.10)のPSRでは、控除方式による付加価値基準を用いる場合は45%以上の域内原産割合(RVC)が必要となっています。

上図のように、TPP11域内での付加価値が10万円、TPP11域外での付加価値が10万円となる場合、製品価額20万円に占める域内付加価値は50%で、45%以上であるため、原産品として認められます。

◆付加価値基準の計算方式

TPP11の付加価値基準の計算方式は、基本的には我が国の従来のEPAで導入済みの控除方式、積上げ方式(一部の品目のみ)が採用されています。加えて、一部の品目については、重点価額方式、純費用方式が新たに採用されています。

利用可能な計算方式は、それぞれのPSRに記載されています。

控除方式(非原産材料の価額に基づくもの)

我が国の過去のEPAでも採用。

$$RVC(\%) = \frac{\text{製品の価額} - \text{非原産材料の価額}}{\text{製品の価額(FOB)}}$$

※RVC: Regional Value Content (域内原産割合)

積上げ方式(原産材料の価額に基づくもの)

我が国の過去の一部EPAでも採用。

控除方式との違いは原産材料の価額を積み上げてRVCを算出する点。

$$RVC(\%) = \frac{\text{原産材料の価額}}{\text{製品の価額(FOB)}}$$

重点価額方式(特定の非原産材料の価額に基づくもの)

一部の鉱工業品に適用(新たにTPP11で採用)。

控除方式との違いは非原産材料の価額を特定の材料

(PSRにより関税分類変更が求められている材料)のみに限る点。

$$RVC(\%) = \frac{\text{製品の価額} - \text{非原産材料の価額(特定の材料のみ)}}{\text{製品の価額(FOB)}}$$

純費用方式

自動車関連の品目のみに適用(新たにTPP11で採用)。

控除方式との違いは製品の価額(FOB)ではなく、製品の生産に係る純費用を用いる点。

純費用とは、総費用から当該総費用に含まれる販売促進、マーケティング及びアフターサービスに係る費用、使用料、輸送費及びこん包費並びに不当な利子を減じたもの。

$$RVC(\%) = \frac{\text{純費用} - \text{非原産材料の価額}}{\text{純費用}}$$

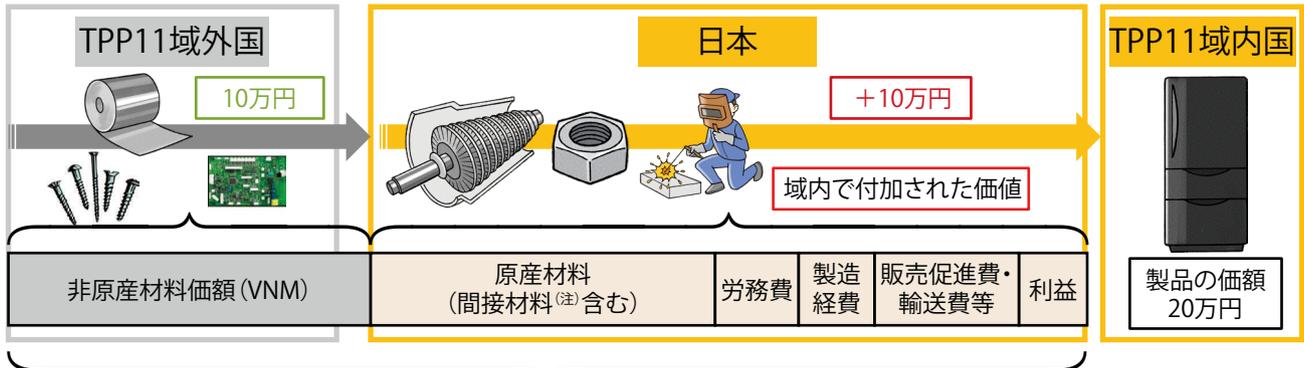
◆控除方式の具体例

控除方式では、非原産材料の価額(VNM)に基づいて計算します。

非原産材料の中には、原産材料であることが確認できない材料を含みます。

冷蔵庫(HSコード：8418.10)の例

本製品のPSRを満たすために控除方式による付加価値基準を用いる場合は**45%以上の域内での付加価値が必要です**。



【公式】

$$RVC(\%) = \frac{\text{FOB価額} - \text{非原産材料の価額}}{\text{FOB価額}} \times 100 = \frac{20\text{万円} - 10\text{万円}}{20\text{万円}} \times 100 = 50\% \geq 45\%$$

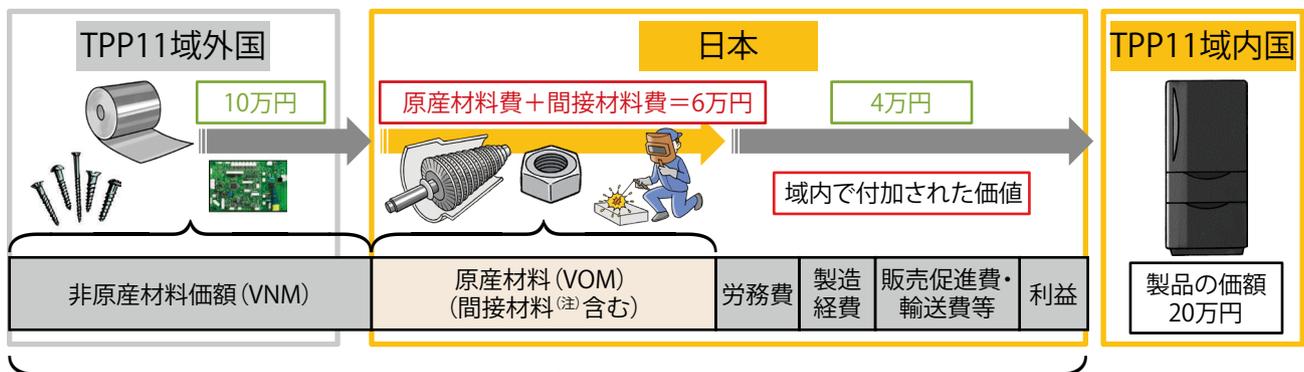
⇒従って、この冷蔵庫はRVCが45%以上のため、原産品と認められます。

◆積上げ方式の具体例

積上げ方式では、原産材料の価額(VOM)に基づいて計算します。

冷蔵庫(HSコード：8418.10)の例

本製品のPSRを満たすために積上げ方式による付加価値基準を用いる場合は**35%以上の域内での付加価値が必要です**。



【公式】

$$RVC(\%) = \frac{\text{原産材料の価額}}{\text{FOB価額}} \times 100 = \frac{6\text{万円}}{20\text{万円}} \times 100 = 30\% < 35\%$$

⇒従って、この冷蔵庫はRVCが35%以上とまらないため、原産品と認められません。

(注)協定第3.1条で「間接材料」と定義されるものについては、原産材料とみなすこととされている。間接材料とは、(a)燃料、エネルギー、触媒及び溶剤 (b)当該製品の試験または検査に使用される設備、装置及び備品 (c)手袋、眼鏡、履物、衣類並びに安全のための設備及び備品 (d)工具、ダイス及び鋳型 (e)設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び材料 (f)生産の過程で使用され、または設備及び建物の稼働のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の材料 (g) 産品に組み込まれない他の材料であって、当該製品の生産における使用が当該生産の一部であると合理的に示すことができるものを指す。

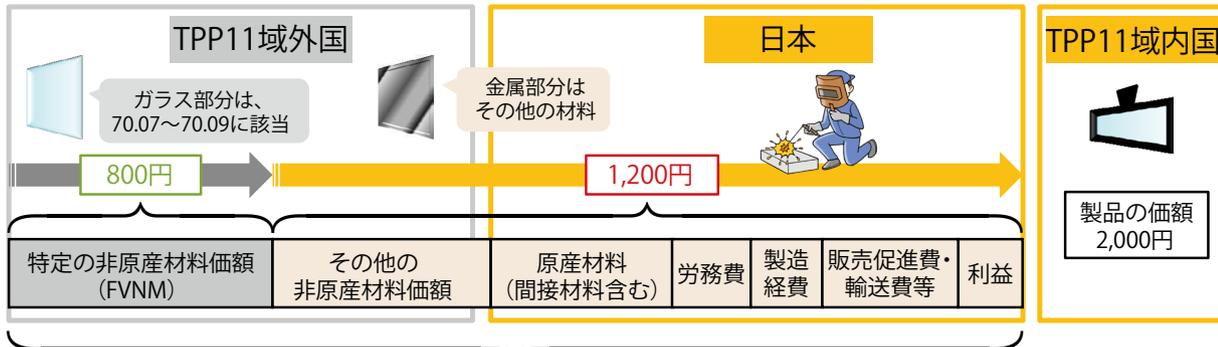
◆重点価額方式の具体例

重点価額方式では、特定の非原産材料の価額(FVNM)に基づいて計算します。

対象となるのは、品目別原産地規則(PSR)において特定され、製品の生産で使用される非原産材料です。非原産材料の中には、原産材料であることが確認できない材料を含みます。

バックミラー (HSコード: 7009.10) の例

本製品のPSRを満たすために重点価額方式による付加価値基準を用いる場合は、第70.07項から第70.09項までの各項の非原産材料のみを考慮に入れて、**50%以上の付加価値が必要です。**



【公式】

$$RVC(\%) = \frac{\text{FOB価額} - \text{特定の非原産材料の価額}}{\text{FOB価額}} \times 100 = \frac{2,000\text{円} - 800\text{円}}{2,000\text{円}} \times 100 = 60\% \geq 50\%$$

⇒従って、このバックミラーはRVCが50%以上のため、原産品と認められます。

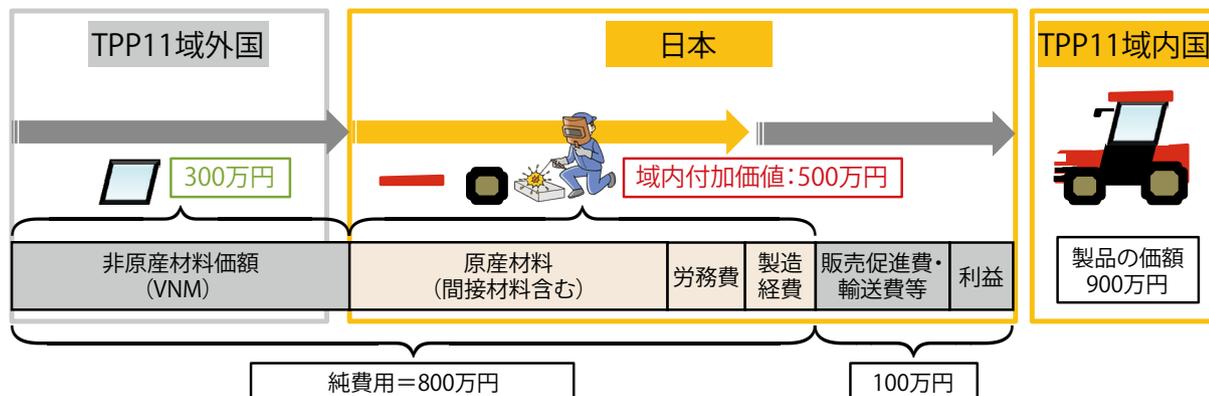
◆純費用方式の具体例

純費用方式では、純費用(NC)と非原産材料の価額(VNM)に基づいて計算します。

純費用とは、総費用から、当該総費用に含まれる販売促進、マーケティング及びアフターサービスに係る費用、使用料、輸送費及びこん包費並びに不当な利子を減じたものをいいます。

農業用トラクター (HSコード: 8701.90) の例

本製品のPSRを満たすために純費用方式による付加価値基準を用いる場合は、**45%以上の域内で付加価値が必要です。**



【公式】

$$RVC(\%) = \frac{\text{純費用} - \text{非原産材料価額}}{\text{純費用}} \times 100 = \frac{800\text{万円} - 300\text{万円}}{800\text{万円}} \times 100 = 62.5\% \geq 45\%$$

⇒従って、このトラクターはRVCが45%以上のため、原産品と認められます。

5-3-3 原産性判定方法③ 加工工程基準

非原産材料に対し、TPP11域内で品目別原産地規則（PSR）が定める特定の加工が行われたことを以て原産品と認める基準です。化学品や繊維製品などのPSRで採用されています。

PSRでどのような加工工程を経れば原産品となるかが定められており、例えばHS27～38類、39.01～39.14項の產品では、特定の化学反応を経ていれば原産品として認められます。一部の化学品等では、「精製」、「混合及び調合」、「粒径の変更」などの基準を適用できるものもあります。

下の図の例では、材料であるプロピレンをTPP11域外国より輸入し、日本においてグリセリンを製造しています。

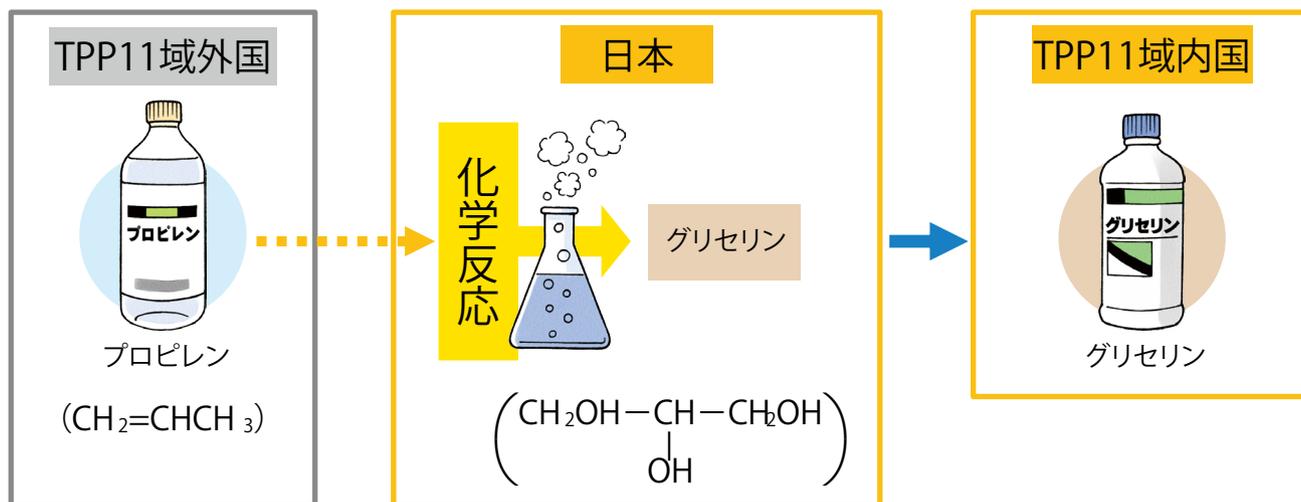
この場合、日本での製造において、使用された非原産材料に対して化学反応が施されていることから、グリセリンは加工工程基準（この例の場合、特定の化学反応を経ていること）を満たし、TPP11原産品と認められます。

衣類等縫製品では、関税分類変更基準の要件に加えて、裁断・縫製を域内で行わなければならないなどの加工工程基準があります。

（参考）グリセリン（HS2905.45）のPSR[※]

「材料が化学反応の工程（新たな構造の分子を生ずること）を経ていること」

※「号」（関税分類（HSコード）上6桁）変更基準と上記加工工程基準の選択制となっている。



化学品に用いられる加工工程基準の一覧

- (1) 化学反応
新たな構造を有する分子を生ずる化学反応が行われること
- (2) 精製
存在する不純物の含有量の80%以上の除去をもたらす精製の工程を経ること
- (3) 混合及び調合
産品に投入された材料とは異なる物理的または化学的特徴を与える材料の意図的な、かつ比例して制御された混合または調合がなされること
- (4) 粒径の変更
産品の用途に関係する特定の粒経や粒経分布または表面積を有し、投入された材料とは異なる物理的または化学的特徴を有する産品を生ずるような意図的な、かつ制御された粒径の変更が行われること
- (5) 標準物質の生産
分析、校正または参照のための標準物質(標準溶液を含む)については、その生産の工程が域内で行われること
- (6) 異性体分離
異性体の混合物からの異性体の単離または分離が行われること
- (7) 蒸留
常圧蒸留または減圧蒸留が行われること
- (8) 直接的な調合
石油留分または石油基材が組み合わされること、ただし、HS27.10項の非原産材料は輸出産品の容量の25%以下であり、当該非原産材料の構成要素がHS22.07項(エチルアルコール等)に分類されないことが条件
- (9) 希釈剤
HS27.09項の石油及び歴青油(原油に限る)の原産性の判断に当たり、締約国間での輸送を容易にするために使用されるHS27.09項またはHS27.10項の希釈剤の容量が当該産品の容量の40%以下の場合には、その希釈剤の原産性は考慮しない。

化学品等の加工工程基準と対象可能品目

適用基準	対象品目	
	HSコード	品名例
化学反応	27類、28～38類、39.01～39.14項(3903.11号及び3907.60号を除く)	鉱物性燃料、化学工業の生産品、プラスチック一次製品(発泡スチロールとPETを除く)
精製	28～35類、38類	化学工業の生産品(火薬類及び発火製品、写真用または映画用の材料を除く)
混合及び調合	30類、31類、33.02項、37.07項	医療用品、肥料、香気性物質の混合物等、写真用の化学調製品
粒径の変更	30類、31類、32.04.17号、33.04項	医療用品、肥料、顔料及び同調製品、美容・化粧品
標準物質の生産	28～38類(35.01～35.05項、3824.60号を除く) ^(注)	化学工業の生産品(たんばく系物質、変性でん粉、ソルビトールを除く)の標準物質
異性体分離	28～38類	化学工業の生産品
蒸留	27.10項	石油及び歴青油(原油を除く)
直接的な調合	27.10項	石油及び歴青油(原油を除く)
希釈剤	27.09項	石油及び歴青油(原油に限る)

(注) 当該HSコードに分類されるものであっても標準物質でなければならない。

6. 救済規定

PSRに規定された要件を満たさない場合でも、各種救済規定を活用することにより、要件を満たすことが可能になる場合があります。TPP11では、デミニマスなど従来のEPAでも導入されていた規定に加え、複数の新たな救済規定が盛り込まれています。

6-1-1 関税分類変更基準を満たさない場合の救済規定 ～僅少の非原産材料(デミニマス)～

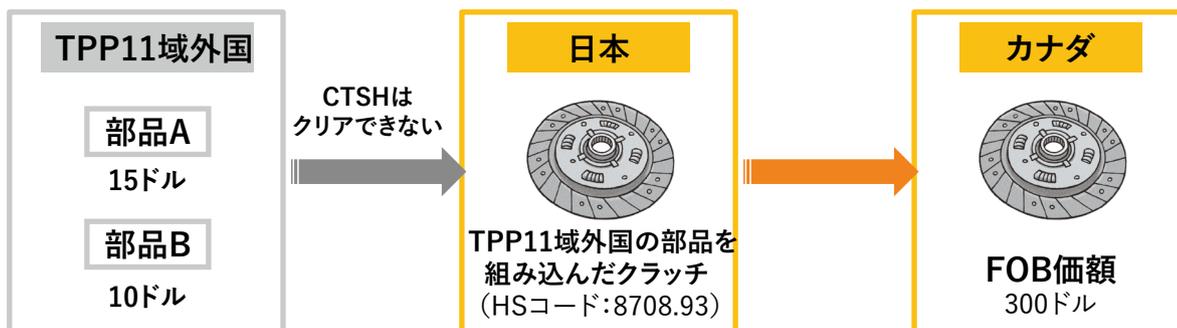
PSRに規定された関税分類変更基準を満たさない非原産材料でも、当該非原産材料の価額の合計が製品の価額 (FOB価額) の10% (繊維・繊維製品の場合は重量の10%等) 以下である場合は無視できます。

デミニマスとは日本語では「僅少の非原産材料」と訳されますが、輸出製品の取引価額(繊維・繊維製品の場合は価額ではなく重量で計算)の10%以下の非原産材料であれば、ごく僅かな非原産材料として無視できるというルールです。

具体例

TPP11域外国製の輸入部品(クラッチの部品2点)を組み込んでFOB価額300ドルのクラッチ(HS8708.93)を生産し、TPP11の特恵税率を活用してカナダに輸出する場合

- クラッチのPSRは、関税分類(HSコード)の「号」の変更(CTSH)。
- 輸出する商品と同じ「号」(8708.93)に分類される輸入部品(非原産材料)を2個使用するため(8708.93の品名は「クラッチ及びその部品」、PSRに定められた「号」の変更(CTSH)はクリアできない。
- しかし、当該クラッチ部品の輸入(CIF)価額は15ドルと10ドルで合計25ドル。HSコードが変更しない非原産材料の価額合計は、FOB価額の10%以下である($25 \div 300 = 8.33\%$)。よってデミニマス・ルールを適用することで、原産品となる。



⇒クラッチ部品の輸入(CIF)価額では15ドルと10ドルで、FOB価額の10%以下であるため、デミニマス・ルールを適用することで、原産品となる

6-1-2 デミニマス・ルールの例外(適用できないケース)

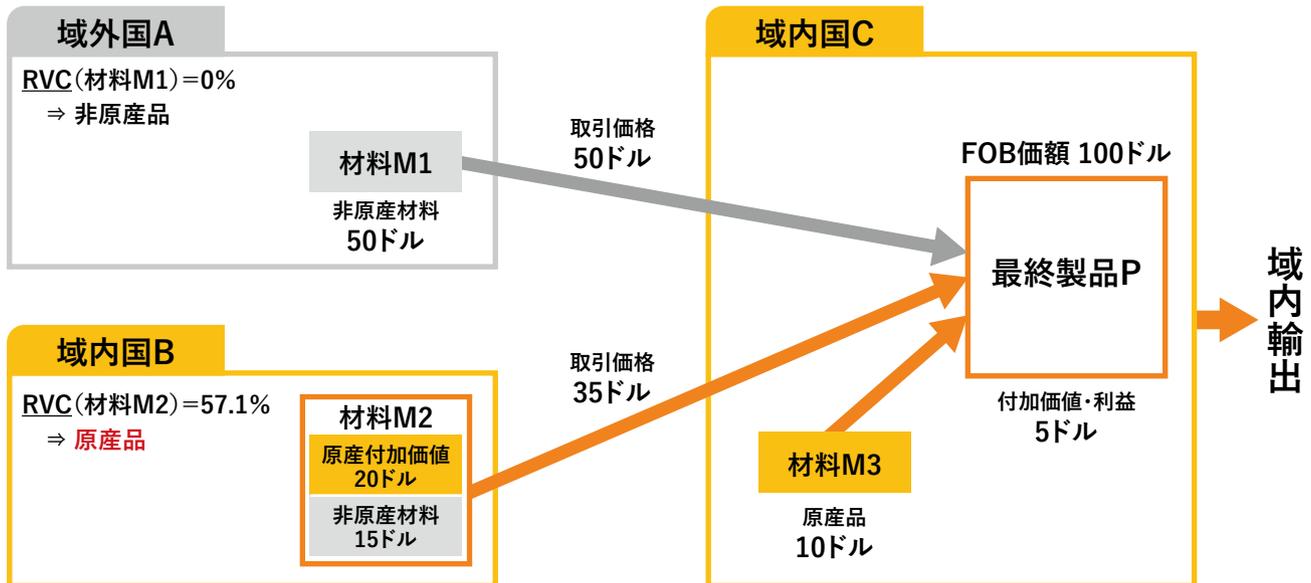
デミニマス・ルールは、以下の非原産材料が特定の製品の材料として用いられる場合、関税分類変更基準の救済規定として適用することができません(附属書III-C)。

デミニマスを適用できない製品		デミニマスを適用できない非原産材料	
HSコード	品名	HSコード	品名
04.01~04.06 (0402.10、0402.21、 0402.29、0406.30号を 除く)	酪農品(粉乳等固形状のミルク・クリーム及 びおろし・粉チーズ以外のプロセスチーズ を除く)	04.01~04.06	酪農品 (ミルク、クリーム、バター、チーズ等)
		1901.90、2106.90	酪農調製品(乳固形分含有量10%超)
1901.10	育児食用の調製品(乳固形分10%超)	04.01~04.06 1901.90	酪農品 (ミルク、クリーム、バター、チーズ等) 酪農調製品(乳固形分含有量10%超)
1901.20	ベーカリー製品用混合物及び練り生地(乳 脂肪分25%超。小売用にしたものを除く)		
1901.90、2106.90	酪農調製品(乳固形分10%超)		
21.05	アイスクリームその他の氷菓		
2202.90	その他のノンアルコール飲料(ミルクを 含有するもの)		
2309.90	その他の飼料用調製品(乳固形分10%超)		
2009.11~2009.39	柑橘類の果実のジュース	08.05	柑橘類の果実
2106.90、2202.90	単一の果実もしくは野菜を使用したジュース (ミネラルまたはビタミンを加えたもの)	2009.11~2009.39	柑橘類の果実のジュース
15.07	大豆油及びその分別物	15類	植物性の油脂及びその分解生産物
15.08	落花生油及びその分別物		
15.12	ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並び にこれらの分別物		
15.14	菜種油及びからし油並びにこれらの分別物		
20.08	桃、梨、あんずの食用の部分(調製、ある いは保存に適する処理をしたものとし他の 項に該当するものを除く)	08類	桃、梨、あんず
		20類	桃、梨、あんずの調製品

6-2-1 付加価値基準の救済規定 ロールアップ (1)

非原産材料を用いて生産された製品がTPP11の原産品になる場合であって、その後の生産に材料として使用される場合には、当該材料の生産に使用された非原産材料は、最終製品の生産者によって生産されたかどうかにかかわらず、原産材料として取り扱われます(第3.6条1項)。

域外国Aから非原産材料M1 (50ドル)、域内国Bから原産材料M2 (35ドル) を輸入し、域内国Cで同国の原産材料M3 (10ドル)、付加価値 (5ドル) を加えて最終製品P (FOB価額100ドル) に加工します。原産材料M2には15ドルの非原産材料が用いられていますが、M2の生産工程はPSRの基準 (RVCが控除方式で40%以上) を満たします。したがって、ロールアップを適用してM2の全ての価額(35ドル) を原産材料の価額とみなすことができるため、M2に含まれる非原産材料の価額 (15ドル) を最終製品Pの非原産材料の価額として計上する必要はありません。



※M1～M3及びPの品目別規則はRVC(控除方式)40%以上であるとする。

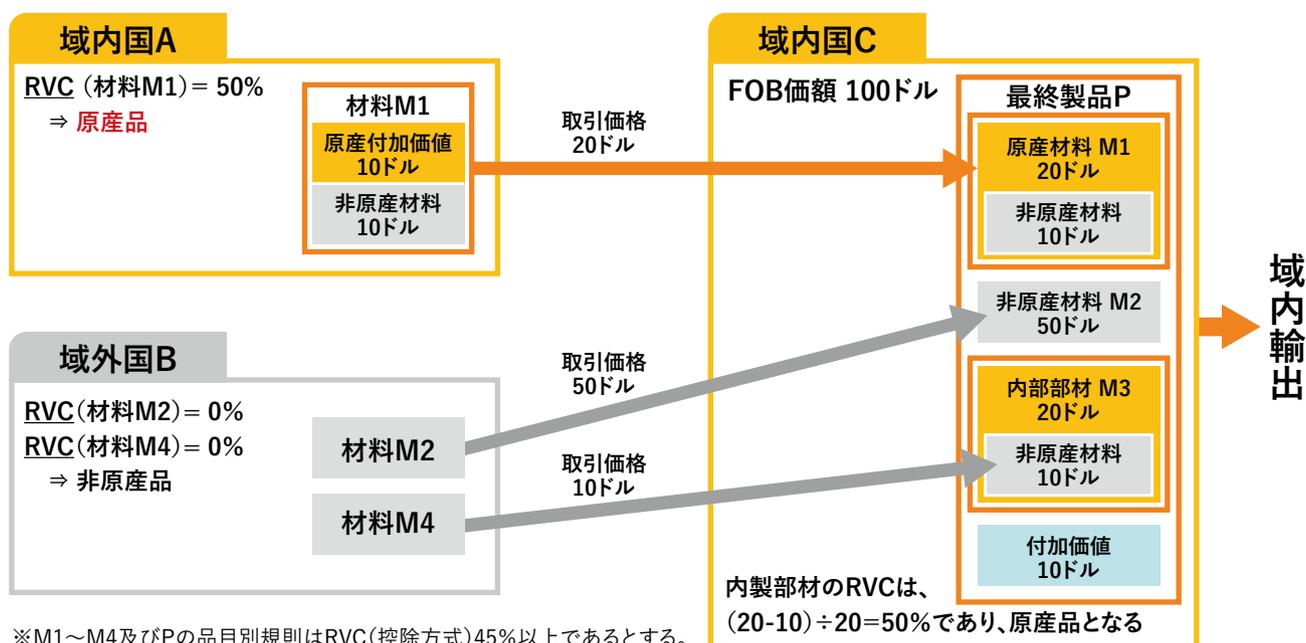
	ロールアップ	非原産材料価額				RVC	原産判定
		材料M1 (A国)	材料M2 (B国)	材料M3 (C国)	合計		
方式1	非適用	50ドル	15ドル	0ドル	65ドル	35%	×
方式2	適用		0ドル		50ドル	50%	○

ロールアップを適用すれば、材料M2に含まれる非原産材料を原産材料とみなし、M2の価額を100%原産材料扱いできる。

6-2-1 付加価値基準の救済規定

ロールアップ(2) ~内製部材に含まれる非原産材料にも適用~

ロールアップの規定は、第三者から調達した原産材料だけでなく、製品の生産者が内製した原産材料にも適用することができます。下の図の域内国Cにおける内製部材M3には非原産材料M4(10ドル)が用いられていますが、M3の生産工程はPSRの基準(RVCが控除方式で45%以上)を満たします。したがって、内製部材M3の全ての価額が原産材料の価額となり、M3に使用しているM4の価額(10ドル)を最終製品Pの非原産材料の価額として計上する必要はありません。



	ロールアップ	非原産材料価額				RVC	原産判定
		材料M1 (A国)	材料M2 (B国)	内製部材M3 (C国)	合計		
方式1	非適用	10ドル	50ドル	10ドル	70ドル	30%	×
方式2	適用	0ドル		0ドル	50ドル	50%	○

ロールアップを適用すれば、原産材料M1及び内製部材M3に含まれる非原産材料を原産材料とみなし、M1及びM3の価額を100%原産材料扱いできる。

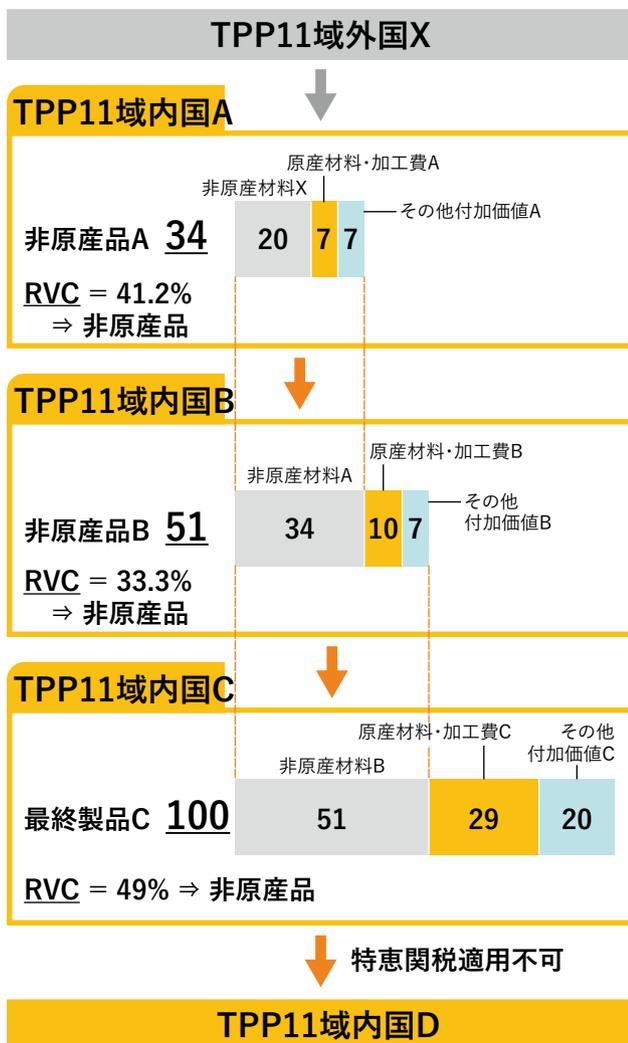
6-2-2 付加価値基準の救済規定 トレーシング

非原産材料であっても、①TPP11域内で行われた当該非原産材料の加工に係る価額、②当該非原産材料に含まれる原産材料の価額は、域内原産割合の一部として算入できます。(TPP第3.6条2項)

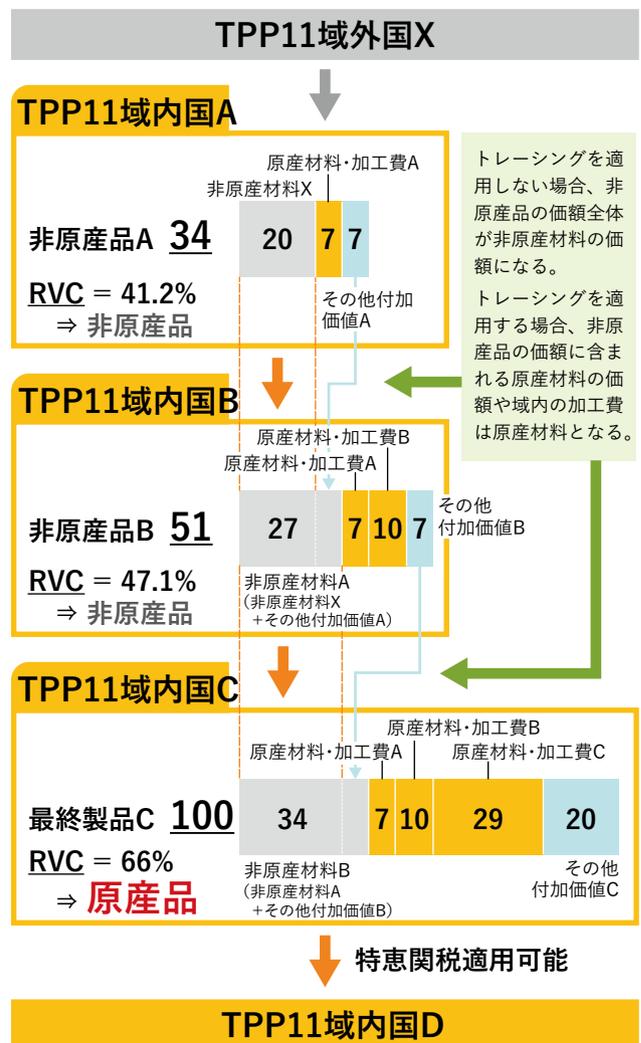
下の図でトレーシングを適用する場合、TPP11域内国Aで生産された非原産品Aに含まれる域内国Aの原産材料・加工費の7ドルについて、域内国Bでは原産割合の一部として計上することが可能です。同様に域内国Bで生産された非原産品Bに含まれる原産材料・加工費Bの10ドルについても、域内国Cでは最終製品Cの原産割合の一部として計上することが可能です。トレーシングを適用し、域内国AとBからトレースした原産割合を最終製品Cの原産割合に反映した結果、最終製品CはPSR (RVCが控除方式で50%以上) を満たし、原産品となります。

※原産地規則は、付加価値基準(控除方式)で50%以上を想定

トレーシングを適用しない場合



トレーシングを適用する場合



トレーシングを適用しない場合、非原産品の価額全体が非原産材料の価額になる。
トレーシングを適用する場合、非原産品の価額に含まれる原産材料の価額や域内の加工費は原産材料となる。

6-2-3

付加価値基準の救済規定 材料の価額(1)～生産に使用される材料の価額～

第3.6条に規定されるロールアップと第3.7条に規定される生産に使用される材料の価額を活用することで域内付加価値の計算を有利にすることが可能です。

協定第3.7条(c)では、生産に使用される内製材料の価額として、以下の合算額としています。

- I. 当該材料の生産に要する全ての費用(一般経費を含む)
- II. 通常の取引において付加される利得に相当する額、または価額を決定しようとしている当該材料と同一の区分もしくは種類の製品の販売において通常反映される利得と等しい額

つまり、全ての費用に加え、内製材料を中間製品として販売した場合に付加することが妥当と考えられる利益も合算することが可能です。

【事例】サスペンションモジュール(HS8708.80号)の域内原産割合(RVC)の計算(積上げ方式で計算)

TPP11域外国Aの熱延鋼板をプレス加工してサスペンションフレームに加工し、TPP11域外国Bから輸入したサスペンション専用部品を付けてサスペンションモジュールを製造する。

- 普通に計算すると非原産材料である鋼材の価格が高いためにサスペンションモジュール(HS8708.80号)のPSRであるRVC(45%以上)をクリアできない。
- しかし、内製しているサスペンションフレームの製造工程(HS7208→8708.80)は、TPP11の品目別原産地規則(6桁レベルの関税分類変更:CTSH)を満たすため、生産に使用される中間材料として扱うことにより熱延鋼板の輸入調達価格を含むフレーム関連の全費用とフレーム分に相当する利益の額を原産材料の価額にカウントすることができる。

サスペンションフレームを生産に使用される
中間材料として扱わない場合

経費項目	価額
A. 原産材料価額	20.0
原産材料価額(間接材料を含む)	20.0
B. 非原産材料価額	52.0
熱延鋼板	40.0
その他非原産部品	12.0
C. 労働コスト	8.0
うちフレーム製造のための人件費	4.0
D. 製造経費(間接材料を除く)	10.0
うちフレーム製造のための経費	5.0
E. 利益・販促費	10.0
うちフレーム相当分	5.0
F. サスペンションモジュール取引価額(FOB)	100
RVC(%) = A/F×100	20.0%

サスペンションフレームを生産に使用される
中間材料として扱う場合

経費項目	価額
A. 原産材料価額	74.0
サスペンションフレーム(中間材料)	54.0
熱延鋼板	40.0
労働コスト	4.0
製造経費	5.0
利益・販促費	5.0
その他原産材料価額(間接材料を含む)	20.0
B. 非原産材料価額	12.0
C. その他労働コスト	4.0
D. その他製造経費	5.0
E. その他利益・販促費	5.0
F. サスペンションモジュール取引価額(FOB)	100.0
RVC(%) = A/F×100	74.0%

(注) 価格は推定値であり、実際の価格とは異なる。

サスペンションフレームを生産に使用される中間材料として扱うことで積上げ方式のRVC45%以上を満たす。

6-2-3

付加価値基準の救済規定

材料の価額(2) ～材料の調達価額の基準と有利な調整～

第3.7条は、生産者が材料(原産材料、非原産材料)の価額を計算する際の基準として、以下のとおり定めています。

- (a) 輸入調達材：輸入時の取引価額(国際輸送費を含む、CIF価額)
- (b) 国内調達材：以下のいずれか
 - (i) 当該生産者が支払ったまたは支払うべき価額
 - (ii) 輸入される材料の価額として決定される価額(生産者が所在する締約国に輸入された際の取引価額)
 - (iii) 国内で確認可能な最初に支払われたまたは支払われるべき価額
- (c) 内製材料：全ての費用+相当の利益(P.97参照)

しかし、第3.8条では、計算を有利にするための調達価額の更なる調整を可能にすることを定めています。

以下の(a)～(c)については、書面による証拠が存在することを条件に材料の調達価額に加算、あるいは減算することが可能です。

- (a) 生産者の所在地までの輸送費(保険費、梱包費などを含む)
- (b) 当該材料に対する関税、回収不能な内国税及び通関手数料
- (c) 材料の使用から生じるスクラップ部分の費用(再利用可能なもの等を除く)

ケース①：積上げ方式で原産材料の価額を計算する場合

$$RVC(\%) = \text{原産材料の価額} \div \text{取引価額(FOB)}$$

⇒原産材料の価額が大きい方が有利

原産材料の価額を増やすために、以下の経費が原産材料の価額として含まれていない場合には加算することができる。

- ①輸入調達材(原産材料)に係る輸入港から生産者の所在地への輸送費・保険料(輸入時の取引価額=「CIF価額」に加算)
- ②輸入時や流通時に支払った回収不能の租税公課
- ③無駄になった部分の原産材料の費用(材料歩留まりや不良率等に基づき計算)

ケース②：控除方式で非原産材料の価額を計算する場合

$$RVC(\%) = (\text{取引価額(FOB)} - \text{非原産材料の価額}) \div \text{取引価額(FOB)}$$

⇒非原産材料価額が小さい方が有利

非原産材料の価額を減らすために、以下の価額が非原産材料の価額として含まれている場合には控除することができる。

- ①輸入調達材(非原産材料)に係る輸入港までの国際輸送費・保険料(CIF価額から控除)
- ②輸入時や流通時に支払った回収不能の租税公課
- ③無駄になった部分の非原産材料の費用(材料歩留まりや不良率等に基づき計算)

6-2-4 自動車分野の品目別原産地規則

(1) 完成車の品目別原産地規則

- 完成車（第8701.10号～第8701.30号、第87.02項～第87.05項）の品目別原産地規則には付加価値基準が採用され、控除方式の場合はRVCが55%以上、純費用方式を用いる場合は45%以上が求められます。
- 完成車のRVCの計算に当たって、附属書3-Dの付録1の表Aに掲げる特定自動車部品7品目については、同付録の表Bに掲げる加工工程のどれか一つでもTPP11域内で行われれば、当該部品のPSRに関わらず原産材料と認められる特例措置が活用できます。

完成車のRVCの計算において原産地規則が緩和される7部品(表A)

HS	品名	PSR(参考)
7007.11	強化ガラス	CTH
7007.21	合わせガラス	CTH
8707.10	車体(乗用車用)	CTH、またはRVC
8707.90	車体(乗用車用以外)	(BU&NC: 35%、BD: 45%)
ex 8708.10	バンパー (部品を除く)	CTSH、またはRVC (BU&NC: 45%、BD: 55%)
ex 8708.29	車体用プレス部品及びドア・アSEMBリ	CTSH、またはRVC (BU&NC: 40%、BD: 50%)
ex 8708.50	駆動軸、非駆動軸(部品を除く)	CTSH、またはRVC (BU&NC: 40%、BD: 50%)

(注) exは同HSコードに含まれるものの一部を除くという意味。CTH: 関税分類上4桁の変更、CTSH: 関税分類上6桁の変更、BU: 積上げ方式、NC: 純費用方式、BD: 控除方式

原産地規則が緩和される特定11工程(表B)

1. 複雑な組み立て	2. 複雑な溶接
3. ダイカストその他の鑄込み成形	
4. 押出成形	5. 鍛造
6. 熱処理(ガラスの強化や金属の焼戻しを含む)	
7. 積層	8. 切削
9. 金属成形	10. 鑄造
11. スタンピング(プレス成形を含む)	

(2) 自動車部品の品目別原産地規則

- 自動車部品のPSRの多くは、関税分類変更基準と付加価値基準の選択制であり、付加価値基準の場合、RVCが控除方式では品目に応じて45%～55%、積上げ方式と純費用方式では35～45%以上です。
- 附属書3-Dの付録1の表Cに掲げる自動車部品のRVCの計算においては、RVCが35% (積上げ・純費用方式)、45% (控除方式) を超える部分(閾値)については、構成部品について附属書3-Dの付録1の表Bに掲げる加工工程のどれか一つでも域内で行われれば原産性が付与される特例が活用できます。

RVCの計算において特例が適用される対象自動車部品(表C)と閾値

HS	品名	閾値	RVC(参考)	
			BU/NC	BD
8407.33	ガソリンエンジン(排気量250cc超1,000cc以下)	10%	45%	55%
8407.34	ガソリンエンジン(排気量1,000cc超)	10%	45%	55%
8708.20	輸送車両用ディーゼルエンジン	10%	45%	55%
8706.00	原動機付きシャシ	10%	45%	55%
8708.10	バンパー及び同部品	10%	45%	55%
8708.21	シートベルト	10%	45%	55%
8708.29	車体のその他の部分品及び附属品	5%	40%	50%
8708.30	ブレーキ及び同部品	10%	45%	55%
8708.40	ギヤボックス及び同部品	10%	45%	55%
8708.50	駆動軸・非駆動軸及び同部品	5%	40%	50%
8708.80	懸架装置(サスペンション)及び同部品	10%	45%	55%
8708.94	ハンドル、ステアリングユニット及び同部品	10%	45%	55%
8708.95	安全エアバッグ及び同部品	5%	40%	50%
8708.99	その他の自動車用部品及び附属品	5%	40%	50%

(注) RVCは各品目のPSRで求められる域内原産割合であり、BUが積上げ方式、NCが純費用方式、BDが控除方式のもの。

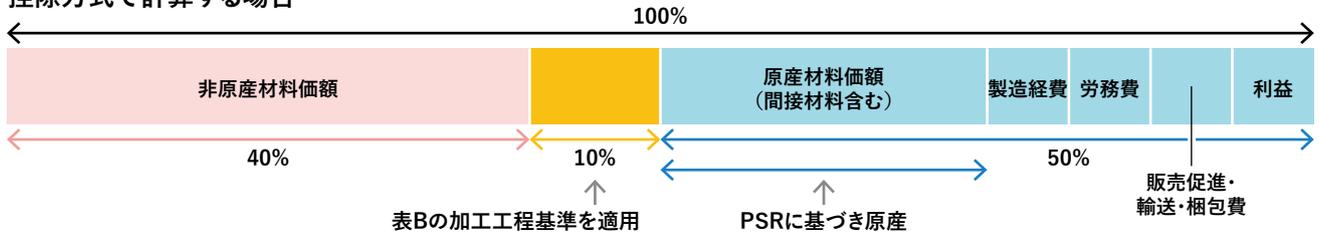
原産地規則が緩和される特定11工程(表B)

1. 複雑な組み立て	2. 複雑な溶接
3. ダイカストその他の鑄込み成形	
4. 押出成形	5. 鍛造
6. 熱処理(ガラスの強化や金属の焼戻しを含む)	
7. 積層	8. 切削
9. 金属成形	10. 鑄造
11. スタンピング(プレス成形を含む)	

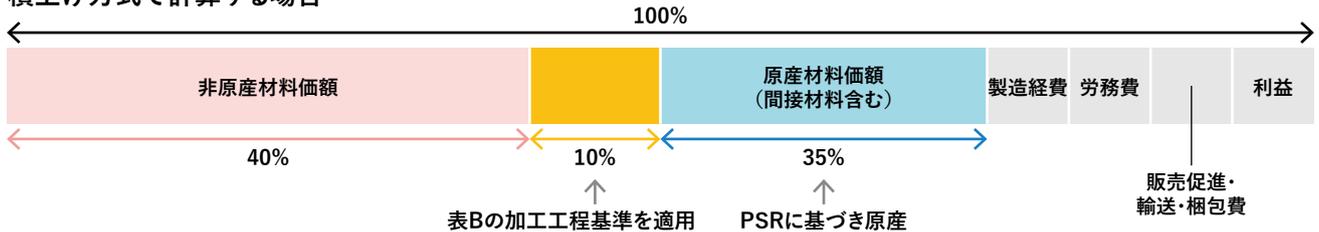
特定自動車部品のRVC計算における原産地規則緩和の事例

- 対象産品：ガソリンエンジン（排気量1,000cc超） HS：8407.34
- PSR：RVCが45%以上（積上げ方式、純費用方式）、55%以上（控除方式）

控除方式で計算する場合



積上げ方式で計算する場合



純費用方式で計算する場合



上の図は閾値が10%のガソリンエンジンで自動車特例を活用した事例です。PSRに基づき原産材料であるかどうかの確認が困難な材料であっても、表Bの工程が一つでも域内で行われている場合、控除方式あるいは積上げ方式でRVCを計算する場合は製品の取引価額（FOB）の10%まで、純費用方式でRVCを計算する場合は純費用の10%まで、表Bの工程が行われたことをもって原産材料とみなすことが可能です。

7. 累積

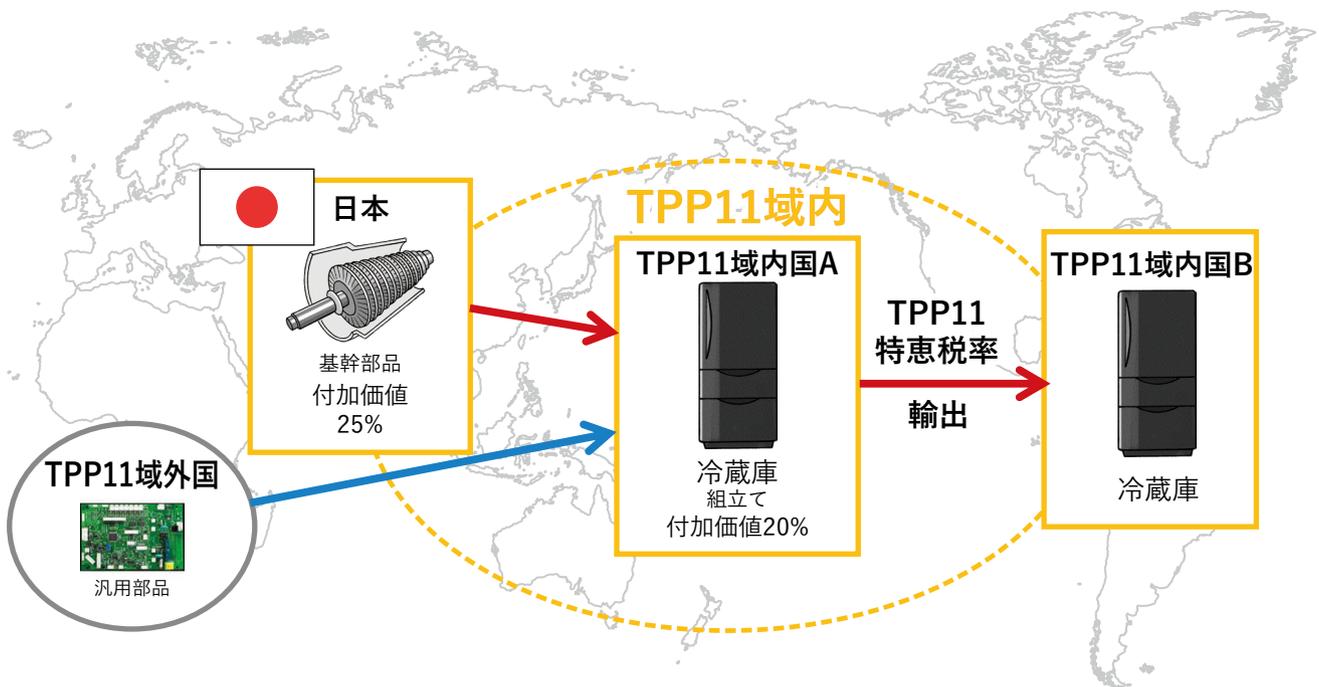
広域EPAの原産地規則における最大のメリットは、累積効果が大きいことです。11ヵ国が参加するTPP11では、1ヵ国ではPSRを満たせずに非原産品となってしまう場合でも、域内の複数ヵ国の付加価値や生産工程を累積することによりPSRを達成し、原産品となる可能性が高くなります。

7-1-1 累積 ～柔軟なサプライチェーンの実現～

TPP11の原産地規則においては、複数のTPP11域内国における付加価値や工程の足し上げを可能にする累積ルール(完全累積制度)が採用されています。これにより多様な生産ネットワークに対してEPAを活用することで、日本企業の最適な生産配分・立地戦略の実現が可能になります。

TPP11に加盟する域内11ヵ国を一つの原産地域とみなし、域内で効率的なサプライチェーンを構築することが可能です。特定産業の集積が進む域内国からの特定部材の調達、労働コストに優位性を持つ域内国における組立てなど、生産配分や立地戦略を広域で考えることが可能です。

(例) 品目別原産地規則が「付加価値基準45%以上」の場合(数値・図はイメージ)



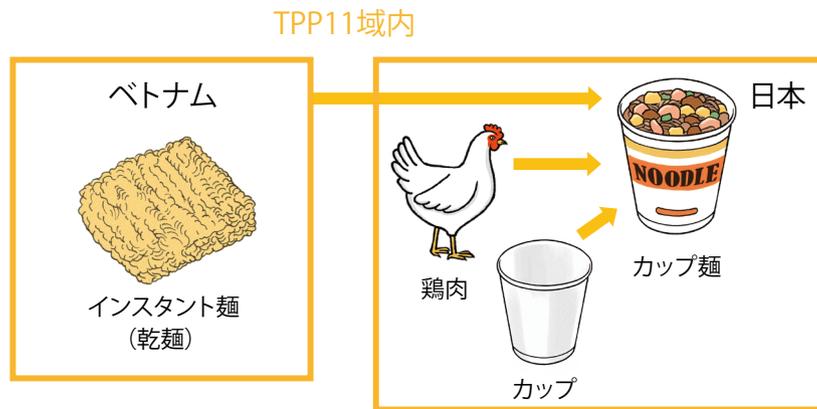
累積ルールが適用されない場合には、TPP11域内国Aの付加価値が20%であるため、品目別原産地規則「付加価値基準45%以上」を満たせませんが、累積ルールがあれば日本の付加価値25%とTPP11域内国Aの付加価値20%を合算することができ、その結果、付加価値45%以上となるため原産品として認められます。

TPP11では製品の原産性の判定にあたり、自国以外の他の域内国の原産品も原産材料と扱うことができるだけでなく、域内において非原産材料に対して付加された価値や行われた加工工程の足し上げを認め、これらを最終製品の原産性の判定時に考慮することができる完全累積制度が採用されています。

TPP11の累積制度の三原則

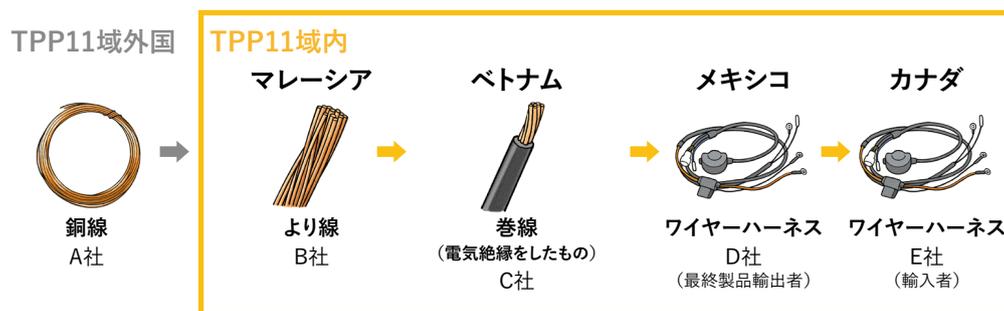
(1) 他の域内国で生産された原産品・原産材料を自国の原産品・原産材料とみなす

1または2以上の域内国の原産品・原産材料が他の域内国において他の製品の生産に使用された場合に、当該他国の原産品・原産材料とみなす（TPP第3.10条2項）。



(2) TPP11の原産地規則は、複数の域内国で複数の生産者による生産により満たせば良い

1または2以上の域内国において1または2以上の生産者によって生産された製品は、協定が定める原産地規則を満たしていれば原産品とみなす（TPP第3.10条1項）。



(3) 非原産材料に対して域内で行われた生産行為で生じた付加価値部分を原産割合の一部として計上＝「トレーシング」(トレーシングの図についてはP.96参照)

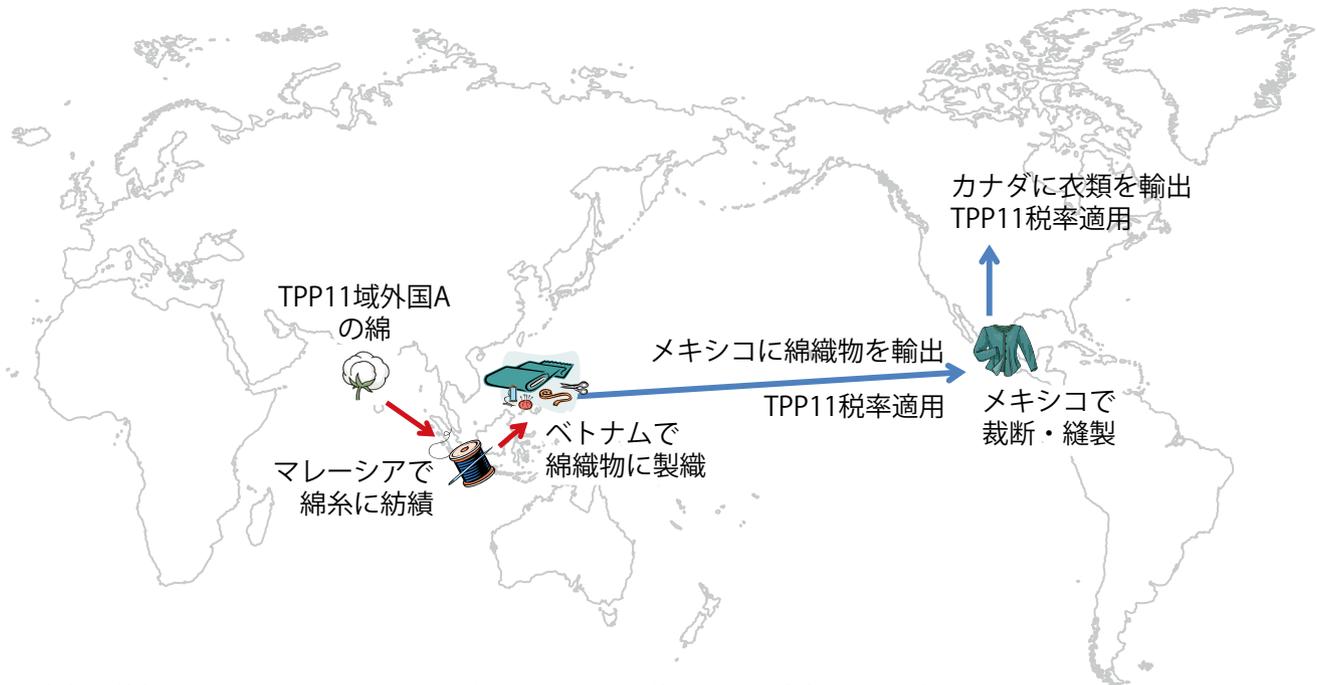
1または2以上の域内国において1または2以上の生産者によって非原産材料についてさらなる生産が行なわれる場合は、その生産行為が当該非原産材料に原産品としての資格を与えるのに十分でなかったとしても、当該生産行為を最終的な輸出産品が原産品であるかどうかを判断するのに際し、原産割合の一部として考慮できる（TPP第3.10条3項）。

(3) のトレーシングを適用して原産割合の一部として計上できる価額は、①TPP11域内で行われた非原産材料の加工に係る価額、及び②非原産材料に含まれる域内国原産材料の価額（TPP第3.6条2項、P.96参照）です。

7-1-2 累積 ～PSRの基準を複数国の工程で達成～

完全累積の概念は付加価値基準のみならず、関税分類変更基準で判断される生産工程についても適用することができます。

例えば、糸の段階ではファイバーフォワード・ルールが適用されるために非原産材料と判断される綿糸であっても、完全累積制度を適用すれば、織物以降は原産品となります。



【参考】「綿糸」のPSR：「ファイバーフォワード (P.113参照)」＝原綿(繊維)が域内産でなければならない。

「綿織物」のPSR：「ヤーンフォワード (P.113参照)」＝糸以降(紡績、製織の2工程)が域内産でなければならない。

「綿製衣類」のPSR：「ヤーンフォワード」＝糸以降(紡績、製織、裁断・縫製の3工程)が域内産でなければならない。

- マレーシア製の綿糸は、域外国の原綿から紡績しているため非原産品です。ベトナムで製織する過程では綿糸は非原産材料として扱いますが、紡績工程はマレーシアで行われているため、マレーシアとベトナムの2カ国を一つの地域と捉えて生産工程を累積すること(完全累積)により、綿織物のPSRであるヤーンフォワードを満たします(綿織物は原産品)。
- メキシコ製の衣類は、紡績(マレーシア)、製織(ベトナム)、裁断・縫製(メキシコ)の生産工程を累積し、原産品となります。

8. その他の規定

TPP11の原産地規則では、再製造品や、附属品等が付いた産品、他の産品とセットで輸出される産品について、原産性の判定方法が定められています。他にも、原産産品を輸送する際を守るべきルールがあります。本項は、産品の原産性を判定する上で必要となる補足的なルールを解説します。

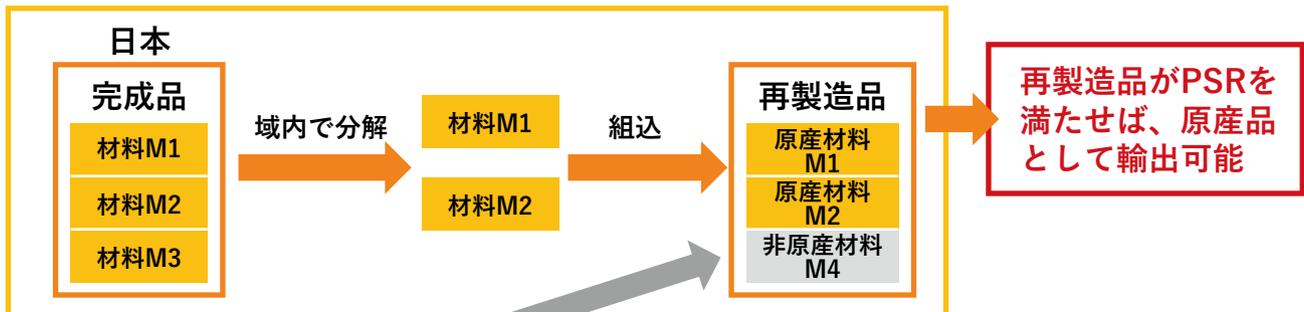
8-1 再製造品

TPP11域内で取得される「回収された材料」は、それらを「再製造品」(機械類が主な対象)の生産に用いる場合、原産材料とみなすことができます。

再製造品とは、TPP11域内で回収された材料によって完全にまたは部分的に構成され、新品と同様の耐用年数や性能があり、新品と類似の保証書があるHS84～90類の機械類(例外品目有り)を指します。TPP11域内で取得される「回収された材料」(注)は、再製造品の生産に使用され、組み込まれる場合、原産材料として扱うことができます。

域内で回収された材料及び原産材料だけで再製造品を生産する場合、当該再製造品は原産産品とみなすことができます。非原産材料も生産に用いる場合には、再製造品の関税分類(HSコード)に適用される品目別原産地規則(PSR)を満たす必要があります。

(例) 再製造品の生産に非原産材料を用いる場合



再製造品に用いられることを条件に域内で「回収された材料」(M1、M2)は、材料自体の原産性に関わらず、原産材料として扱うことができます。使用されなかった材料(M3)については、材料自体が原産産品としての要件を満たせば、TPP11特惠税率で輸出可能です。

(注)「回収された材料」とは、1または2以上の個々の部品の形態をとる材料であって、次の作業の結果として得られるものをいう(協定第1.3条)。

- 使用済みの産品の個々の部品への分解
- 適正な作動状態に改良するために必要な(a)に規定する部品の洗浄・検査・試験その他の加工

●再製造品の例外品目

HSコード	品目例
84.18	冷蔵庫、ヒートポンプ(エアコン除く)
85.09	ミキサー、果汁搾り機
85.10	かみそり、バリカン、脱毛機
85.16	湯沸器、ドライヤー、電気アイロン
87.03	乗用車
8414.51	扇風機(125W以下)
8450.11	家庭用全自動洗濯機
8450.12	洗濯機(遠心式脱水機付き)
8508.11	真空式掃除機(1,500W以下)
8517.11	コードレス送受話器付きの有線電話機

(注) 品目例は日本税関「輸出統計品目表(2018年版)」に基づく。

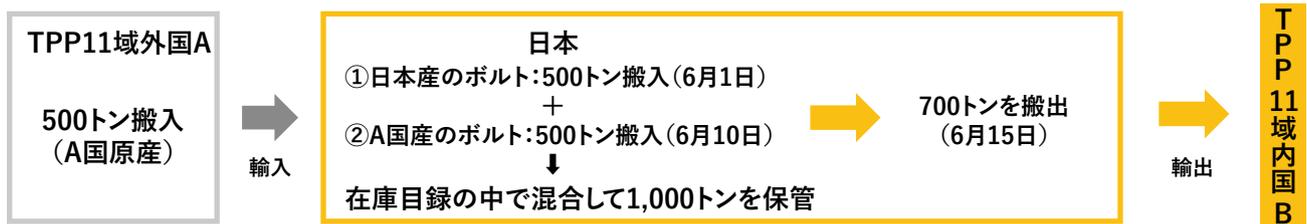
8-2 代替性のある製品または材料

1つの取引において、価格や品質も同一であって、一般的に混在して在庫管理されることが多い製品について原産材料と非原産材料が混在する場合、一般的な会計原則に基づく在庫管理方式に基づき、原産品であるかどうか判定されます。

ある製品(ボルト、とうもろこしなど)同士が物理的に分離して管理されている場合は、その分離に基づき原産品かどうかを判断しますが、混在して保管している場合には、分離に基づく判断ができません。

この場合、TPP11では、一般的な会計原則に基づく在庫管理方式を用いて、原産品であるかどうかの判断を行います。

混在している事例：ボルト



在庫管理方式	先入れ先出し方式	後入れ先出し方式	平均方式
算定方法	最初に搬入された順から数える	最後に搬入された順から数える	$\text{ROM} = \frac{\text{TOM}}{\text{TONM}} \times 100$ <small>(原産品とみなされる数量の割合)</small> <small>TOM: 在庫(搬出前)の代替性のある原産品の数量</small> <small>TONM: 在庫(搬出前)の代替性のある原産品と非原産品の合計数量</small>
B国に輸出した時の原産性の判定	<p>①原産材料 500トン ②非原産材料 200トン</p>	<p>①原産材料 200トン ②非原産材料 500トン</p>	<p>①原産材料 350トン ②非原産材料 350トン</p>

上記の例では、日本の倉庫において、まず6月1日にTPP11域内国である日本産のボルト500トンを搬入。その後、6月10日にTPP11域外のA国から同じ性能を持つボルトを500トン搬入。合計1,000トンを保管しているところから、6月15日に輸出のために搬出する700トンについて原産性を判定するケースを想定。

最初に搬入された順で数える先入れ先出し方式では、まず先(6月1日)に搬入した日本産500トンを数え、残り200トンをA国産とみなす。

最後に搬入された順で数える後入れ先出し方式では、後(6月10日)に搬入したA国産500トンを数え、残り200トンを日本産とみなす。

輸出のための搬出前に搬入された原産品の数量を全体の数量で割る平均方式では、搬入の日時に関わらず、搬出前の日本産とA国産のボルトの数量の割合は1:1。同じ割合に基づき700トンを搬出するので、日本産、A国産のボルトはともに350トンずつ搬出するものとみなす。

8-3

附属品等、小売用または輸送用の包装・こん包材料及び容器の扱い

品目別原産地規則(PSR)のうち付加価値基準を選択した場合、製品とともに取引される附属品などの価額は域内原産割合(RVC)の計算に加える必要があります。関税分類変更基準を選択した場合、附属品などの原産性は考慮する必要はありません。

一般的にEPAでは、製品とともに取引される附属品などが、PSRで事業者が採用した基準に応じて製品の原産性に影響する場合があります。TPP11において注意が必要なのは、附属品・予備部品(スペア)・工具・マニュアルと小売用の包装材料・容器となります。

PSRの付加価値基準に基づき原産性の判定を行う際は、RVCの計算にこれら製品とともに取引される附属品などの価額を加える必要があります。

なお、PSRで関税分類変更基準や加工工程基準を用いる場合や、完全生産品の場合は考慮する必要はありません。また、輸送用のこん包材料・容器については、原産性を判断する基準に関らず、考慮は不要です。

附属品・予備部品・工具・マニュアルは、以下の場合、原産品とみなします。

- 製品本体と共に納品され、インボイス(仕入書)が製品と別立てにされていない場合
- 附属品等の種類や数量及び価額が、当該製品が通常販売される上で慣習的(常識的)な範囲であること

原産地規則		附属品・予備部品・ 工具・マニュアル	包装材料・容器 (小売用)	こん包材料・容器 (輸送用)
○：右記を原産地規則の判定の際に考慮する				
×：	〃			
	しない			
完全生産品		×	×	×
	関税分類変更基準	×	×	×
品目別原産地規則 (PSRを満たす産品)	付加価値基準	○	○	×
	加工工程基準	×	×	×

例

(リングケース(非原産材料):500円)

銀の指輪
(HS: 7113.11)
10万円
(うち、非原産材料5,000円)

事例：銀の指輪

- 製品価額を10万500円
 - HS7113.11の品目別原産地規則 (PSR)
- ①付加価値基準：控除方式で45%以上
 $(105,000 - (5,000 + 500)) / 105,000 \times 100 = 94.5\% \rightarrow$ **原産品とみとめられる**
 - ②関税分類変更基準：CTH (4桁レベルの変更)
 包装容器の関税分類変更は考慮しなくても良い。

8-4 製品のセット

輸出品が複数の製品からなる「セット」である場合、以下の条件を満たせば原産品と認められます。

1. 統一システムの解釈に関する通則3(a)または(b)の適用により分類されるセットの場合、セットに適用される原産地規則を満たす。
2. 統一システムの解釈に関する通則3(c)の適用により分類されるセットの場合、各製品がそれぞれの原産地規則を満たす。

以下のパスタセットの例では、通則3(b)の適用により、スパゲッティ(1902.19)として分類されます(スパゲッティ、ミートソース、チーズのうち、当該セットに重要な特性を与えている構成要素であるスパゲッティとして分類)。よって、スパゲッティに適用される原産地規則を満たせば、原産品と認められます。

一方、テーブルと椅子のセットの例では、通則3(c)の適用により、分類が決定されます(9401.61と9403.60のうち、数字上の配列において最後となる9403.60に分類)。この場合、セットを構成する各製品がそれぞれの原産地規則を満たさないと、セットを原産品と認めることはできません。

ただし、非原産品である構成要素の価額が占める割合が10%以内であれば、セット全体を原産品と認めることができます。

※通則については、次のURLも参照：<http://www.customs.go.jp/tariff/kaisetu/data/tuusoku.pdf>

①通則3(b)の適用により分類されるセット



即席パスタセット

スパゲッティ(1902.19)

ミートソース(2103.90)

チーズ(0406.20)

1902.19の原産地規則を満たせばよい。

②通則3(c)の適用により分類されるセット

テーブルと椅子のセット

木製の椅子(9401.61)

木製のテーブル(9403.60)



(注)小売用に単一の箱に収められている、テーブル及び椅子は組み立てられていない状態で税関で提示される事例を想定。

各製品がそれぞれの原産地規則を満たす必要がある。

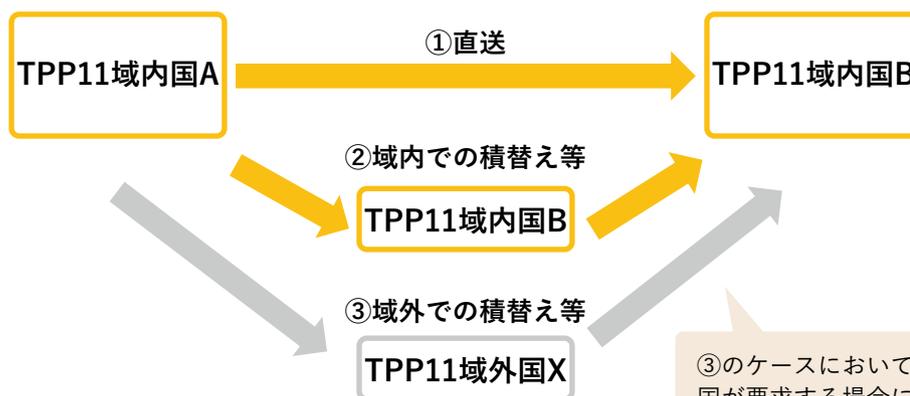
※原産地規則を満たさない製品(非原産品)の価額がセット全体の価額に占める割合が10%以内であれば、原産品と認められる。

(注) HS8215.10号(スプーン、フォーク等の詰め合わせセット(貴金属をめっきしたものを含むもの))等のセットとしてHSコードが定義される製品については、当該HSコードに該当するPSRを満たせば、原産品と認められます。

8-5 通過及び積替え

TPP11では、原産品を輸入締約国に輸送する場合の原産性維持に関する基準が定められています。域外国を経由する際は、積卸し、蔵置等以外の作業が行われておらず、当該域外国税関の管理下に置かれていれば、原産性は失われていないとみなすことが可能です。

TPP11域外国を経由する場合(③)でも、経由先で実質的な加工を加えず、当該産品が経由先でTPP11域外国税関の管理下にあれば、原産性が失われることはありません。



経由先で許容される作業：

- 積卸し、ばら積貨物からの分離、蔵置
- 輸入先のTPP11域内国から要求されるラベルまたは証票による表示
- 原産品を良好な状態で保存するためまたは輸送に必要なその他の作業

③のケースにおいて、輸入側のTPP11域内国が要求する場合には、輸入者は、運送書類、域外国X税関の発給書類等を提出する義務を負う。

9. 繊維及び繊維製品の原産地規則

繊維及び繊維製品の品目別原産地規則(PSR)は、関税分類変更基準が用いられており、付加価値基準を用いることはできません。関税分類変更基準により使用できる非原産材料や域内で行うべき生産工程が特定されており、衣類等縫製品のPSRとしては、①「紡ぐ」、②「織る／編む」、③「裁断・縫製」という三つの工程を原則TPP11域内において行うことを求める「ヤーンフォワード・ルール」が採用されています。

9-1-1 非原産材料を使用して生産される産品

繊維及び繊維製品の原産性の判断基準も、「完全生産品」(79 ページの「①完全生産品」)、「原産材料のみから生産される産品」(80 ページの「②原産材料のみから生産される産品」)、③「非原産材料を使用し附属書の品目別原産地規則(PSR)を満たす産品」(80 ページの「③品目別原産地規則(PSR)を満たす産品」)の3種類に分かれますが、③の場合、PSRは協定附属書4-Aとして他の産品のPSR(附属書3-D)とは別に規定されています。

繊維製品のPSRは、基本的には関税分類変更基準(CTC)で規定されており、衣類や縫製品の場合は、①「紡ぐ」、②「織る／編む」、③「裁断・縫製」という三つの工程を原則TPP11域内において行うことを求める「ヤーンフォワード・ルール」が適用されています。

HS61類及び62類の衣類、63類の縫製品が原産品であるか否かは、**当該産品の関税分類を決定する構成部分**(原則として表側の生地にも占める面積が最も大きい部分)について、適用される品目別原産地規則を満たす必要があります。



9-1-2 繊維-製品種類別のPSR概要

繊維及び繊維製品のPSRは、関税分類変更基準(CTC)により定められていますが、「～の変更を除く」と特定の繊維、糸、生地等のHSコードをCTCの例外指定することにより、どの段階から域内産の材料の使用が求められるかを規定しています。絹(50類)、羊毛・獣毛等(51類)、綿(52類)、綿以外の天然素材(53類)、合成長繊維(54類)、合成短繊維(55類)などの素材の種類に応じて域内材料の利用条件が異なることが多くなっています。

例えば、羊毛素材の場合、糸を輸出する場合に繊維(原料)の原産性は問われませんが、綿の場合、糸を輸出する場合に繊維(原綿)が域内産であることが求められます(ファイバーフォワード・ルール)。衣類など縫製品については綿製も羊毛製も「ヤーンフォワード・ルール」が適用されています。

絹や麻を用いた製品の原産地規則は緩やかなものになっており、衣類など縫製品の場合、域外産の素材を利用可能な場合があります。

繊維・繊維製品の素材別の域内生産要件(原則、例外有)は、次の表のとおりです。

※ファイバーフォワード(繊維原料から域内産が求められる)

ヤーンフォワード(糸を紡ぐ工程から域内生産：縫製品の場合は紡ぐ⇒織る/編む⇒裁断・縫製の3工程)

ファブリックフォワード(生地にする工程から域内生産：縫製品の場合は織る/編む⇒裁断・縫製の2工程)

単純変更基準(裁断・縫製の1工程を域内で行えば良い)

繊維製品のPSRにおける素材別・輸出品の段階別域内生産基準

素材	輸出品(段階)			
	繊維	糸	生地(織物)	縫製品(衣類等)
絹(HS50類)	ファイバーフォワード	ヤーンフォワード	ファブリックフォワード	単純変更基準 ^(注1)
羊毛・獣毛(HS51類)	ファイバーフォワード	ヤーンフォワード	ヤーンフォワード	ヤーンフォワード
綿(HS52類)	ファイバーフォワード	ファイバーフォワード	ヤーンフォワード	ヤーンフォワード
麻等その他植物繊維(HS53類)	ファイバーフォワード	ヤーンフォワード	ファブリックフォワード	単純変更基準
化学繊維(長繊維)(HS54類)	-	ヤーンフォワード	ヤーンフォワード	ヤーンフォワード
化学繊維(短繊維)(HS55類)	ファイバーフォワード	ファイバーフォワード	ヤーンフォワード	ヤーンフォワード
特殊織物(HS58類)	-	-	ヤーンフォワード ^(注2)	-
ニット生地(HS60類) ^(注3)	-	-	ファイバーフォワード	-
			ヤーンフォワード	-

(注1) 日本の伝統衣類である着物及び帯についてはファブリックフォワード

(注2) レースの場合、糸の原産は問わない。

(注3) 綿製・化学繊維(短繊維)製のニット生地についてはファイバーフォワード、羊毛・獣毛製及び化学繊維(長繊維)製についてはヤーンフォワード

縫製品のうち、品目によっては素材の原産性を問わず、域内で裁断・縫製が行われれば原産品と認められるものがあります。

- ①合成繊維製の乳児用の衣類(HS：6111.30号、6209.30号)
- ②ブラジャー(HS：6212.10号)
- ③じゅうたん・床用敷物(HS：57類)
- ④繊維製のかばん類(HS：42.02項)

弾性生地 of ルール、縫糸ルール、絹100%の着物または帯

弾性生地・弾性糸ルール

HS61～62類の衣類に弾性糸を使った生地 (HS5806.20号、HS60.02項) を使用する場合、当該生地は域内産の糸を使用します。また、衣類の関税分類を決定する構成部分に弾性糸が使用される場合には、域内産の糸を使用します。

縫糸ルール

HS61～63類の縫製品に縫糸 (HS52.04、54.01、55.08項の縫糸、またはHS54.02項の糸を縫糸として使用) を使用する場合、当該縫糸は域内産の糸を使用します。



絹100%の着物や帯に関するルール

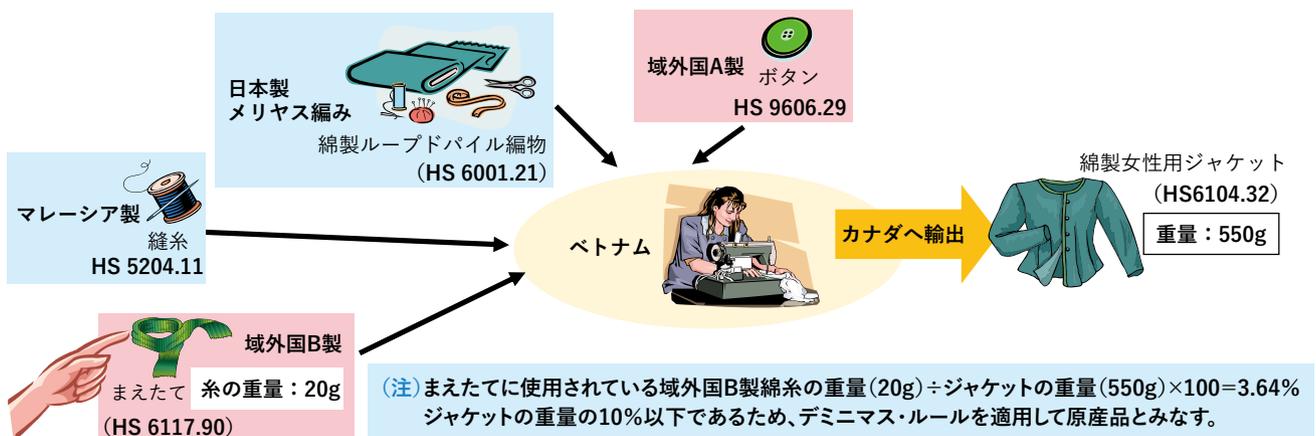
日本の伝統的衣類・同付属品である絹100%の着物又は帯に使用する絹織物については、域内で製織された生地を用い、裁断・縫製される必要があります。



9-3 繊維製品におけるデミニマス・ルール

繊維製品におけるデミニマス（僅少の非原産材料）ルールは、HS61～63類に分類されないものについては、関税分類変更基準（CTC）の要件を満たさない非原産材料が製品価額の10%ではなく、製品の総重量の10%以下であれば原産品とみなすことができます。また、縫製品（HS61～63類）に分類されるものについては、CTCの要件を満たさないファイバーや糸の重量で計算し、関税分類を決定する構成部分の全重量の10%以下であれば原産品とみなすことができます（CTCの要件を満たさない非原産材料の重量ではない）。

域内産が求められる弾性糸や縫糸に、デミニマス・ルールを適用することはできません。



■原産判定

女性用ジャケットのPSRは、2桁レベルの関税分類変更(CC)。ただし、一部の特殊な素材を除く糸や織物、ニット生地は域内産の利用が求められる（ヤーンフォワードルール）。原材料のニット生地と縫糸は域内産。域外国B製のまえたて（衣類の部分品）は最終産品と同じHS61類であるため、CCの基準を満たさないが、デミニマス・ルールを適用して原産材料とみなす。その他の非原産材料である域外国A製ボタン（HS96類）は産品の関税分類を決定する構成部分に該当せず、品目別原産地規則を満たす必要がないため、輸出品の女性用綿製ジャケットはTPP11の原産品である。

➡ 原産品!

9-4 ショートサプライ・リスト (SSL)

TPP11はヤーンフォワード・ルールを前提としつつ、「供給不足の物品の一覧表」(ショートサプライ・リスト：SSL)に掲載された域内供給が十分でない厳選された材料(繊維、糸、生地)については、例外的に域外から調達しても原産品として認めています。ただし、最終用途を限定した上で使用が認められる材料もあります。

SSLには187品目の繊維、糸、生地が掲載されていますが、一部(8品目)については協定発効の5年後に一覧表から削除されます。

糸や生地を特定するための重量や素材構成比、長さ・幅などの数値を特定してスペックを限定していることが多くなっています。

■ 具体例

供給不足の物品の例

素材の例

絹、HS53類の天然素材、レーヨン、カシミア(糸)、ラクダ(糸)、モヘヤ・アンゴラ(糸)、ポリプロピレン製モノフィラメント、ナイロン6(糸)、ナイロン6,6(糸)



生地の例(特定用途に限られる場合もあり)

コットン・フランネル生地、レーヨン生地、ドレスシャツ用綿織物、コーデュロイ生地(綿85%以上)、防水・撥水加工をした生地



最終用途の例

セーター、アウターウェア、水着、子供服



9-5 手工芸品または民芸品、製品のセット

手工芸品または民芸品

域内の複数国間の合意に基づき、特定の繊維及び繊維製品については、以下のいずれかに該当する手工芸品または民芸品として特惠関税を適用することが可能です。

- (a) 家内工業における手織物
- (b) ろうけつ染めの技法により模様を出した手染め織物
- (c) (a)の手織物または(b)の手染め織物を用いた家内手工業産品
- (d) 伝統的な民芸手工芸品

手工芸品または民芸品としての特恵待遇の条件は、域内の輸入国及び輸出国が合意に基づき設定します(繊維・繊維製品に係る一般のPSRとは異なる)。

製品のセット

繊維及び繊維製品の小売用のセットについては、セットを構成する各産品が原産品である必要があります。ただし、セットを構成する産品のうち、非原産品の総額がセット全体の価額の10%以下である場合は原産品とみなします。

D 原産地証明書を準備する

TPP11に基づく特惠関税を利用するためには、原産地証明書を作成し、産品が原産地規則を満たす原産品であることを証明する必要があります。また、輸入国の税関から、産品の原産性を確認するために関連書類の提出を求められることもあります。本章では、原産地証明書や関連書類の作成・保存方法や輸入国税関から確認要請(いわゆる検認)があった際の対応など、TPP11活用に必要な手続きについて解説します。

10. 証明手続き

TPP11では自己申告制度が採用されており、輸出者、生産者、輸入者のいずれかが原産地証明書を作成します。その他、輸入国の税関からの確認要請(いわゆる検認)に対応するために、関連書類の作成、保管などを行う必要があります。本項では、原産地証明に必要な手続き、必要な保存書類などについて解説します。

10-1 日本が締結したEPAにおける原産地証明制度

TPP11は、日本が締結する多くのEPAと異なり、輸出者、生産者または輸入者自らが原産地証明書を作成する「自己申告制度」を採用しています。

日本が締結したEPAのほとんどは、指定発給機関である日本商工会議所が、事業者からの申請に基づき原産地証明書の発給を行う「第三者証明制度」を採用しています。原産性を判定するのは日本商工会議所であり、事業者はそのために必要な情報を日本商工会議所に提出します。

これに対し、TPP11では輸出者または生産者、輸入者が自ら原産地証明書を作成する「自己申告制度」が採用されています(注)。日本は、日オーストラリアEPAで初めて自己申告制度を採用しました。

第三者証明制度

経済産業大臣が指定した指定発給機関が原産地証明書を発給する制度

認定輸出者自己証明制度

経済産業大臣による認定を受けた輸出者自らが原産地証明書を作成する制度

自己申告制度

輸出者(生産者)又は輸入者自らが原産地証明書を作成する制度(国による認定は不要)

日本のEPAにおける証明制度

EPA	発効時期	第三者証明制度	認定輸出者自己証明制度	自己申告制度
日シンガポール	2002年11月	○	—	—
日メキシコ	2005年4月	○	○	—
日マレーシア	2006年7月	○	—	—
日チリ	2007年9月	○	—	—
日タイ	2007年11月	○	—	—
日インドネシア	2008年7月	○	—	—
日ブルネイ	2008年7月	○	—	—
日ASEAN	2008年12月	○	—	—
日フィリピン	2008年12月	○	—	—
日スイス	2009年9月	○	○	—
日ベトナム	2009年10月	○	—	—
日インド	2011年8月	○	—	—
日ペルー	2012年3月	○	○	—
日オーストラリア	2015年1月	○	—	○
日モンゴル	2016年6月	○	—	—
TPP11	2018年12月	—	—	○
日EU	署名(2018年9月)	—	—	○

(注)①ブルネイ、マレーシア、メキシコ、ペルー、ベトナムでは輸入者による自己申告制度の採用は発効後5年以内に行うと定められているため、当該期間中、これらの国に輸出する場合、輸出者又は生産者が原産地証明書を作成する必要がある場合があります(TPP協定第3章20条1項注2)。
②締約国は、TPP11が当該締約国について発効した際に他の締約国に通報している場合に限り、一定期間、輸出に際して、第三者証明制度、認定輸出者制度も利用することができます(TPP協定第3章 附属書3-A-2)。

10-2-1 特恵待遇の要求

輸入者は、有効な原産地証明書を所持するなどの要件を満たした上で、輸入国の税関に対してTPP11特恵税率に基づく輸入申告を行います。

TPP11による特恵待遇の要求を行うのは、輸入者です。輸入者は、有効な原産地証明書を所持した上で、輸入国の法令または手続において定められる要件に従って、TPP11特恵税率に基づく輸入申告を行います。また、輸入締約国が要求する場合には、原産地証明書の写しなどを提出することが求められます。輸入者が原産地証明書を作成する場合は、輸入側のTPP11域内国は原産地証明書の写しの他、必要に応じて原産品であることを明らかにするその他の書類の提出を求められます。

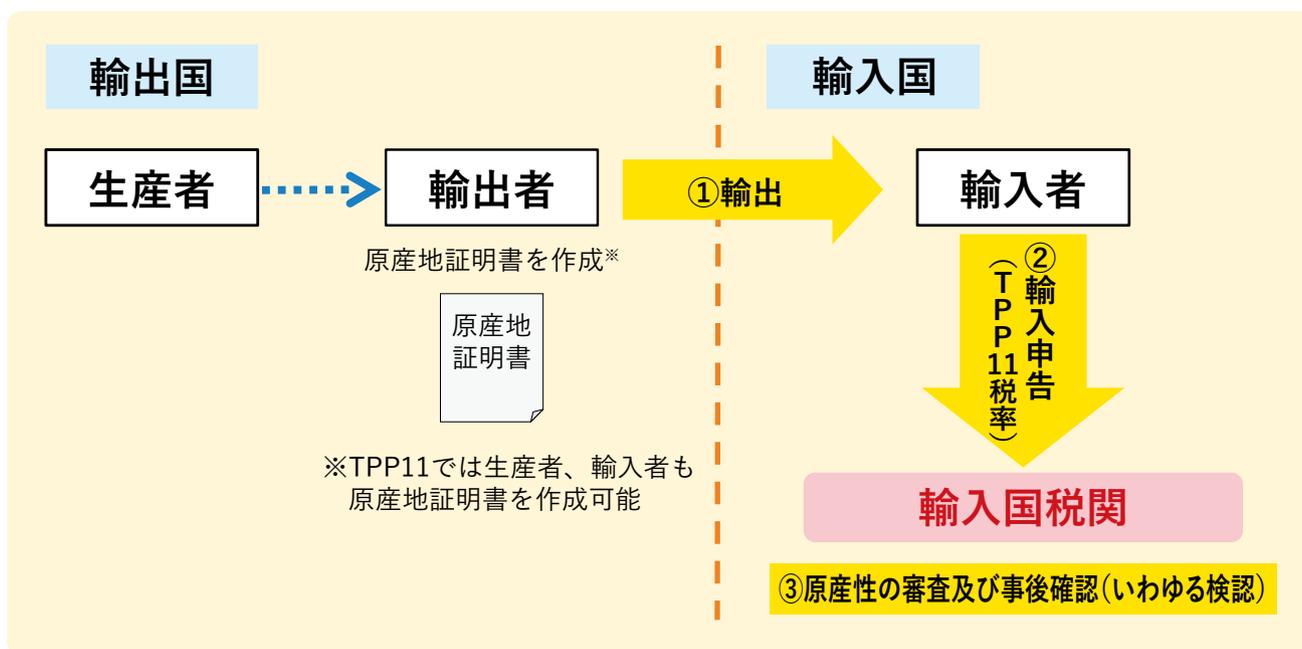
原産地証明書は、輸出者、生産者、または輸入者のいずれでも作成可能です。

輸出者、生産者が原産地証明書を作成した場合は、有効な原産地証明書を輸入者に送付する必要があります。

その他の原産性を証明する書類は、輸入側のTPP11域内国から原産性の確認のための要請が来ない限り提出する必要はありませんが、適切に保管しておく義務があります。

輸入時にTPP11に基づく特恵待遇を要求しなかった場合でも、輸入を行った日から1年以内であれば、事後申告に基づいて実際に支払った関税額とTPP11税率に基づく関税額の差額の還付を受けることができます。

また、輸入する製品の価額が1,000米ドル相当以下の場合は、原産地証明書を提示しなくても特恵税率を適用することができます。



特恵待遇の要求 原産地証明書の記載事項とイメージ図

TPP11では、**原産地証明書に盛り込むべき記載事項が決まっています。**

TPP11の原産地証明書において、特定のフォームは指定されていません。

その代わりに、作成者は協定附属書3-Bが規定する「必要的記載事項」に沿って、原産地証明書を作成する必要があります。

具体的には、証明者を含む、輸出者、生産者、輸入者に関わる情報の他、製品の情報や宣誓文などが記載事項として明記されています。

必要的記載事項のいずれかが明記されていない原産地証明書は、原則として無効となります。

① 証明者は誰か

輸出者、生産者、または輸入者のうち誰が原産地証明書を作成したかを明記。

② 証明者の情報

氏名または名称、住所(国名を含む)、電話番号、電子メールアドレス。

③ 輸出者(証明者ではない場合)の情報

氏名または住所(国名を含む)、電話番号、電子メールアドレス。生産者が原産地証明書を作成した場合で、輸出者が特定できない場合は不要。輸出者の住所はTPP11域内国の産品が輸出された場所とする。

④ 生産者(証明者あるいは輸出者ではない場合)の情報

氏名または名称、住所(国名を含む)、電話番号、電子メールアドレス。生産者が複数いる場合は“various”と記載、あるいは生産者の一覧を添付。生産者を秘匿したい場合は、“Available upon request by the importing authorities”(「輸入締約国の当局の要請があった場合には提供可能」)と記載可能。生産者の住所はTPP11域内国の産品が生産された場所とする。

⑤ 輸入者(判明している場合)の情報

氏名または名称、住所(国名を含む)、電話番号、電子メールアドレス。輸入者の住所はTPP11域内国でなければならない。

⑥ 産品の品名及びHSコード

対象産品の品名及び関税分類(HSコード)(6桁)。品名は対象産品を表すのに十分な形で記載。1回限りの原産地証明書の場合、インボイス番号がわかっている場合は記載。

⑦ 原産性の基準

どの原産性の基準(以下のいずれか)を適用して原産品としたかを記述。

- 完全生産品(TPP Article 3.2(a))
- 原産材料のみから生産される産品(TPP Article 3.2(b))
- 品目別原産地規則を満たす産品(TPP Article 3.2(c))

⑧ 対象期間

同一産品の複数回の輸送を対象とする場合、その期間。原則、12カ月が限度。

⑨ 署名と日付、宣誓文

証明者による署名と日付を明記。あわせてP.123の宣誓文を記述。

宣誓文

I certify that the goods described in this document qualify as originating and the information contained in this document is true and accurate. I assume responsibility for proving such representations and agree to maintain and present upon request or to make available during a verification visit, documentation necessary to support this certification.

私は、この文書に記載する産品が原産品であり、及びこの文書に含まれる情報が真正かつ正確であることを証明する。私は、そのような陳述を立証することに責任を負い、並びにこの証明書を裏付けるために必要な文書を保管し、及び要請に応じて提示し、または確認のための訪問中に利用可能なものとするに同意する。

原産地証明書の有効期限は作成後1年間です。ただし、輸入側のTPP11域内国がこれ以上の期間を法律等で規定していればこの限りではありません。

原産地証明書の言語は英語を原則とします。英語以外の場合は、輸入側のTPP11域内国が自国語への翻訳を輸入者に対して要求できます。

TPP11で求められる記載事項を満たした原産地証明書のサンプルフォーム

SAMPLE CERTIFICATION OF ORIGIN						
1. CERTIFIER <small>Name, address, country, telephone number and e-mail address</small> Tanaka Tarou PTP Company Ltd., 1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo, 100-8901, Japan Tel. 090-21-31-41 e-mail: tanakatr@test.jp Certifier is: Exporter, Producer			2. EXPORTER <small>Name, address, country, telephone number and e-mail address</small> Same as Certifier			
3. PRODUCER <small>Name, address, country, telephone number and e-mail address</small> Same as Certifier			4. IMPORTER <small>Name, address, country, telephone number and e-mail address</small> Trade Daisuki CPTPP Company Ltd., 1-1-1 JETRO Blvd. Sydney, TPP State, 2018-1230, Australia Tel: 080-41-36-11 e-mail: LetsFreeTrade@test.tpp11			
5. DESCRIPTION AND HS TARIFF CLASSIFICATION OF THE GOOD						
#	DESCRIPTION	HS TARIFF CLASSIFICATION	ORIGIN CRITERION*	INVOICE NUMBER**	BLANKET PERIOD**	
					STARTING DATE	ENDING DATE
1	Duck	HS 0105.13	TPP Article 3.2(a)	12345	-	-
2	Goose	HS 0105.13	TPP Article 3.2(a)	12345	-	-
3	Guinea Pig (Cavia Porcelus)	HS 0105.13	TPP Article 3.2(b)	12345	-	-
4	Guinea Pig	HS 0105.13	TPP Article 3.2(c)	12345	-	-
5	White Goose	HS 0105.13	TPP Article 3.2(c)	43653	-	-
6	Black Goose	HS 0105.13	TPP Article 3.2(c)	43653	-	-
7	Red Goose	HS 0105.13	TPP Article 3.2(c)	43653	-	-
8	Black Duck	HS 0105.13	TPP Article 3.2(c)	-	2017/7/1	2017/8/1
9	Golden Wing Duck	HS 0105.13	TPP Article 3.2(c)	-	2017/7/1	2017/8/1
10	Silver Wing Duck	HS 0105.13	TPP Article 3.2(c)	-	2017/7/1	2017/8/1
<small>* TPP Article 3.2(a): a good is wholly obtained or produced entirely in the territory of one or more of the Parties. * TPP Article 3.2(b): a good is produced entirely in the territory of one or more of the Parties, exclusively from originating materials. * TPP Article 3.2(c): a good is produced entirely in the territory of one or more of the Parties using non-originating materials provided the good satisfies all applicable requirements of Product-Specific Rules of Origin. ** - Optional</small>						
6. AUTHORIZED SIGNATURE AND DATE I certify that the goods described in this document qualify as originating and the information contained in this document is true and accurate. I assume responsibility for proving such representations and agree to maintain and present upon request or to make available during a verification visit, documentation necessary to support this certification. NAME AND SIGNATURE _____ DATE _____						

※サンプルフォーム上に記載されている①、②などの数字は、p.122ページの「」122の必要的記載事項に対応しています。

10-3 軽微な誤り、表現の相違の取り扱い

TPP11は、軽微な誤りや表現の相違によって原産地証明書は無効にはならないと定められています。

ただし、原産地証明書の正確性に影響を及ぼす重大な誤りがある場合は、原産地証明書が無効となる可能性があります。

TPPの条文では、「原産地証明書における軽微な誤りまたは表現の相違により自国が当該原産地証明書の受理を拒否してはならない」(第3.22条)と規定されていますが、どのような誤りや表現の相違が「軽微」かについては具体的な規定がなく、各TPP11域内国の国内法等に沿うこととなります。

日本では、以下のとおり、原産地証明書にどの程度の不備があれば無効になるかについて、財務省が公表しています。

また、HSコードの不備など重大な誤りがある場合でも、輸入者が関連書類に基づき原産性を証明できる場合や、事前教示制度を用いた産品である場合は、有効な原産地証明書と認められるケースもあります。

参考：関税法基本通達(68-5-12の3)に基づく我が国での基準



- 取るに足りない事項の相違や脱落
- 語句不足
- 印字の誤り
- 記載欄からのはみ出し
- 氏名、仕入番号等などの不備
※複数不備がある場合は原産地調査官と協議

➡ これらの不備があっても、
原産地証明書は有効。



- 原産性の基準、HSコードの不備
※輸入者が関連書類に基づき
原産性を証明できる場合は有効。

➡ これらの不備で、原産地証明書が
無効となる恐れがある。

※文書による事前教示を取得している場合、同一の貨物であれば、上記の不備があっても原産品と認められるケースがある。

10-4 輸入・輸出、書類保存に関する義務

TPP11では、原産地証明書を作成する際に、輸出者、生産者、輸入者がそれぞれどのような義務を負うかが明記されています。輸入国の税関からの問い合わせに備えて関連書類を保管し、原産地証明手続きに誤りがあった場合には適切に対応する必要があります。

■ 輸入者

- 産品が原産品であることを申告する。
- 申告時に有効な原産地証明書を所持する。
※輸入国税関が要求するときに原産地証明書の写しを提出する。
運送書類や蔵置または税関の書類なども場合に応じて提出する。
- 申告に誤りがあった場合は、輸入国税関が発見する前に、自発的に申告内容を修正し、修正に沿って関税を納めれば、罰則に問われない。

■ 輸出者・生産者

- 輸出者または生産者が原産地証明書を作成する場合は、輸出国が要求するときに原産地証明書の写しを提出する。
- 原産地証明書を作成する輸出者または生産者は、証明書に不正確な情報を発見した場合、原産地証明書を提出した全ての当事者及びTPP11域内国に書面により速やかに通知を行う義務を負う。

■ 書類保存(輸入者・輸出者・生産者)

- 保存書類：原産地証明書を含む特惠関税を適用した輸入に関する文書(輸入者)、当該製品が原産品であることを示すために必要な全ての記録(原産地証明書を作成した事業者)。
- 保存期間：原産地証明書作成から少なくとも5年間(作成者でない輸入者は輸入日から起算)。
- 保存方法：速やかに取り出すことができる状態(紙、電子的媒体、光学的媒体、磁氣的媒体など)。

10-5 原産地証明書の根拠

原産地証明書の根拠資料は、適用する原産地規則に応じて異なります。

また、原産地証明書を製品の生産者でない輸出者が作成する場合、製品が原産品であることについて、輸出者が有する製品についての情報、または生産者が作成した宣誓書など合理的な信頼に基づいて作成することができます。

原産地証明書の根拠となる資料は、事業者が採用した原産地基準(原産性の判断基準)によって異なります。例えば、品目別原産地規則(PSR)のうち関税分類変更基準を適用する場合には非原産材料と製品の間でHSコードが変更されていることを示す対比表を作成する必要があるのに対し、付加価値基準を適用する場合には製品がPSRで規定されている域内原産割合(RVC)を上回ることを示す計算ワークシートを作成する必要があります。同時に、それらの書類の根拠となる裏付資料が必要となります。

輸出者が原産地証明書を作成する場合、輸出者であって製品の生産者でないときは、生産者が作成した宣誓書があるなど、生産者が有する情報に対する合理的な信頼に基づき原産地証明書を作成することもできます。また、輸入者が原産地証明書を作成する場合は、輸出者または生産者から提出された裏付けとなる書類に対する合理的な信頼に基づき原産地証明書を作成することができます。

関税分類変更基準の場合の根拠資料の例

対比表

- 非原産材料の関税分類番号(HSコード)と輸出する製品のHSコードが変更していることを示す資料(詳しくはP.127)

裏付資料

- 総部品表
- 製造工程フロー図
- 生産指図書(委託生産の場合)
- 各「材料・部品」の投入記録(在庫蔵入蔵出記録など)

材料の原産性を示すための根拠資料

- サプライヤーからの情報(国内調達)
- 輸入時の原産地証明書の写しなど(輸入)

その他

- 原産地証明書の写し
- 原産地証明書を作成した輸出製品のインボイス
- 船荷証券等の船積書類の写し

付加価値基準の場合の根拠資料の例

計算ワークシート

- 規定の域内原産割合を上回ることを示す資料(詳しくはP.128参照)

裏付資料

- 総部品表
- 製造工程フロー図
- 生産指図書(委託生産の場合)
- 各「材料・部品」の投入記録(在庫蔵入蔵出記録など)

材料の原産性を示すための根拠資料

- サプライヤーからの情報(国内調達)
- 輸入時の原産地証明書の写しなど(輸入)

控除方式 重点価額方式 純費用方式

- 材料の調達価額を証明する資料
- 輸入時のインボイスなど
- 取引契約書やサプライヤーからの請求書など

積上げ方式

- 原産材料の調達価額を証明する資料
- 域内国からの輸入時のインボイスなど
- 取引契約書やサプライヤーからの請求書など
- 間接材料の算出根拠となる資料
- 製造原価計算書、帳簿、伝票、インボイス、契約書、請求書、支払い記録など

その他

- 原産地証明書の写し
- 原産地証明書を作成した輸出製品のインボイス
- 船荷証券等の船積書類の写し

完全生産品においては、国内で生産したことを証明した生産者が作成した資料等が根拠書類となります。原産材料のみから生産される製品においては、国内あるいはTPP11締約国内の原産品であることを証明した材料供給者からの資料、または国内の自社で生産した材料(内製品)が原産品であることを証明した資料、TPP11の原産地証明書等が根拠資料となります。

10-6 根拠書類の一例

①対比表の例(関税分類変更基準)

品目別原産地規則(PSR)のうち関税分類変更基準を用いる場合、原産地証明書の根拠書類として、対比表(下表)を作成する必要があります。

対比表では、生産に用いた非原産材料と完成した製品のHSコードがPSRの要件を満たす桁数で変更していることを示します。

以下の例をみると、金属成形用の金型(HS8480.41)のPSRは4桁の変更基準であるため、非原産材料のHSコードが上4桁で完成した金型と異なっていることを示す必要があります。

一方、原産材料のHSコードの変更は証明する必要がなく、HSコード自体を記載しなくても問題ありませんが、原産地(国内産、TPP11域内国産)を記載し、その原産性を示す書類を明示しなければなりません。

なお、原産材料であっても、HSコードが変更されている場合は、あえて非原産材料として扱い、そのHSコードを記載しておけば、原産性の証明書類は必要なくなります。

〈対比表のサンプル〉

HSコード	製品名	HSコード	部品名	原産情報等
		7215	スプルーブッシュ用炭素鋼鋼材	
		7208	固定側型板用炭素鋼鋼材	
		7208	コアー用炭素鋼鋼材	
		7208	固定側取付板用炭素鋼鋼材	
		7208	スベンサブロック用炭素鋼鋼材	
8480.41	金属成形用の金型		ロケートルング用炭素鋼鋼材	原産(マレーシア) TPP協定
			ガイドピンブッシュ炭素工具鋼鋼	原産(マレーシア) TPP協定
			ガイドピン	原産(マレーシア) TPP協定原産地証明書
			可動側型板高強度クロムモリブデン鋼鋼板	原産(マレーシア) TPP協定原産地証明書
		(7208)	受け板高強度クロムモリブデン鋼鋼板	原産(日本) サプライヤーからの資料(〇〇製造)
		(7215)	リターンピン(4本)用合金工具鋼鋼	原産(日本) サプライヤーからの資料(じえとろ電気)
		(7208)	突き出しピン(4本)用炭素工具鋼鋼材	原産(日本) サプライヤーからの資料(じえとろ電気)
	

作成日:〇年〇月〇日

非原産材料は、HSコードが変更されていることを確認。

非原産とした材料については、取引書類も原産性に係る書類も必要なし。

原産材料であっても、HSコードの変更が確認できれば、非原産とみなすことも可(この場合、サプライヤーからの資料は不要)。

原産材料は、HSコードの変更の有無の確認は不要。

原産材料は、HSコードの変更の有無の確認は不要のため、HSコードの記載は原則不要。

資料を提出したサプライヤーも、納入部品に関する同様の対比表や計算ワークシートを作成する。

【対象製品】生産国:日本、製造場所:霞ヶ関製造株式会社、仕向地:カナダ
 【協定名】CPTPP
 【適用した原産地規則】関税分類変更基準:CTH(4桁「項」の変更)

②計算ワークシートの例(付加価値基準)

計算ワークシートでは、付加価値基準の各方式に応じて、製品のFOB価額や純費用、原産材料の価額、非原産材料の価額、製造経費、労務費等を明記することで、製品の域内原産割合がPSRの基準を上回ることを示します。

以下の事例は、ワイヤーハーネス(HS8544.30)が控除方式で45%の域内原産割合(RVC)を超えることを示しています。計算ワークシートには、控除方式の計算に必要な製品のFOB価額、非原産材料価額を明記する必要があります。

積上げ方式を用いる場合には、製品のFOB価額その他、原産材料(間接材料を含む)の価額の情報を記載します。

記載した価額情報については、それぞれ根拠書類が必要となります。

〈計算ワークシートのサンプル〉

作成日：○年○月○日

HSコード	製品名	FOB価額 (出荷価額)	FOB価額 (円換算)	非原産材料の価額	域内原産割合	基準値
8544.30	ワイヤーハーネス	\$58	¥5,800	¥1,400	76%	45%

原材料等の構成 (※HSコードの記載は原則不要)

(HSコード)	部品名	原産/非原産単価	原産情報	価額情報	
(8443)	Tape cartridge	原産 (マレーシア)	TPP協定原産地証明書	在庫出庫記録、輸入インボイスの写し	
(8501)	モーター	原産 (日本)	サプライヤーからの資料(じえとろ電気)	在庫出庫記録、取引契約書、国内インボイス	
(8505)	フェライトコア	原産 (日本)	サプライヤーからの資料(じえとろ電気)	在庫出庫記録、取引契約書、国内インボイス	
(8532)	LED	原産 (日本)	サプライヤーからの資料(●●製作所△△工場)	在庫出庫記録、取引契約書、国内インボイス	
(8544)	銅線	原産 (日本)	サプライヤーからの資料(○○株式会社△△工場)	在庫出庫記録、取引契約書、国内インボイス	
		原産材料価額合計		¥1,100	
(3917)	プラスチック製管	非原産		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(3923)	プロテクター	非原産		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(3926)	Drive gear	非原産		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(4016)	ワッシャー	非原産		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(5901)	織物製テープ	非原産		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(7318)	Receptacle	非原産		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(7318)	Tapping screw	非原産		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(7318)	Nut	非原産		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(7318)	Class fuse	非原産		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(7318)	Spounge seal	非原産		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(7320)	Surge absorbers	非原産		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(7320)	ばね	非原産		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(8310)	サイプレート	非原産		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(8003)	はんだ	非原産		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(8533)	電気抵抗器	非原産		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(8534)	印刷回路	非原産		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(8536)	接続子	非原産		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(9607)	ファスナー(留め具)	非原産		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
		非原産材料価額合計		¥1,400	
	生産コスト・経費	-		¥2,700	製造原価明細
	利益	-		¥400	製造原価明細
	輸送コスト・チャージ	-		¥200	製造原価明細、国内輸送取引明細、通関業者取引明細等
		非材料費合計		¥3,300	

控除方式の場合、「非原産材料」の価額1,400円を特定し、FOB価額5,800円から1,400円を差し引いて、FOB価額で除することで(76%)を算出。

FOB価額	-	¥5,800	取引契約書、インボイスの写し、工場出荷記録等
外国為替レート US\$1 = ¥100		\$58	

【対象製品】生産国:日本、製造場所:霞ヶ関製造株式会社、仕向地:カナダ
 【協定名】CPTPP
 【適用した原産地規則】付加価値基準:RVC45%以上(控除方式)

材料単価決定方式は、各企業の採用する会計基準に基づいて決められる。

●控除方式には、原産材料の価額は出てこないで、控除方式を用いる限り原産材料単価の根拠を示す資料は不要。ただし、原産材料価額を積み上げる場合には、当該価額の根拠を示す資料が必要。

●控除方式or積上げ方式については、原産/非原産材料の点数、価額の大小等を考慮し、より簡便な方法を自由に選択可能。

③原産材料であることのサプライヤーからの確認書類

PSRで関税分類変更基準や付加価値基準を用いる場合、原産材料として扱った材料・部品の原産性を証明する必要があります。

証明には、国内やTPP11域内のサプライヤーから供給を受けた材料・部品が、TPP11において原産品であることを示す宣誓書を作成してもらうことになります。以下は国内サプライヤーからの宣誓書のサンプルです。TPP11域内他国のサプライヤーからの材料・部品の場合、TPP11の原産地証明書を宣誓書の代わりに用いることができます。

宣誓書には、材料・部品が原産品であることを示す宣誓文、供給した部品、材料の名称、型番などを記載する必要があります。

		○年○月○日	
東京都港区赤坂1丁目12番32号 霞ヶ関製造株式会社御中		東京都千代田区大関2-10-82 じえとろ電気株式会社 代表取締役社長 貿易 する雄	
宣 誓 書			
<p>拝啓 貴社益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。 さて、この度ご注文頂きました下記製品は、包括的および先進的な環太平洋パートナーシップ協定の品目別原産地規則に基づいた原産性確認の結果、以下の通りであることを宣誓いたします。尚、本宣誓書と当該製品の原産性確認に関する資料は5年間保存し、輸入締約国政府からの要請に応じてその要請先に提出いたします。 今後共、引続き倍旧のご厚情を賜りたく、切にお願い申し上げます。</p>			
			敬具
記			
品名	弊社型番	HSコード	確認結果
リターンピン(4本)用合金工具鋼鋼材	XY-47	7215. 50	原産材料
突き出しピン(4本)用炭素工具鋼鋼材	XY-48	7215. 50	原産材料
			以上

④トレーシングを適用する際に必要なサプライヤーからの確認書類

PSRの付加価値基準を満たすために、救済規定のトレーシングを域内原産割合(RVC)の算定に適用する場合、適用対象となる非原産材料の域内における加工に係る価額や非原産材料に含まれる原産材料の価額を示す根拠書類が必要となります。

東京都港区赤坂1丁目12番32号 霞ヶ関製造株式会社御中		〇年〇月〇日		
		東京都千代田区大関2-10-82 じえとろ電気株式会社 代表取締役社長 貿易 する雄		
宣 誓 書				
拝啓 貴社益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。 さて、この度ご注文頂きました下記製品は、包括的および先進的な環太平洋パートナーシップ協定の品目別原産地規則に基づき、非原産材料に該当しますが、その価額に原産材料及び加工費20%を含むことを宣誓いたします。尚、本宣誓書と当該製品の原産性確認に関する資料は5年間保存し、輸入締約国政府からの要請に応じてその要請先に提出いたします。 今後共、引続き倍旧のご厚情を賜りたく、切にお願い申し上げます。				
				敬具
記				
品名	弊社型番	HSコード	確認結果	販売価額
CPUクーラー	YK-122	8414.59	非原産材料	2,500円
販売価額に占める域内原産材料及び加工費:500円				以上

⑤材料の価額の確認書類

PSRで控除方式、重点価額方式、純費用方式による付加価値基準を用いる場合、計算ワークシートに記入する非原産材料の価額(単価等)を証明します。TPP11域外から輸入される材料、部品は非原産材料となりますので、輸入時に受け取るインボイス等が根拠書類となります。

China Trading Co., Ltd. 15th Floor No.321, Fu Shing North Road Sec.1 China Phone:+886(2)27742437 Fax:+886(2)277442438		Date: _____			
INVOICE		Invoice No. : MES- 1215YK			
BUYER: Kasumigaseki Manufacturing Co., Ltd. Akasaka 1-12-32, Minato-ku Tokyo, Japan 107-6006 <u>Shipped per:</u> "Ocean Blue"		<u>Contract No.:</u> CBCKN-00382H <u>Payment:</u> Irrevocable Letter of Credit No.THK-00257H at sight in favor of us issued by China Bank, Shanghai Branch			
From Shanghai, China to Tokyo, Japan					
Case Mark & Nos.	Description	HS	Q' ty	Unit price	Amount
					<u>QIF Tokyo</u>
JETRO	Plastic Tube	3917.10	1,200	¥250-	¥300,000-
TOKYO	Protector	3923.10	1,000	¥200-	¥200,000-
JTOTM-00186X	Washer	4016.93	800	¥200-	¥160,000-
CASE No.1-3	Electrical resistors	8533.10	600	¥150-	¥90,000-
MADE IN CHINA	Slide fasteners	9607.11	500	¥100-	¥50,000-
					Total: Japanese yen ¥800,000.-
"Freight Prepaid"					
China Trading Co., Ltd.					
Pong Ming Hai Managing Director					
E.&O.E.					

⑥ デミニマスを適用する際の根拠資料

PSRの関税分類変更基準を満たす目的で、救済規定のデミニマス(P.92)を適用することがあります。

その際、デミニマスの適用対象となる(関税分類変更基準を満たさない)非原産材料の価額が製品価額全体に占める割合が10%以下(繊維及び繊維製品に対するデミニマスはP.115参照)であることを示す必要があります。

これを証明するためには、対比表において該当する非原産材料の価額情報を記載します。

非原産材料の価額情報の根拠書類として、輸入時のインボイスなどの根拠書類も用意します。

〈対比表のサンプル(デミニマス利用)〉

作成日: ○年○月○日

HSコード	製品名	HSコード	部品名価額	原産情報等
9403.50	木製ベッド	4410.11	パーティクルボード	非原産(TPP11域外国A)
		4411.92	繊維板	非原産(TPP11域外国A)
		9403.90	家具部品(金属製)	500 非原産(TPP11域外国A) 輸入時のインボイスなど
		9403.90	家具部品(木製)	500 非原産(TPP11域外国A) 輸入時のインボイスなど
			製材	原産(TPP11域内国B) TPP協定原産地証明書
			合板	原産(日本) サプライヤーからの資料(じえとろ木材)
		
				価額を証明するために、輸入時のインボイスなどが必要。
FOB価額	9403.05	-	30,000	取引契約書、インボイスの写し、工場出荷記録等

デミニマス適用のため、価額情報を記載。
その他の非原産材料は関税分類変更基準を満たすため、価額情報の記載は不要。

【対象製品】生産国: 日本、製造場所: 霞ヶ関製造株式会社、仕向地: カナダ
【協定名】CPTPP
【適用した原産地規則】関税分類変更基準: CTH (4桁「項」の変更)

$(500+500) / 30,000 \times 100 = 3.3\%$
関税分類変更基準を満たさない非原産材料の価額が製品(木製ベッド)の価額に占める割合は10%以下。よって、デミニマス規定に基づき、これらの非原産材料は無視してよい。

⑦ 代替性のある産品の場合の根拠資料

代替性のある産品を用いる場合、一般的な会計原則に基づいて記録した在庫管理簿を作成、保存する必要があります。

商品有高帳

日付	摘要	受入高				払出高				残高			
		数量	単価	金額	備考	数量	単価	金額	備考	数量	単価	金額	備考
6/1	日本ボルト (日本)	500	2,000	1,000,000	日本産					500	2,000	1,000,000	日本産
6/10	Best Bolt Ltd. (TPP11域外国A)	500	1,000	500,000	A国産					500	2,000	1,000,000	日本産
6/15	Pump Manufacturing Co. (TPP11域内国B)					500	2,000	1,000,000	日本産	500	1,000	500,000	A国産
6/30	日本ボルト	300	2,000	600,000	日本産					300	1,000	300,000	A国産
7/5	Pump Manufacturing Co.					300	1,000	300,000	A国産				
9/10	Best Bolt Ltd.	100	1,000	100,000	A国産								

先入れ先出し方式に沿って、原産国(単価)が異なる製品ごとに管理簿に記録

先に在庫に入った日本原産(単価: 2,000円)のボルト500トン、残り200トンA国産(単価: 1,000円)から払い出す

10-7 原産性の確認手続

輸入国税関は、輸出者、生産者、輸入者に対して、書面や訪問による原産性の確認（いわゆる検認）を行う場合があります。

■概要

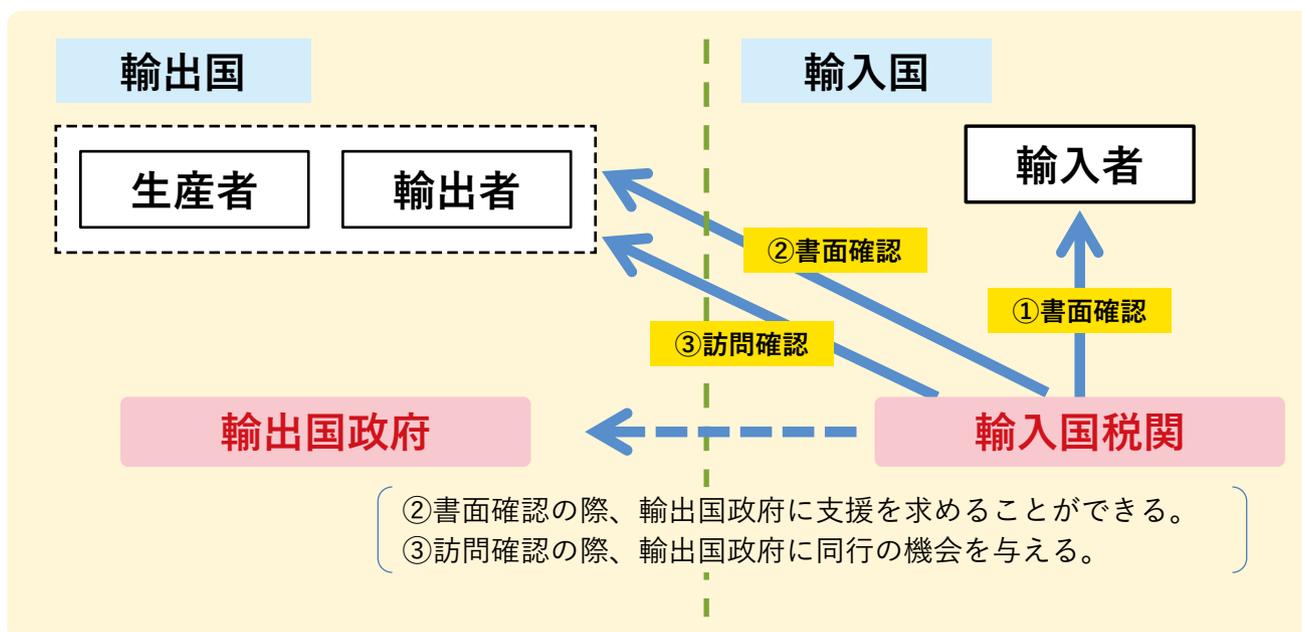
輸入国の税関は、産品が原産品であるかどうかを決定するために、情報を求めることができます。

- ①輸入者に対する書面による確認（書面確認：産品について、質問票等により情報を求めること）
- ②輸出者・生産者に対する書面確認
- ③輸出者・生産者に対する訪問による確認

（訪問確認：事務所や工場等を訪問し、産品の原産性を確認すること）

※輸入者、輸出者、または生産者が十分な情報を提供しない場合等は特惠関税の適用を否認される可能性があります。

確認に備え、原産地証明書を作成した輸出者、生産者、輸入者は、特惠関税を適用した輸出入に関する文書及び原産品であることを示すために必要な全ての記録を、原産地証明書の作成から5年間保存する義務を負います。



原産性の確認における産品の引き取り

原産性の確認中において、輸入締約国の国内法が定める関税の支払いや担保の提供が行われれば、産品を引き取ることができる（TPP第3章27条11項）。

確認の結果、確認対象の産品が原産品であると決定された場合は、当該産品に特惠待遇を与えられ、超過徴収された関税の還付や担保の解除が行われる。

（注）当該担保が他の債務弁済に充てられるものでない場合に限る。

■ 確認要請と対応

輸入国税関から原産性の確認の要請があった場合、輸出者、生産者、輸入者は、要請内容に応じて対応する必要があります。

輸入国税関の確認要請があった場合、原産性を証明する情報を提出します。適切に書類を保存しておらず要請に対応できない場合、原産性の確認が円滑に行えず、特惠関税が否認される可能性があります。

輸入国税関の確認要請を受けた輸出者、生産者、輸入者には確認対応のために一定の猶予が設けられています。この間に、関連書類の翻訳(英訳等)などを行うことができます。

確認の結果、輸入国税関が原産性を否認する旨の通報がある場合には、少なくとも30日の反証機会が与えられます。

なお、繊維または繊維製品については、追加的に別途訪問による確認の手続きなどが設けられていますので注意が必要です。

1. 確認対応	1-1. 書面確認の要請	少なくとも30日の回答期間あり、書面で提出。
	1-2. 訪問確認の要請	30日以内に視察を受け入れるかどうかを回答。
	1-3. 追加立証機会の提供	確認の結果、輸入側のTPP11域内国が原産性を否認する意図がある場合には、輸入者、輸入国税関に直接情報を提供した輸出者や生産者に対し、産品が原産品であることに関する追加情報の提出のために少なくとも30日の期間を与える。
2. 確認対応 (繊維・繊維製品のみ適用)	2-1. 書類確認の要請	1-1. に準じる。
	2-2. 訪問確認の要請	1-2. に準じる方法の他、輸入側のTPP11域内国は、訪問の20日前までに、訪問希望日、訪問の対象となる輸出者及び生産者の数などを受入側のTPP11域内国に通知し、具体的な訪問先についても事前通知を行う義務を負う。 (注) 訪問の有効性の観点から、事前通知されない可能性もある。
	2-3. 追加立証機会の提供	1-3. に準じる。ただし、事前通知なしに訪問が実施された場合、追加で30日の期間を要請することができる(計60日)。
3. 原産性の決定	3-1. 税関当局による確認後の決定	確認を行った税関当局は確認後90日以内、かつ最初の確認要請後365日以内に原産性の決定を行う義務を負う。技術的に判断が難しい場合、期間を延長できる。
	3-2. 原産性の否認根拠となりえる事由	輸入側のTPP11域内国は、(a)産品が特惠待遇を受ける資格がないと決定する場合、(b)原産品であることの確認の結果、産品が原産品であることを決定するのに十分な情報が得られなかった場合、(c)要請に回答しなかった場合等に、関税上の特惠待遇を否認することが可能。
	3-3. 原産性の否認	原産性を否認された産品はTPP11による特惠関税を享受することができない。

10-8 秘密の取扱い・罰則

原産性の確認のために輸入国税関が集めた情報の秘密は保持されることが決められています。

また、原産地手続きに違反した場合の罰則に関する規定もTPP11では定められています。

原産性の確認などを通じて輸入側のTPP11域内国が集めた情報の秘密は、保持されることがTPPの条文中で定められています。また、競争的地位を害する恐れのある開示から情報提供者を保護することも約束されています。繊維及び繊維製品については別途規定があり、情報を提供した側のTPP11域内国は提供先のTPP11域内国に対して、同意なしに秘密を開示しないことを書面で保証するよう要求できます。

原産地証明に関する違反に対しては、域内国の国内法規に基づき「適当な罰則」(TPP協定第3.30条)が科せられる可能性があります。輸入者は、原産地証明書が重大な誤りがあると判断する場合、申告内容を訂正し、納付すべき関税を納付した上で、必要に応じて罰金を支払います。輸出者または生産者も、自らが提出する原産地証明書その他の情報が虚偽である場合、罰則を科せられる場合があります。

参考：「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律」における罰則規定

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 虚偽の記載又は記録をした特定原産品申告書を交付し、又は提供した者
- 二 虚偽の記載又は記録をした特定原産品誓約書を交付し、又は提供した者

第十条 第五条第一項の規定による資料の提出の求めに対し、正当な理由がなくこれに応じず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは正当な理由がなく検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

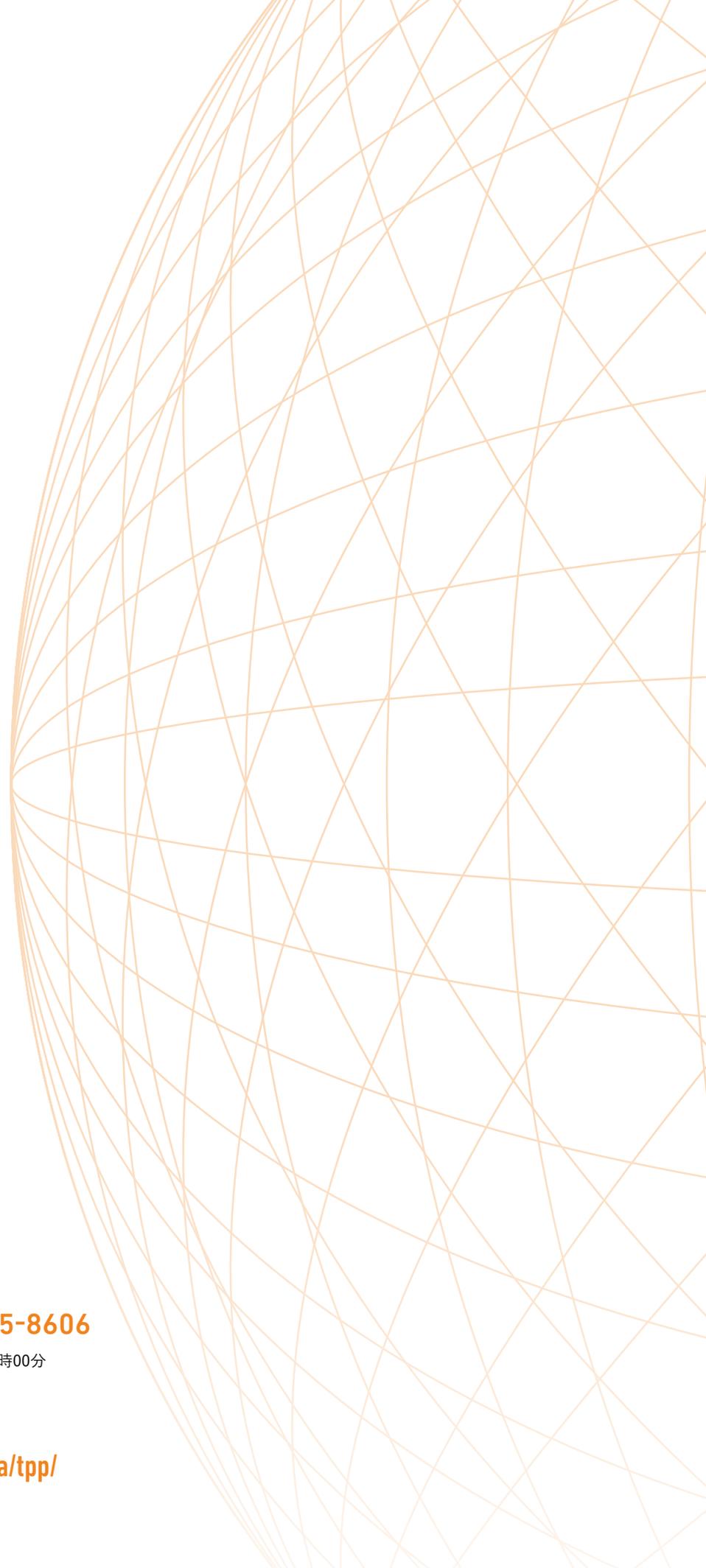
第十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

TPP11解説書 TPP11の特恵関税の活用について

作成 日本貿易振興機構(ジェトロ) 海外調査部海外調査計画課
〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32
Tel. 03-3582-5544 Fax. 03-3582-5309

【免責事項】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。本資料の掲載内容はできるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

また、本資料の無断での転載・複製を禁じます。



JETRO

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ご質問・お問い合わせ

■EPA・海外展開相談窓口

本部(東京)

大阪本部

Tel. **03-3582-5651**

Tel. **06-4705-8606**

受付時間：平日 9時00分～12時00分、13時00分～17時00分
または最寄のジェトロまで、ご連絡ください。

■ウェブによるお問い合わせ

<https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/tpp/>